

令和5年第437回定例会

矢吹町議会会議録

令和5年3月10日 開会

令和5年3月22日 閉会

矢吹町議会

令和5年第437回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月10日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	4
議員派遣報告	7
組合議会報告	7
町政報告並びに施政方針	8
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案の上程、説明(議案第4号～議案第6号、議案第8号～議案第24号)	23
散会の宣告	27

第 2 号 (3月13日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
職務のため出席した者の職氏名	30
開議の宣告	31
一般質問	31
三 村 正 一 君	31
会議時間の延長	49
芳 賀 慎 也 君	49

藤井源喜君	57
散会の宣告	64

第 3 号 (3月14日)

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65
職務のため出席した者の職氏名	66
開議の宣告	67
一般質問	67
関根貴将君	67
富永創造君	77
安井敬博君	92
会議時間の延長	108
青山英樹君	108
総括質疑	124
議案・陳情の付託	124
散会の宣告	125

第 4 号 (3月22日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	127
職務のため出席した者の職氏名	128
開議の宣告	129
発言の訂正	129
議事日程の報告	129
議案第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第11号、第15号の委員長報告、質疑、 討論、採決	129
議案第6号、第12号、第13号、第14号、第16号、陳情第1号、第2号、第3号、第4 号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	133

議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決	138
議案第17号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の委員長報告、 質疑、討論、採決	142
日程の追加	150
諮問第1号の上程、説明、採決	151
諮問第2号の上程、説明、採決	151
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
閉会の宣告	154
署名議員	155

令和5年3月10日（金曜日）

（第 1 号）

令和5年第437回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年3月10日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告並びに施政方針
日程第 5 議案第7号 令和5年度組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例
質疑・討論・採決
日程第 6 議案の上程
議案第4号・第5号・第6号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭君 教育長 大杉和規君

代表監査委員	佐藤昇一君	企画総務課長	佐藤豊君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	正木孝也君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工推進課長	柏村秀一君	都市整備課長	福田和也君
上下水道課長	有松泰史君	教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君
子育て支援 課長	小椋勲君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏家康孝 副局長 神山義久

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第437回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、本日、町長より小松副町長が欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、矢吹町議会会議規則第120条の規定により、

1番 芳賀慎也君

2番 関根貴将君

を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

第437回矢吹町議会定例会が本日3月10日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月8日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日3月10日から3月22日までとし、会議日程においては、お手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は

本日3月10日から3月22日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月10日から3月22日までの13日間に決定をしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査結果報告書、陳情文書表、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会及び福島県町村議会議長会令和4年度第2回定期総会における議案書等の写し並びに議案等説明のため出席を求める者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については11月分を12月23日に、12月分を1月24日に、1月分を2月22日にそれぞれ行いました。上下水道事業会計につきましては、10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結をいたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（角田秀明君） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番(芳賀慎也君) それでは、皆様、おはようございます。

それでは、閉会中の所管事務調査の結果報告をいたします。

なお、今回の調査は、総務教育常任委員会と産業民生常任委員会の合同による調査のため、代表いたしました、総務教育常任委員会委員長の芳賀が報告いたします。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第433回矢吹町議会定例会において両委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、所管事務調査結果報告書。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、調査結果。

今回、宮崎県川南町及び川南町教育委員会を訪問し、次の5項目について視察、研修及び施設見学を行ってまいりました。

1つ目は、第6次川南町長期総合計画の概要と重点プロジェクトについてであります。

2つ目は、川南町のDXの推進及び取組についてであります。

3つ目は、川南町立中学校統合計画についてであります。

4つ目が、川南町総合福祉センターの施設見学であります。

5つ目は、川南PLATZ(ぷらっつ)の施設見学であります。

それでは、研修項目ごとにその内容、感想、所感等を報告いたします。

まず初めに、第6次川南町長期総合計画の概要と重点プロジェクトについてであります。 「豊かさを活かし 共に未来を拓くまち かわみなみ」を目指す町の将来像とし、基本理念を「共に考え 共に挑み 共に切り拓く」として計画されております。

第6次川南町長期総合計画の重点プロジェクト基本目標として、大きく3つ掲げられております。

1つ目が、まちづくり。まちに新しい人の流れをつくりだす小さな拠点とコンパクトなまちづくり。

2つ目、ひとづくり。それぞれが考える結婚、妊娠、出産の形を後押しし、ここで子育てしたいと思うまちづくり。

3つ目が、仕事づくり。時代の潮流を取り入れ、しごとを守り、育て、興し、雇用を創出することで都会からの人材を受け入れるまちづくりとなっております。

特に重視する視点として、1番目が経営感覚、2つ目が経済性、3つ目が環境醸成、4つ目が人材育成、5つ目が協働、共創の視線であり、優先的、重点的、横断的に取り組む施策の視点については、実現性の高い住民の暮らしに必要な計画であると思われれます。特に、まちづくりの根幹はひとづくりとの説明があり、説得力のある内容でありました。また、各施策の一つ一つにSDGsの視点としてのコメントを入れており、誰一人残さない持続可能な社会の実現に力を入れていることがよく分かる内容でありました。

次に、川南町のDXの推進及び取組についてであります。令和3年度に組織機構の改革により情報統計係が新設され、自治体DX職員研修を経て、DX推進チーム会議を令和3年に設置、自治体DX職員研修で洗い出された対象業務の改革のサポート等の取組から開始されております。

推進チームをつくった理由としては、業務改革支援業務を外注すると多大な費用が発生すること、忙しいのに業務フローの洗い出しが発生し負担が大きいこと、目の前にある課題を一緒に解決することで変わることへのハードルを下げるとともに、ノウハウの共有化を図るという内容でございました。職員の皆さんが主体的に取り組んでおり、自分たちでできることはやっている点がすばらしく、それがすなわちひとづくりにつながっているということが分かりました。

自治体DXは、限られた経営資源を最適化し、住民福祉を最大化する手段の一つであります。システムやソフトを導入することがDXではありません。職員のデジタルリテラシーを上げるとともに、新たなシステム、ソフトの導入や業務改革を進めるプロセスを共有することで、自治体DXが進んだ先のあるべき姿を共につくっていく場こそが川南町DX推進チーム会議の本質であるという説明を聞き、まさにそのとおりであると再認識いたしました。

次に、川南町立中学校統合計画についてであります。

まず、川南町における中学校区の生徒推移予測を見ると、明らかに生徒数の減少が見てとれます。川南町においても、今般の出生数の減少、少子高齢社会の影響が顕著に表れております。そういった中で、平成28年に中学校統合及び新中学校を設置することを指名されてから、開校予定の令和8年まで長い期間を要する事業となりました。

これまでに、住民説明会11回、住民座談会14回、各種団体代表と有識者による審議会9回、アンケート調査が2回実施され、令和3年12月議会定例会において、川南町立中学校整備基本計画（両中学校の統合と設置場所について）が可決となり、同じく教育委員会においてもサンA川南文化ホール図書館東側及びその周辺と中学校統合基本計画が可決されました。新中学校の設置が示されてから、中学校開校まで長い年月を要していることと、住民への説明と意見交換会が数多く開催されていることから、町民との合意形成にご苦労されていることが分かる内容でありました。

次に、川南町総合福祉センターであります。1階に川南町子育て支援センターこどもん、病児・病後児保育施設ケアルームこどもん、にぎわいホールや各種ルームがございます。2階には、川南町福祉課、川南町社会福祉協議会、相談コーナー、川南町地域包括支援センターと福祉関係の施設が集約されており、福祉関係で何か困ったことがあった際には、この総合福祉センターに来れば、関連の窓口にすぐつなげることが可能であり、非常に利便性の高い施設となっております。また、建物が免震構造となっており、災害発生時の避難所兼災害対策本部としての一面も兼ね備えた施設となっております。

次に、川南PLATZ（ぷらっつ）であります。東九州自動車道の川南パーキングエリアの機能を果たしながら、一般道からも道の駅のように気軽に同じサービスを受けることができる九州初めての施設であります。地場産品や土産物の販売、食堂やテイクアウト店舗が併設されており、高速道路の利用者に併せて一般道からの一般客の利用者も見込める非常にすばらしい施設となっております。川南PLATZ（ぷらっつ）は指定管理者制度により運営され、年間の指定管理料が500万円で売上高が3億円を超えるという内容でございました。

川南町は、海の幸、山の幸をはじめ、畜産業、農業に恵まれており、このPLATZ（ぷらっつ）が生産者の収益の一助となっております。特に、川南町の生産物が高品質であることや、その品質を高める努力をされていることから、ふるさと納税額での寄附金額約15億円というのも納得のいく内容となっております。

最後に、今回の研修の総括をいたしますと、日本3大開拓地川南町のことはよく聞いておりましたが、聞くだけでなく、今回の研修で実際に宮崎県川南町を訪問し、川南町の環境や風土について直接肌で感じ取ることができたことが非常に良かったと感じております。また、今回の研修に携わっていただいた川南町役場の方々をはじめ、町三役、町議会議員の皆様と交流させていただいた中で、川南町の特色や現在抱えている課題、問題についても話を伺うことができたことも良かった点であります。

今回、総務教育常任委員長という立場で川南町視察研修に参加させていただいた中で、特に注目していたのが、川南町立中学校統合計画についてでございます。

現在、本町においても、川南町同様に出生数の減少、少子高齢社会が進んでおり、本年度町立幼稚園、小学校の統廃合について、矢吹町学校適正化検討委員会が設置されました。川南町では議論開始が平成28年、新中学校開校予定が令和8年と開校まで約10年の時を要しております。途中、町長選挙等の影響もあり、止まっていた時期もあったようではありますが、川南町立中学校統合に向け、しっかりとかじを切っていることがうかがえました。中学校統合反対派も少なからずいるようではありますが、説明をいただいた川南町山本教育課長から、そういった方々についても中学校統合の必要性、重要性についてしっかりと説明し、真摯に対応しているとのことであります。本町におきましても、学校適正化検討委員会を進めていく上で、町民の皆さんの意見をしっかりと受け止め、真摯に対応していくことが大切であると感じました。

今回の視察研修での中学校統廃合計画についてはもちろんのこと、第6次川南町長期総合計画の概要と重点プロジェクトについて、自治体DX推進の取組、総合福祉センター視察、川南PLATZ（ぶらっつ）視察は、本町においても取り組まなければならない事項が多く、より具体的な内容であったため、参考となる点が非常に多く、また実り多き有意義な研修となりました。

なお、今回の視察研修に参加した委員全員の感想、所感につきましては、報告書にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、身に余る歓迎と多大なるご配慮をいただき、中村昭人議長様、日高昭彦町長様、坂本幹夫教育長様、新倉好雄議会事務局長様をはじめ、職員の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告といたします。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでございました。

◎議員派遣報告

○議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了をいたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告をいたします。

初めに、令和4年12月22日に開催されました令和4年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は2件であります。

内容につきましては、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和4年度一般会計補正予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、令和5年2月22日に開催されました令和5年第1回白河地方広域市町村圏整備組協議会定例会に提出されました議案は7件であります。

内容につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の定年引き上げ等に係る条例と、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に係る条例等、全部で4件、令和4年度一般会計補正予算及び令和4年度水道用水供給事業会計補正予算、令和5年度一般会計予算及び水道用水供給事業会計予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、2月27日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告をいたします。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第74回定期総会において、町村議会及び議員に関わる自治功労者の各受賞者への表彰伝達が行われました。本議会から、鈴木隆司議員、青山英樹議員が自治功労者として表彰されました。

引き続き、県下町村議会議長の出席の下、定期総会が開催されました。

提出議案等の内容につきましては、令和3年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、令和4年度一般会計補正予算（第1号）、令和5年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算提出され、それぞれ承認、または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料等をご覧くださいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

それでは、全国町村議会議長会より自治功労者表彰を受賞されました、鈴木隆司議員、青山英樹議員への伝達を本席において行いますので、暫時休議をいたします。

(午前10時26分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午前10時33分)

◎町政報告並びに施政方針

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第437回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ議員の皆様にご感謝申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第437回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきまして、町民の皆様には、基本的な感染対策の徹底と継続について、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

オミクロン株の新たな変異株の発生などによる感染が続く中、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等の関係者の皆様をはじめ、感染対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えてくださっている事業者の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

新型コロナウイルス感染症の感染状況についてであります。県内では、令和4年12月16日に発出された「福島県医療ひっ迫警報」の期間が2月5日まで延長され、医療提供体制の負荷軽減のため、「救急車・救急外来の適正な利用」、「抗原定性検査キットによる自己検査の実施」、「速やかなワクチン接種」などの周知徹底により、県全体といたしましては1月下旬頃から感染者数が減少し、感染状況も落ち着きを見せているところであります。

これまでの町の取組といたしましては、町民の皆様には医療機関の負荷を減らすため、「抗原定性検査キットによるセルフチェック」、「救急車・救急外来の適正利用」、「正しいマスクの着用」などの基本的な感染対策の徹底を広報やぶきや防災行政無線により呼びかけてまいりました。

今後も、国や県の動向を注視し、新型コロナウイルス感染症における感染対策と社会経済活動の両立を図りながら、引き続き万全の体制で取り組んでまいります。

なお、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部より、今月13日以降のマスク着用の考え方が見直され、着用は「個人の判断」を基本とした方針が示され、また5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけを「2類」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定しております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。本町では、10月7日からオミクロン株対応ワクチンによる接種を町文化センター及び町内の医療機関で実施してまいりました。国が掲げた年内での接種完了の目標を達成すべく、年内というのは去年のお話ですね、集団接種の最終日を12月23日に設定し、速やかに接種体制を構築したことにより、2022年の年内には、おおむね希望する方の接種を終えたところであります。

2月7日現在、本町におけるワクチンの接種人数及び全人口の割合で示した接種率につきましては、1回目の接種を終えた方は1万5,155名で88.0%、2回目の接種を終えた方は1万5,059名で87.4%、3回目の接種を終えた方は1万2,846名で74.5%、4回目の接種を終えた方は9,621名で55.8%、5回目の接種を終えた方は5,373名で31.2%となっております。なお、これらの接種人数及び接種率につきましては、オミクロン株対応ワクチンによる接種人数を合算しております。

3月8日現在、直近において、本町におけるワクチンの接種人数及び接種率につきまして申し上げますと、1回目の接種を終えた方は1万5,212名で88.3%、2回目の接種を終えた方は1万5,133名、87.8%、3回目の接種を終えた方は1万2,925名で75.0%、4回目の接種を終えた方は9,676名、56.1%、5回目の接種を終えた方は5,421名、31.4%となっております。

本町では、これまでに広報やぶきや防災行政無線等を活用し、迅速な周知を図りつつ、多様化するニーズに合わせ、夜間、休日等の接種機会を確保するなど接種体制を充実させ、感染拡大の防止に努めてまいりました。

今後も、国からのワクチンに関する様々な情報を速やかに周知し、希望する多くの町民の皆様が安心して接種できるよう接種体制の確立に努めてまいります。

次に、町独自の経済支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により消費が落ち込み低迷した地域経済の活性化を図るため、矢吹町商工会と協力しまして、矢吹町プレミアム商品券を発行いたしました。プレミアムの付与率は過去最大の30%で、1枚当たり1,000円の商品券を13枚つづりで1冊とし、合計2万冊、総額2億6,000万円規模の事業を今年度実施し、好評を博しているところであります。

また、個人消費を喚起するため、町内の小規模事業者や中小企業者で組織する団体が、個人消費の喚起及び販売促進につながるイベント等を行う際に要する経費の助成を開始し、1月末現在、3団体に69万6,000円を交付しました。

さらに、令和4年1月から9月までの期間における売上げが、令和3年同月分の売上額と比較し20%以上減少している飲食店や小規模事業者等を対象に、1事業者当たり10万円を給付する「新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金」として、1月末現在、68事業者に対し680万円の給付を行いました。なお、2月末現在では、85事業者に対して850万円を給付しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組んでいる町内店舗を対象に、感染対策に要する費用の一部として1店舗当たり3万円を助成する「店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金」につきましては、1月末現在、93店舗に対し279万円を交付しております。なお、2月末現在では、105店舗に対し315万円を交付しております。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等への支援として、国の補助金を活用し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する事業を実施いたしました。

対象となる世帯は、令和4年9月30日現在、本町の住民台帳に登録されている方であり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯及び予期せず令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となる家計急変世帯であります。対象となる世帯につきましては、11月25日に住民税非課税世帯1,566世帯へ確認書等を送付し、2月21日現在で、1,472世帯へ7,360万円を支給しております。なお、直近の3月8日現在では、1,476世帯に対して7,380万円を支給しております。

次に、矢吹町物価高騰対応光熱費等助成金についてであります。原油価格や物価の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等への支援として、県の補助金を活用し、1世帯当たり7,000円の給付金を支給する事業を実施しております。

対象となる世帯は、令和4年6月1日現在、本町の住民基本台帳に登録されている方であり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯であります。対象となる世帯については、11月14日に住民税非課税世帯1,193世帯へ確認書等を送付し、2月21日現在で、1,071世帯へ749万7,000円を支給しております。なお、3月8日現在、直近では、1,073世帯に対して751万1,000円を支給しております。

受付した申請書につきましては、随時内容を審査し、令和5年3月末申請分まで助成金を支給してまいります。

次に、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するために、対象児童1人当たり一律5万円の給付をひとり親世帯に対しては福島県が、ひとり親世帯以外に対しては本町が7月から給付を開始し、1月末現在で児童175名分、875万円を支給しております。

次に、やぶきっ子応援給付金についてであります。コロナ禍における原油価格、物価高騰による生活に影響を受けている子育て世帯に対し負担の軽減を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町独自で給付金の支給を実施しております。

令和5年1月1日に矢吹町に住民登録がある平成16年4月2日以降に生まれた児童を養育している方に、対象児童1人当たり1万円を給付するもので、1回目の給付を2月10日に行い、2月末現在、1,146世帯、児童数2,176名へ2,176万円を支給しております。なお、直近3月8日現在では、1,350世帯、児童数2,461名へ2,461万円を支給しております。

4ページをご覧ください。

次に、保健福祉施設に係る災害復旧についてであります。

保健福祉センターにつきましては、外部舗装のひび割れ、玄関ロビーの照明不具合、雨水施設等、全ての復旧工事を完了しております。

福祉会館につきましては、壁クロスの破損、外部はりの損傷被害があり、復旧工事実施設計を終え、12月より修繕工事に着手し、2月20日に完了いたしました。

あゆり温泉では、男女浴室内外壁の損壊や落下等の被害があり、11月11日に工事が完了し、12月1日より営業を再開しております。

また、文化財につきましては、三十三観音の磨崖仏において崖部の亀裂の拡大、一部岩盤の崩落の危険が確認されたということから、安全上の観点から引き続き立ち入りを制限しております。現在、対策について調査、検討を行っており、今後対策について決定してまいります。

6ページをご覧ください。

次に、令和5年町民新年会についてであります。1月12日、ホテルニュー日活において、矢吹町商工会、東西しらかわ農業協同組合、夢みなみ農業協同組合との共催により、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期しながら、3年ぶりに町民新年会を開催いたしました。

異業種間の交流による情報交換等から地域の産業、文化等の発展、向上に資することを目的に開催してまいりまして、約150名の関係各位が一堂に会し、私からの主催者挨拶の後、角田町議会議長をはじめ来賓の皆様の祝辞の後に、鏡開き、乾杯を行い、歓談中のアトラクションでは、初音会による琴の演奏や、花吹流寿々蘭会、矢吹スポーツ民踊ひまわり会による祝踊が披露されました。

次に、矢吹町コミュニティバス実証実験運行についてであります。

本事業は、町内における公共交通の活性化と、町民の皆さんにとって利便性が高く、効率的な新たな公共交通体系づくりを目的に、令和4年12月1日から令和5年3月31日の期間、コミュニティバスの試験運行を行うものであります。当該バスの運行初日には、役場玄関前において出発式を実施し、運行開始を記念したテープカットを行いました。なお、3月3日現在では、延べ468名の方にご利用いただいております。

ただし、これにつきましては実証実験ということもあり、現在の利用者数というよりは、今後3年、5年の間に免許返納であったり、高齢者の足がどんどん交通利用できるものが少なくなっていくこと、そしてその活動がどんどん停滞していくことについての対策、あるいは子供たちの学校の送迎等も含めて将来視野に入れているものでありますので、まさに3年後、5年後をにらんで、現在の利用者数というよりは、その改善、どういった形で将来像をいくかと、こういうことを考えていくことになるかと思えます。

次に、遊水地整備事業についてであります。12月21日、三城目地区遊水地対策協議会の堀井会長、小針副会長、飯島副会長、上野副会長が福島河川国道事務所阿武隈川上流緊急治水対策出張所と福島県県南建設事務所、矢吹町役場を訪れ、「阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに伴う遊水地整備事業に関する要望書」を提出し、各事業者からは要望事項について検討していきたいと話がありました。

また、1月24日から26日まで、三城目集落センターにおいて、国による阿武隈川遊水地整備計画に関する住民説明会が開催され、57名が出席し、これまで要望のあった各種検討事項について報告があり、県道矢吹・小野線の付け替えルートの決定や、阿由里川の1級河川指定に向けた検討、内水対策検討、整備後の土地利用に向けた検討状況の説明がありました。

次に、ガバメントクラウドファンディングによる農家支援についてであります。農業関連資材の高騰により苦境に立たされている町内農家への経済的支援と農畜産物の消費拡大を目的に、ふるさと納税制度を活用した「ガバメントクラウドファンディング」を令和4年12月9日から令和5年3月8日までの90日間で挑戦しており、2月16日現在、全国から148名、314万1,036円のご支援と心温まる全国からのメッセージをいただきました。なお、最終的には、全国156名の方から322万8,036円の多大なるご支援と心温まるメッセージをいただきました。ご支援をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

また、この取組に共感をいただいた企業2社から、企業版ふるさと納税制度を活用し、115万円のご支援も併せていただきました。ご支援いただいた全ての寄附金は、肥料や燃料、畜産飼料等の高騰に苦しむ町内農家への支援金の財源として活用し、支援者からの応援メッセージにつきましても、全ての支援対象農家の方へお知らせする予定となっております。

次に、一般国道4号矢吹鏡石道路整備事業についてであります。

地元住民からの各種要望を集約し、国に対して要望等を行うとともに、整備促進に向けた地域の合意形成及び地域振興と発展を図ることを目的とした「矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会」が11月15日に開催され、早期の4車線化へ向けた事業への協力について確認されました。

また、協議会として12月9日に、国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長へ、協議会の設立趣旨の説明、事業に対する協力依頼書の提出を行い、国と町、協議会との連携・協力体制の下、本事業を進めていくと確認されました。なお、本事業におきましては、現在、国、県、町の3者で、事業計画の見直しについて協議を重ねております。

ここまで、町政報告から12点を抜粋し報告申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他23項目につきましては、お手元に配付いたしました第437回矢吹町議会定例会町政報告により、報告

とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、令和5年度の施政方針を述べさせていただきます。

議員各位には、平素から町政運営にご支援をいただき、心から感謝を申し上げます。

本日ここに、第437回矢吹町議会定例会を招集し、令和5年度の予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、1月15日で3年が経過いたしました。町民の皆様、事業主の皆様には、引き続き感染防止対策にご協力をいただいていることに、心から感謝申し上げますとともに、医療従事者等の皆様におかれましては、健康と命を守るという使命を持ち各業務に取り組まれていることに対し、改めて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスは、変異を繰り返し、これまで国内では8回の流行の波があり、今後も変異を繰り返し、収束までには再度流行が生じるなどの懸念はありますが、本町では、全国、県内の状況などを適時、防災無線などにより町民の皆様への周知徹底を図り、またワクチン接種の推進に全力を尽くし、感染拡大防止を迅速確実に進めてきたところであります。

国では、令和5年5月8日から感染法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に「2類」から移行すること及び3月13日からマスクの着用は屋内外を問わず、基本的に個人の判断に委ねると決定しております。しかし、今も伝播力は季節性インフルエンザよりはるかに高い状況にあるということについては変わりありません。

町民の皆様、事業主の皆様には、自分や家族の健康、安全を守るため、家庭内及び職場内で学んできた基本的な感染予防対策など、リスクに応じた対応につきましては、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。今後も、全国、県内の感染状況を注視しながら、感染拡大防止についての的確に対応してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症は、社会、経済、教育、財政などにおいて、極めて影響も大きく、日常生活に急速な変化をもたらしました。その一方、これまでの感染拡大を経験する中で、日常生活や経済活動における感染防止の取組などの対応力は、町民の皆様の協力及び医療関係者の懸命な努力の下強化が図られております。町内の社会経済活動の維持と経済回復のため、町民一人一人が人と人との関わりを回復させる、この取組を前進させ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいります。

なお、令和3年度に策定した「デジタル田園タウン構想」に掲げた項目を基軸に、最先端のデジタル技術等の活用を一層強化しつつ、全ての施策においてウィズコロナ時代、これを見据えた展開を図ってまいります。

次に、デジタル田園タウン構想事業についてであります。

国では、デジタル化によって各地方の様々な社会課題を解決しながら、それぞれの地方が個性を生かしながら活性化を図り、地域の魅力を向上させ、日本全体が成長することを目指す政策として、「デジタル田園都市国家構想」が進められております。

本町では、「デジタル田園タウン構想」を策定し、社会基盤として都市と地方でも同じくデジタル環境が浸透している状況を踏まえ、デジタルを活用することにより、町民の皆様が快適に暮らせる社会の実現を目指し

た事業を推進しております。

組織体制につきましては、昨年6月に私が最高統括責任者、副町長を本部長とする「矢吹町DX推進本部」を設置し、情報収集、方向づけ、観察、最善の決定、実行、これらをスムーズにそして迅速に繰り返し行っていく「OODAループ」を活用しながら、柔軟でスピード感を重視した取組を組織と人材の面から推進する全庁的な推進体制を構築し進めております。モチベーションが高い若手職員が各専門部会において積極的に関わっており、デジタル実装に向け、町民の皆様全てに恩恵をもたらす、誰一人取り残さない視点や効率性と効果を重視しながら、行政DX、デジタルトランスフォーメーションですね、地域DX、デジタルによる社会の革新、変革であります。これらに連動するサービスの提供など、地域に寄り添った安心感がある仕組みづくりを目指し、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めてまいります。

また、国の計画において、重点的な取組事項とされている「情報システムの標準化・共通化」や「行政手続のオンライン化」の実装を通じ、新しい技術を活用できる人材の育成に努めてまいります。

都市を上回る利便性と魅力を備える地方像を実現する、ここが重要だと思いますが、このためには矢吹の豊かさを生かし、幸せに暮らせる社会、デジタル田園タウンへの転換が必要であります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、物価高騰への効果的な対策についてであります。

我が国を取り巻く様々な環境変化として、コロナ禍におけるロシアによるウクライナ侵略、気候変動問題、急速な円安などがあり、エネルギーを含む物価高騰による町民生活や農業、商業、工業とあらゆる職種の事業者の経営に及ぼす影響が、令和5年度におきましても懸念される状況にあります。国・県による物価高騰対策を注視しつつ、本町への影響を的確に把握し、必要かつ効果的な対策について検討してまいります。

次に、子育て世帯に選ばれるまちについてであります。

少子化や家族形態の多様化などにより、子供や保護者を取り巻く環境が変化していることから、妊娠から出産、子育ての期間において、切れ目のない手厚い支援を行ってまいります。

現在、少子高齢化が急速に進む中、移住定住は多くの自治体の主要な課題であります。本町には、四季折々の美しい田園が一面に広がる自然豊かな風景があり、幼いうちから自然に触れ合うこと、そして貴重な農業体験等が年間を通し行うことができます。

また、子供の遊び場として屋内外運動場「未来くるやぶき」、図書館、公民館機能を備え、子育て相談もできる「複合施設KOKOTTO」、加えて家族がリフレッシュできる施設として、「大池公園キャンプ場」、源泉かけ流しの「あゆり温泉」などの施設もあります。さらに、車で数分の買物から30分程度で白河市や郡山市の都市部に行くことができる地の利のよさなどの強みがあります。

このような強みに加え、子育て世代への特色ある各種支援策の一層の拡充を図り、その取組を積極的に情報発信していくことで、子育て世代に選ばれるまちを目指してまいります。

また、子育て世帯に対し継続的な相談に応じ、その内容から必要な支援策につなぐ伴走型の支援を行い、若い世代が安心して産み育てられる環境整備及び若い世代の就労の確保、仕事、子育てが両立できる待機児童ゼロを継続し、経済面や柔軟な働き方が安心できる社会経済の基盤整備を図り、出生率の向上、出生数の増加を掲げ、多くの若者が家族を持つ将来像、これこそがやはり持続できる地域社会、この基礎だと考えております。

が、これが描けるよう各種施策を展開してまいります。安心して子供を産み育て、子供たちが健やかに成長できる環境づくり及び学力向上等の事業の充実を図りながら、子供たちが本町の魅力を体感し、将来、本町出身であることが誇りであり、愛すべきふるさととなるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、国の大規模プロジェクトの推進についてであります。

令和4年度に引き続き、国土交通省東北地方整備局の大規模事業として一般国道4号矢吹鏡石道路及び阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの事業が、具体的に進められてまいります。両事業ともに、本町の将来に大きな影響がある事業であり、関係する地域の方々の意見や要望等を踏まえながら、将来を見据えた利活用等の協議を進め、国に対し積極的に要望活動を行ってまいります。

国道4号の拡幅につきましては、安全・安心の対策はもとより、交流人口、関係人口の増加を見据えた町民、事業者の利便性の視点を大切に協議してまいります。なお、国道4号の計画に合わせた町内の道路網整備計画の検討を深めつつ、町内に立ち寄っていただける魅力あるコンテンツを創出する事業も併せて行ってまいります。

現在、郡山、須賀川、白河ともに大変開発事業、道路、それから様々なコンテンツも含めて積極的に行っている状況が皆さんもご覧いただいていると思います。もう念願の宿願の国道4号線拡幅をしても、前から申し上げているように、本当に道路網きちんと整備し4号線を生かす、そして魅力あるコンテンツを矢吹町の中にしっかりとつくっていかないと、素通りされるだけの国道4号線になってしまうということが言えるかと思えます。そこを、これから本当にしっかりと対応していかなくてはいけないと思っております。

また、遊水地の整備につきましては、流域全体で浸水被害を軽減させる流域治水の対策として計画されており、遊水地整備計画が進められている鏡石町、玉川村との連携はもとより、阿武隈川流域に隣接する各自自治体及び福島県との協議につきましても注力してまいります。関係者及び地域に丁寧に関わりながら、地域や個人の課題、意見等が計画にしっかりと反映できるよう、国・県に対し、周辺自治体と連携し、強く要望してまいります。

次に、第7次矢吹町まちづくり総合計画の策定についてであります。

令和5年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の計画期間の最終年度を迎えることから、これまで実施してきた各事業の検証作業を行いながら、新たな総合計画の策定業務を全庁的に進めてまいります。

次期総合計画の策定については、アンケートやワークショップなどの町民参加型の事業、まちづくり総合審議会やパブリックコメントなどにより、多くの皆様からご意見をいただき、その内容をしっかりと受け止め、新たな総合計画に反映してまいりたいと考えております。若い世代、子育て世代等が求めているニーズ把握に努め、将来の矢吹町の目指すべき姿を町民の皆様と共に描き、若い世代が定住し、魅力ある豊かな生活ができる具体策を示してまいります。

次に、ポストコロナの新しい矢吹町への深化であります。

来年度は、町の活性化を重視した事業等をさらに実施してまいります。文化、芸術、スポーツなどの活動を通じ、子供からお年寄りまで、全ての方が元気で生きがいを感じることができ、改めて本町の誇るべき歴史と魅力を感じていただけるよう様々な行事、イベント等に取り組んでまいります。

また、地域公共交通として町民の皆様の利便性向上のため、現在、巡回型コミュニティバスの実証実験を実

施しております。利用者の皆様からご意見をいただいております、その改善を図るため、3月1日から停留所の増設、時刻表の一部変更などを実施したところであります。将来の暮らしを支える公共交通として、大変重要な事業であり、また、町が抱える地域課題の解決にもつながる事業として、誰もが移動に困らない生活の実現を目指してまいります。

なお、一般国道4号矢吹鏡石道路の計画、遊水地の整備などは、将来のまちづくりにおいて大きな影響がありますので、安全・安心な整備はもとより、町民の皆様にも恩恵がある事業となるよう努めてまいります。

町民の皆様から多くの声を聞き、感染症や自然災害に適切に対応しつつ、強靱な備えを構築し、魅力や強みを伸ばし、また、町内外の方に本町のよさが感じられるよう磨きをかけ、新たなステージに向け挑戦し尽力してまいりたいと考えております。

さらに、今後の町政運営については、将来に希望の持てる活力ある矢吹町を目指して、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様の創意と英知を結集し、来るべき未来にふさわしい活力と魅力に満ちた町民本位のまちづくりのために全力でチャレンジしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、令和5年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

初めに、デジタル田園タウン構想事業の取組であります。

本町の将来の基盤となるものがデジタル化の推進であり、行政DXと地域DXの戦略を着実に、計画的に進めていくことが、地域の経済発展や様々な課題の解決への道しるべにつながるものと確信しております。デジタル田園タウン構想事業については、単にデジタル化の推進にとどまらない、地方の活力と新たな価値を生み出す推進力にもなり得るものであり、本町の強みの一つに加えることにより、この後説明いたします6つの重要施策の課題解決や実現に向け、大いに期待できるものと認識しております。

行政DXにつきましては、行政サービスの向上、公務能率の向上、ウィズコロナ対策、デジタル基盤整備に取り組む、地域DXについては、町特有の課題を解決するためのデジタル実装、町内外のデジタル人材の確保、デジタル実装を支えるデジタル基盤整備、持続可能であり、包括的かつ相互性のある地域社会の実現について各種事業を進めてまいります。

年度当初の新たな組織体制の下、デジタル化の実装により、全ての町民が恩恵を受けられる社会を目に見える形として実現してまいります。

次に、農業政策に関する取組であります。

阿武隈川の遊水地整備については、流域治水として安全・安心な防災、減災の環境を整える事業として進められておりますが、本町の優良な農地が大きく減少することから、農業政策においても多大な影響がある事業であります。その整備については、地権者の皆様、三城目地区遊水地対策協議会をはじめ、関係機関の方々のご意見を十分に踏まえ、地域に寄り添った対応策をしっかりと行ってまいります。また、遊水地の整備により発生する建設発生土を利用した農業団地について、基本構想を策定いたします。

さらに、遊水地の区域内水路等を管理している矢吹土地改良区において、事業量に大幅な増加が見込まれるため、連携強化を図ってまいります。地域の安全性がより高まる流域治水の計画となるよう、地域の意向をしっかりと鏡石町、玉川村とともに国・県に積極的に要望してまいります。

また、本町の農業政策において、農家の高齢化、担い手不足、遊休農地拡大などの課題があります。担い手

である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる稼げる農業への支援を強化してまいります。

農業経営の形態支援として、農地中間管理機構を通した貸手、借手の支援を通じる農地中間管理機構活用事業に取り組むとともに、土地改良事業による圃場整備の推進及び強い農業づくり推進事業による安全・安心な農産物づくりを推進してまいります。

また、担い手の支援として、育成活動、機械導入、法人化、経営改善計画などについて、担い手の経営に合わせた支援策の充実を行ってまいります。

用水の供給が困難な圃場については、耕作放棄地にならないよう畑作物の推奨等を図るとともに、転用が可能な農地について新たな利活用等を検討いたします。

なお、農家の所得向上策については、経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化拡充を図るとともに、飼料米などの新規需要米の作付に対し、現状に合わせた町独自の上乗せ助成を図ってまいります。加えて、一般社団法人日本食農連携機構との連携により、集落営農や農業生産法人による共同経営に関する先進的な事例を調査研究し、本町に新しいブランドとなる魅力ある農産物の開発、そして産地化を図るための農業体系の構築に力を注いでまいります。

続いて、移住促進に関する取組であります。

町外、県外からの移住促進を後押しするため、本町の特色や強みなどをPRしながら、事業を進めてまいります。

本町の特色の一つとして、農村部と都市部が混在している点は、自然環境の中での田舎暮らし、便利な場所での生活などが選べる状況であり、移住者を呼び込むための着目すべきポイントでもあります。農業デビューも夢ではなく、日常的に温泉三昧することも可能であり、移住を希望する方のスタイルに合わせられる町であること、各種支援制度の内容などSNSを活用し積極的な情報発信に努め、矢吹町のよさを知ってもらう事業を進めてまいります。

また、定住拡大に向けた空き家バンクの拡充を図り、本町の持つ魅力を発信し、交流人口、関係人口の増加を図るタウンプロモーション事業及び若者定住化を支援する若者住宅取得助成事業、令和3年度より実施しております奨学金の返還額の一部を助成する奨学金返還支援事業などを継続して取り組んでまいります。

なお、住まい、仕事、子育て、教育等の各種支援策を含め、全ての移住促進事業を関連づけした魅力発信により、移住者の増加を目指してまいります。

続いて、企業誘致に関する取組であります。

企業訪問については、東北自動車道、東北新幹線、福島空港などの交通体系に恵まれている点や、本町の環境のよさを積極的にアピールするため、首都圏、関西圏等に出向いた企業訪問を可能な限り積極的に行い、情報収集に努めるとともに、町内企業との一層の絆を深めてまいりたいと考えております。

工業団地については、産業立地調査を実施し適地の選定作業を行い、また産業イノベーションの創出に関わる企業に対し、補助制度を新設し支援を図るなど、誘致に向け先を見据えた事業を進めてまいります。

商業活性化対策推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの落ち込みに対し、個人消費の喚起促進を講じる措置を継続して行うほか、町内全域における空き店舗等の進出に関し、それらに

係る経費の一部を補助することにより空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ります。

また、中小企業、小規模企業が果たす重要性に鑑み、経営基盤の強化、振興施策の計画的な推進を図り、地域内経済の循環による持続可能な地域社会の形成を展開してまいります。

企業誘致促進事業につきましては、新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援策について、企業訪問を通じ積極的にPRしながら取り組み、活気とにぎわいのあるまち、住みやすく幸福度の高いまちを目指し、全力で企業誘致に取り組んでまいります。

続いて、子育て支援に関する取組であります。

子育て支援、子供たちへの支援につきましては、子育て世帯に選ばれるまちという観点から重要視しております。また、未来の矢吹を担う子供は地域の宝という考えの下、町と地域、保護者が共に力を合わせて子育てをする環境の構築を目指してまいります。

子供の出産を祝福し子育てを応援する矢吹っ子応援事業につきましては、出産祝い品、祝い金、不妊不育治療費、サークル活動支援補助を引き続き実施してまいります。

保育園につきましては、民間施設と連携し、現在続けております待機児童ゼロ、これは3年前は待機児童県下ワーストでありましたが、そこから大幅に改善し2年前にゼロを達成し、その後ゼロを続けているという状況であります。待機児童ゼロは大変重要なことかと思っております。これを継続するとともに、子育て世代の負担軽減を図り、園児が安全・安心に過ごせる教育環境の整備を進めてまいります。

現在、子育て支援にとって重要な保育園の保育士確保については、保育士の処遇改善を図り、就職準備貸付金、この拡充、宿舍借り上げ支援などを行ってまいります。

子ども議会において以前から質問をいただいております公園の整備につきましては、公園整備事業により、中畑地区の公園整備予定地について遊具設置工事を実施し、子供の遊び場の確保に努めてまいります。

地域に明るい話題の提供や活力をもたらしておりますスポーツ少年団育成事業については、各スポーツ少年団に育成補助や、各種大会の負担金などの活動に関する補助を実施してまいります。

第40回を迎えます中畑清旗争奪ソフトボール大会事業は、中畑氏の故郷を思う継続した大変大きなお力添えによりまして、これまで盛大に大会が開催されてきました。来年度は第40回の記念大会となりまして、改めて名誉町民である中畑氏の功績をたたえる大会として、5月6日、7日の開催に向けて準備を進めてまいります。なお、王貞治氏が特別ゲストとして来町することが決定しております。

町立小中学校の基礎学力の向上についても、大変重要な課題と考えております。

学力向上対策事業については、先進的な電子黒板の導入を図りながら、タブレットを活用したプログラミング教育や、増員するICT支援員を活用した授業等でのICT機器の利活用をさらに推進し、論理的思考力、デジタル社会に適応できる、対応できる力を身につけるためのICT教育の充実を図ってまいります。

また、各学校において放課後学習教室を行うなど、学力向上を高める事業を新たに実施してまいります。

児童生徒の発達に応じた支援については、児童生徒サポート事業により、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校支援員等による支援を図ってまいります。

小学校の施設整備については、小学校施設長寿命化個別計画に基づき、計画的な改修・修繕に取り組んでいくほか、将来を見据えた小学校の適正規模・適正配置に向けた議論を深めてまいります。

なお、「子ども・子育て支援基金」を活用した子供の居場所づくりなどを進め、子供たちが安心して生活できるための支援策の充実を高めてまいります。

ただいまの学力向上は、子育て支援とともにそこについての充実、強化を図っていかないと、先ほどの子育て世帯が矢吹町を選んでくれるということについて大変大きな要素になるかと思っておりますので、今後、一層力を入れていきたいというふうに考えております。

続いて、高齢者等支援に関する取組であります。

介護保険支援事業については、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、介護認定者に対する必要なサービスの提供を行います。

また、健康寿命を延ばしていくと、延伸という観点から介護予防事業に力を入れ、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、これまでの取組に加え、運動機能の衰えへの対応、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援等の取組を実施いたします。これについては、コロナによって高齢者の活動が非常に制約を受けていたし、そしてまた、活動が非常に停滞したという実態がございます。それは高齢者の要介護、そして要支援、あるいはよく言われるフレイル化を進めているのではないかと、現在は水面下の状態ではありますが、実際に活動が様々に行われてきたときに、それが表面に出てくるのではないかと、この対応をしっかりとやっていかなくてはならないと考えております。

障がい者自立支援事業につきましては、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象としたサービスにより、障害者の自立に対し総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図ってまいります。

また、高齢者福祉サービス事業として、高齢者単独世帯等への家庭ごみの訪問収集や配食サービス、訪問理美容事業等の充実を図り、地域で安心して自立した生活ができる、このような支援を行ってまいります。

加えて、元気な高齢者活動事業、高齢者生きがいづくり事業など、多年にわたり社会に貢献していただいた皆様の活動を支援する事業、これに積極的に取り組んでまいります。

続いて、防災・減災に関する取組であります。

災害対応につきましては、災害対応推進事業により、地震、台風、豪雨などに迅速に対応するため、活動資材等の充実を図ります。

また、防災減災の対応力の強化を図るため、「矢吹町地域防災計画」、「国民の保護に関する計画」の見直し及び「災害時受援計画」について策定してまいります。

なお、10月1日には、県南地方総合防災訓練が本町を会場として実施することが決定しておりまして、災害時に円滑な活動ができる訓練について準備を進めてまいります。

安全に暮らせる地域づくりとして、街路灯管理事業により、LED化による街路灯の適正な維持管理を行うとともに、街路灯の設置要望箇所について計画的な設置を進めてまいります。

町道の主なインフラ整備については、交通安全施設整備工事、道路整備事業等を継続し、町道の整備促進に努めてまいります。

また、生活道路整備につきましては、臨時地方道整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行い、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として義務づけされた5年に1度の近接目視点検の結果を踏ま

え、老朽化した橋梁の修繕工事を計画的に実施してまいります。

地域コミュニティの推進については、まちづくり団体から提案のあったまちづくりの活動について、まちづくり団体支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の申請受付、審査及び助成を行います。

以上、令和5年度に重点的に取り組む事業について、基本的な考えをご説明申し上げます。町のにぎわいと魅力を創出し、本町のさらなる飛躍と発展を実現できるものと確信して、全力で町政運営に取り組んでまいります。

それでは、続けます。令和5年度の予算の概要について、一般会計を中心に説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計、下水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で115億8,823万4,000円、前年度予算比1億9,503万8,000円、1.7%増となりました。

一般会計の予算規模は81億円でありまして、前年度予算比1億8,400万円、2.3%の増加となっております。

歳入の根幹である町民税につきましては、個人町民税の営業所得は、新型コロナウイルス感染症や物価の高騰による影響を受け、前年比で増額は見込めず、農業所得も物価高に加えて米価の下落により減少するものと見込んでおります。

給与所得につきましては、課税所得全体の約85%を占めておりまして、前年度より微増と見込んでおります。

法人町民税につきましては、法人数が472法人から481法人と9法人増加しております。このことから、増額を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、新築住宅の増加や太陽光発電施設の新設に伴い、土地、家屋及び償却資産の増額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目であります地方交付税については、全体として前年度比では微減、僅かに減るということで見込んでおります。

国庫支出金及び県支出金については、4月に開所いたします善郷小学校児童クラブの整備完了に伴い、減額を見込んでおります。

繰入金につきましては、主要町道の道路整備に係る工事費や用地取得費等の各種事業について、公共施設等整備基金をはじめ、各種目的基金からの繰入れによる事業推進を図るため、増額を見込んでおります。

また、町債につきましては、起債事業費の抑制により減額を見込んでおり、必要な歳入の確保に努めながら、さらなる財政健全化の実現を目指した予算編成となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に説明いたしますと、町税が3.3%増の24億807万5,000円、地方消費税交付金が、各種経済対策や新型コロナウイルス感染症からの消費の回復により、15.6%増の5億2,000万円、国庫支出金が8.4%減の11億2,684万円、県支出金が5.7%減の6億999万5,000円、寄附金が寄附金拡大への取組によりまして16.1%増の3,600万4,000円、繰入金が16.7%増の3億3,956万8,000円、町債が11.8%増の5億7,690万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書のとおりであります。

続いて、令和5年度行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革につきましては、これまでも財政再建等にいち早く取り組んできたところであります。事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働

体制の確立など、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果志向・住民満足重視・競争原理の導入など住民本位を基本に、民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換を強く進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、そして町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織・職員体制についても、簡素・効率化の動きを進めてまいりました。

これまで、東日本大震災の復旧・復興、さらには令和元年10月発生の台風第19号及び令和3年2月発生及び令和4年3月発生の福島県沖地震の復旧、被災者支援など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念の下一丸となって取り組んだことにより、行政サービスにおける一定の成果とともに、健全化判断比率等の財政指標の一定の改善が図られてきたところであります。

ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、自立・持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけるには、今後さらなる努力が求められるところと考えております。

平成28年度から新たにスタートした第6次矢吹町行財政改革大綱においては、これまでの理念を継承しつつ、量から質の改革にシフトし、行政を経営するという視点に立ち、限られた人材、そして予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足していただく行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革を併せて行う改革への転換を図っております。

「仕事の改革」、「仕組みの改革」、「人の改革」という3つの視点に基づき、町の情報を全国的に情報発信するタウンプロモーション活動の推進、ICTの有効活用による諸手続の電子化とサービスの迅速性・利便性の向上、職員の能力開発と人材育成といった12の推進項目に対し、体系的・集中的な改革を行うことで行政サービスの向上とともに、矢吹町独自の行政システムの確立を図ってまいります。

次に、令和5年度の組織機構の考え方について申し上げます。

令和5年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の最終年度を迎えます。これまでの事業について検証作業を行いながら進めていく新たな総合計画の策定準備に加え、政策及び事業の拡大等により必要な体制の強化を図るため、一部組織の改編を行ってまいります。

組織改編につきましては、デジタル田園タウン構想事業の新たな事業化及び拡充により、企画総務課を「総務課」と「企画・デジタル推進課」の2課に分割し、それぞれの業務についてこれまで以上にしっかりと取り組んでまいります。

また、部活動の地域移行、学校等ですね、文化財保護行政をさらに推進するため、教育振興課内の生涯学習係を「生涯学習課」と課に昇格させる改編を行い、教育行政の機能強化を図ってまいります。

さらに、観光による交流人口の拡大や地域経済の活性化、移住定住策やブランド化等による地域活性化を強化するために、商工推進課を「商工観光課」に名称を改めるものといたします。なお、町民の皆様には、広報やぶき、ホームページ等により周知を図り、改編等による支障がないよう努めてまいります。

また、第3次矢吹町職員定員適正化計画に基づきます「任期の定めのない常勤職員を中心とした簡素で効果的な組織運営」の推進、人材育成考課制度を活用した職員の育成強化を基本に、外部人材の活用とデジタル人材育成の研修などに取り組んでまいります。

各種政策、施策、事務事業が効率的に行える組織運営を行い、町民の皆様の声をしっかりと政策等に反映で

き、便利で分かりやすい組織経営を行ってまいります。

終わりになりますが、先の見えなかった新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種などにより感染者数の減少傾向が見られるなど明るい兆しもありますが、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などによる物価高騰は続いており、日常生活では厳しい状況が続いております。

このような社会情勢の中、厳しい財政運営などの課題はありますが、令和5年度に実施する事業は、全て矢吹町の子供たちの将来につながる、未来に向けての事業でありまして、未来を創造するための事業であります。これまでの固定観念を打ち破り、既存の施策、事業を大胆に変えていくことや、他の自治体の先進事例を現場に即した形で、機動的に応用していくことなどに取り組み、本町の可能性を最大限に引き出す、そして町民の皆様が本当に誇れる未来、矢吹町を誇れるということをつくってまいり所存であります。町民の皆様と共に考え、元気で、活気のあるまちづくりを目指してまいります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

令和5年度当初予算案につきましては、何とぞ、原案どおりご承認をいただけますよう、ここをお願いを申し上げます。令和5年3月10日、矢吹町長、蛭田泰昭。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告及び施政方針は終了いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案第7号 令和5年度組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、議案第7号 令和5年度組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

令和5年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の最終年度であり、第6次の検証及び第7次となる新たな総合計画の策定作業を行うことから、政策及び事業の拡大等に向けた組織の体制整備を図るため、矢吹町課設置条例ほか関係する条例について一括して改正するものであります。

改正の内容としましては、DXのさらなる推進、新たな事業化による企画総務課を総務課と企画・デジタル推進課に再編し、また観光による交流人口の拡大や地域経済活性化を推進するため、商工推進課を商工観光課に改め、審査会等について定める条例等に されている課の名称についても合わせて改めるものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第7号 令和5年度組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第4号～議案第6号、議案第8号～議案第24号）

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第6、初めに議案第4号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、軽自動車税の減免申請において前年度に減免を受けた納税義務者が継続して申請を行う際に、所有している軽自動車や障害者手帳等の内容に変更がない場合は、記入事項や提出物の一部について省略可能とし、申請者の負担軽減を図るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第5号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童クラブの利用希望者数が定員を超えた場合に、児童1人につき必要な面積や職員体制等が基準を満たしており、児童の健全育成に支障がない環境が確保できると認められた場合には、定員を超えて入所させることができるよう新たな規定を加え、また利用者数が増加傾向にあるため、三神小学校児童クラブBの定員について、25人から35人に改めるものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の

額が引き上げられることから、本町においても支給する額等について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第8号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が改正され、地方公務員法の定年が引き上げられることに伴い、関係する5件の条例について一括して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、条例中に規定、引用する法令等の条項改正、60歳到達後の最初の4月1日以降の給料月額を7割水準とする改正等であります。また、昨年10月の福島県人事委員会勧告を踏まえたガソリン価格の変動等による通勤手当の支給上限等の引上げ、職員を派遣することができる公益法人等の団体に矢吹土地改良区を追加するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例であります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布により、児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定や、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加、また懲戒権に関する規定を削除するなど、関係する3件の条例について一括して所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号 矢吹町個人情報保護法施行条例についてであります。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違により生じていた施策上の不均衡や不整合の是正を目的として、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールにより統一的な運用を行うこととなったため、現行の矢吹町個人情報保護条例を廃止し、法において条例で規定することとされている事項等を定めた本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第11号 矢吹町情報公開・個人情報保護審査会条例についてであります。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することが可能となることから、現行の規則での定めではなく、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第12号 矢吹町太陽光発電設置事業と地域の調和に関する条例についてであります。

本案は、本町において、地域と共生して調和の取れた太陽光発電事業を促進するために、太陽光発電設備の適正な設置等の推進に関して、必要な事項を定めることにより、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全と災害の防止を図ることを目的に本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第13号 矢吹町犯罪被害者等支援条例についてであります。

本案は、本町における犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、または軽減及び生活の再建を図ることを目的に本条例を制定するものであり、経済的負担を軽減するために犯罪被害者、またはその遺族への見舞金、犯罪被害により転居を必要とする者への転居費用の助成について要綱を定め、犯罪被害者等が早期に被害等から回復し、再び日常生活を営むことができるよう支援を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第14号 矢吹町中小企業・小規模企業振興基本条例についてであります。

本案は、中小企業者及び小規模企業者が本案において果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町の責務及び中小企業者等の努力等について明らかにするとともに、中小企業者等の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域内経済の循環をはじめとした本町経済の活性化及び住民生活の向上に寄与することで、持続可能な地域社会の形成を図ることを目的として本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続けます。次に、議案第15号 第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の一部変更についてであります。

本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想の中で、総合計画を中心としたまちづくりを目指すとしており、この理念は総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策、施策、事務事業を明らかにすることで開かれた役場の実現を目指すとともに、事務事業については、追加、変更、廃止を行い、より計画性が高い基本計画として専念するものであります。基本計画には、計画期間中の事務事業を全て掲載し、これらを追加、変更、廃止する場合は、議会の議決案件とすることで議会との政策形成の合意を図り、その内容を町民に公表しながら、町民、議会、役場が一体となったまちづくりを推進することが、総合計画を中心としたまちづくりの基本的な考え方であり、このような理由から、令和5年度事業実施計画の策定に当たり、基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 権利の放棄についてについてであります。本案は、矢吹町水道事業給水条例に基づく水道料金債権について債務者の所在が不明であり、債券の消滅時効期間を経過していることや債務者が破産している等のことから、債権回収が著しく困難であり今後の徴収が見込めないため、これらの債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,931万1,000円を追加し、総額92億3,851万円とするとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税3,722万6,000円、地方交付税4,985万3,000円、国庫支出金4,165万2,000円、繰入金1億3,577万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を特別交付税の精算による過年度精算金等により1億5,270万8,000円の増額、農林水産業費をため池整備事業等により3,137万円の増額、公債費を繰上償還金等により4,751万円増額、災害復旧費を福島県沖地震に係る住宅災害復旧工事業費精査等により3,238万円減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、健康センター管理運営事業等の5事業について、年度内完了が困難であることから総額9,931万1,000円を設定するものであります。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、矢吹町健康センター及び矢吹町ふれあい農園指定管理料について2,700万円、矢吹町屋内外運動場指定管理料について200万円それぞれ増額し、限度額を変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路整備事業債1,000万円を増額するものであります。

次に、議案第18号 令和5年度矢吹町一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して2.3%の増であります。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第19号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,881万4,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して0.7%の減であります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億6,225万7,000円、県支出金11億7,187万3,000円、繰入金1億3,136万4,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,560万2,000円、保険給付費が11億4,913万8,000円、国民健康保険事業費納付金が4億3,783万6,000円、保健事業費3,786万3,000円であります。

次に、議案第20号 令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して同額であります。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

次に、議案第21号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,079万2,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して1.1%の増であります。

歳入の主な内容は、保険料3億2,700万円、国庫支出金3億5,810万円、支払基金交付金4億1,688万7,000円、県支出金2億2,985万2,000円、繰入金2億7,808万5,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費4,510万5,000円、保険給付費が14億6,998万3,000円、地域支援事業費が1億40万円あります。

次に、議案第22号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,825万5,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して3.0%の増であります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億4,226万4,000円、繰入金5,543万2,000円、諸収入55万5,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費850万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,919万5,000円、諸支出金55万1,000円であります。

次に、議案第23号 令和5年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、総額4億1,390万円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が4億221万5,000円、他会計補助金を主とする営業外収益が1,168万3,000円であります。

収益的支出につきましては、総額4億2,872万4,000円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用3億9,959万3,000円、企業債利息を主とする営業外費用が2,708万1,000円であります。

資本的収支予算につきましては、収入額が、企業債7,700万円など総額9,131万6,000円に対し、支出総額が1億7,072万7,000円であり、差引き不足額が7,941万1,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費7,940万円、企業債償還金が9,032万7,000円であります。

次に、議案第24号 令和5年度矢吹町下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、総額6億8,397万7,000円を計上し、主な内容は、公共下水道及び農業集落排水使用料を主とする営業収益が1億6,244万7,000円、他会計負担金を主とする営業外収益が5億702万8,000円であります。

収益的支出につきましては、総額6億3,533万円を計上し、主な内容は、流域下水道維持管理負担金や処理場費を主とする営業費用が5億8,811万1,000円、企業債利息を主とする営業外費用が4,590万4,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、企業債1億9,910万円など総額3億1,854万8,000円に対して、支出総額は5億1,897万3,000円であり、差引き不足額2億42万5,000円は当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費1億3,380万円、企業債償還金が3億8,517万3,000円であります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどを、よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご協力、誠にありがとうございました。

なお、月曜日は中学校の卒業式がありますので、午後から会議を開きますので、よろしく願いしたいと思います。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

(午後 零時06分)

令和5年3月13日（月曜日）

（第 2 号）

令和5年第437回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月13日(月曜日)午後 1時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	企画総務課長	佐藤豊君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	正木孝也君	農業振興課 遊水地対策 室長	角田良次君
商工推進課長	柏村秀一君	都市整備課長	福田和也君

上下水道課長 有 松 泰 史 君 教育次長兼 国 井 淳 一 君
教育振興課長
子育て支援 小 椋 勲 君
課 長

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 神 山 義 久

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

3月の議会で、トップバッターで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりについてということでございます。

近年、特殊詐欺と言われるオレオレ詐欺の被害の発生が拡大しており、また最近では、国外からSNSを使った「ルフィ」や「キム」などといった方々の名前が出てくる闇バイトグループによる凶悪な強盗殺人事件が、狛江市やその他の地域で発生しております。福島県内でも、いわき市の方で一軒家住宅に住む高齢者女性が殺されるという事件や男性が殺される事件が相次いで発生しております。2月末には南相馬市で、昼間の午後3時頃に数人で強盗に入り重傷を負わせ、現金を奪うという事件も発生しており、いつ当町でも被害が発生してもおかしくない状況になっていると思います。この犯人は、ある程度捕まったような状況で、マスコミ関係で報道されております。また、当町では、小松地内の79歳の男性が行方不明になってから、消防団員等の捜索活動が続けられておりますが、いまだに発見されておられません。さらに、矢吹中学校では、女生徒が不審者に声をかけられるという事件が発生し、保護者が学校まで迎えに行くということも発生しております。

このようなことから、この町の安全性を、安心して暮らせるまちづくりには、防犯カメラによる防犯体制の整備を町や住民が共に取り組む必要があると思ひ、その検討を始めていただきたいと思います。

質問事項でございますが、公共施設の防犯体制の整備状況についてどのように捉えて、どのような対応を考えているのかをお尋ねいたします。

2番目でございますが、町内にある防犯カメラの設置台数や設置場所について、町及び企業や商店、個人の設置台数については、どのような状況にあるかをお尋ねいたします。

3つ目として、今後の防犯体制整備の一つとして、防犯カメラの設置を町として増設整備する考えと、希望する企業、商店や各個人住宅への設置費の助成による普及拡大の考えはないかをお尋ねいたします。

大きな項目の2番でございますが、子ども・子育ての支援についてでございます。

令和4年度より、業務委託先が一般社団法人まちづくり矢吹から新しい事業者に変更になりました。その際、新しい事業者から提案を受けた内容についてどのように実施されているかを確認し、次年度、令和5年度の対応を検討していただきたいと思います。

2つ目でございますが、コロナ禍で収入の減少や物価が高騰する中、保護者の経済的負担は増しております。給食費を無料化することにより、経済的負担は大きく軽減されます。また、県内59市町村中、25市町村が全額無料化を実施しております。近隣では、泉崎村や中島村が無料を実施しております。子育て世代に選ばれるまちづくりのためにも、早急に取り組む必要があると思ひます。

次に、小中学校のインフラ整備状況と利用状況、児童生徒の習熟度の差を解消する対応をどのように行っているかということについて、質問の背景でございます。

質問事項でございますが、放課後児童クラブの令和4年度の業務委託先から事業提案された内容についての実績報告と令和5年度の計画内容についてお尋ねをいたします。

2番目に、給食費の無料化についての検討状況についてお尋ねをいたします。

3つ目で、小中学校のDXの推進状況とコロナ禍でのオンライン授業等についての対応状況をお伺いいたします。これは教育長でお願いします。

大きな3番目で、健康センターの運営についてでございます。

町民の健康増進と交流の場として設置された健康センター事業、あゆり温泉、温水プール、その他の今年度は、令和4年3月16日の福島県沖地震災害の復旧のため、あゆり温泉については約8か月間にわたり休業をいたしました。年度末に当たり、本年度の事業を点検して、町民の健康増進に寄与したいと思ひます。

質問事項でございますが、令和4年度の決算見込みについて事業の内容、利用人員、収支計画、収支計画対実績の見込み、補填金額、修理、修繕費を含むものを施設別にお示しをいただきたい。

2つ目でございますが、令和5年度の事業計画及び当初予算の収支計画を事業内容、利用人員、収支計画対実績（補填金額、修理、修繕費を含む）を施設別にお示しをいただきたい。

3つ目でございますが、あゆり温泉については、擁壁改修工事や消防無線の鉄塔の移転工事や建築後、相当経過しておりますが、建物の老朽化対策が必要と考えます。あゆり温泉の整備完成像を検討協議し、中長期的な計画による整備が必要と思ひますが、町長はどのように捉えているかをお尋ねいたします。

以上、大きな項目で3点、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

7番、三村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の防犯体制についてのおただしであります。

公共施設における防犯体制の整備状況につきましては、防犯面における安全確保の取組として、施設の機械警備や警備員の配置、防犯カメラの運用などにより、防犯体制の整備を図っているところであります。

また、矢吹町公共施設等総合管理計画においても、基本的方針により施設の管理面における安全確保を定めているところであり、計画に基づき、施設の劣化や故障等の対策とともに、防犯面における取組を強化しているところであります。

昨今の犯罪グループによる強盗殺人事件やオレオレ詐欺等の特殊詐欺事件、不審者による声かけ事件など、犯罪の手口は多様化しており、これら様々な犯罪への対応として、防犯カメラの導入により犯罪の抑止を図ることは効果的な手法であると考えております。

今後も町民の皆様の安全を図るため、ハード面の整備として公共施設の防犯カメラの増設や映像や音声の記録可能な高精度の機器の導入により防犯体制を強化していくとともに、ソフト面においても小学校や中学校等の教育機関や防犯団体、白河警察署等との連携を図りながら犯罪の抑止に努め、さらにはA Iなどのデジタル面における新たな活用についても検討し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内にある防犯カメラの設置台数等についてのおただしであります。

まず、町内の公共施設につきましては、役場庁舎、矢吹駅、公園、学校施設、社会教育施設、福祉施設等に合計100台の防犯カメラを設置しております。また、町内の企業や商店、個人の防犯カメラの設置状況につきましては、町では防犯上やプライバシーの観点から、詳しい場所や設置台数までの事前把握はできておりませんが、有事の際には白河警察署と連携し、情報の共有が図れる体制を整えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町として防犯カメラを増設する考えと、設置を希望する企業、商店や各個人住宅への費用の助成についてのおただしであります。防犯カメラは、近年、多発する犯罪に対する大きな抑止力として期待されていることから、今後において白河警察署等の関係機関と協議し、防犯上危険な箇所への効果的な防犯カメラの設置及び増設を行い、安全で安心な環境を整備してまいります。

また、議員おただしの防犯カメラ設置費用の助成につきましては、各自治会や商工会などの団体に補助する方法や個人に補助する方法などがあり、それらの補助率等についても様々であります。

町といたしましては、町民の安全と安心を図るため、これまで防犯パトロールや防犯啓発活動などの取組を実施し、一定の効果がありましたが、今後においては、議員おただしの防犯カメラの設置に補助金の交付を行っている市町村の調査・研究を行い、なおかつ白河警察署、矢吹交番所、矢吹町防犯協会、行政区等と連携し、効果的な防犯対策や啓発活動に努めてまいります。

なお、今後、デジタル田園タウン構想の地域DXにおける取組の一つであるローカル5G等のデジタルインフラを活用した防犯対策も検討しながら、安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターにおける令和4年度の決算見込みについてのおただしであります。

初めに、あゆり温泉につきましては、令和4年3月16日の福島県沖地震により被災し、4月1日から11月30日までの8か月間休館となっております。外壁の損傷や内壁タイルの浮き、落下等から、被災直後は再開を危ぶまれるほどの深刻な被災状況でありましたが、躯体鉄骨に致命的な損傷はなく、一部を補強することで営業継続が可能と判断できたことから復旧工事を実施し、12月1日より営業を再開したところであります。営業再開に当たり、12月3日から4日に開催いたしましたリニューアルオープンイベントでは、指定管理者ならではの各種イベントを実施し、ご来場いただいた多くの方に、久しぶりの温泉をゆっくりお楽しみいただくことができました。また、多くの方よりご要望いただいていたことから、定休日を週2日から週1日に変更し、営業再開をしております。

12月1日から2月末までの入館者数は1万9,009名、1日平均270名となっており、浴室洗い場に敷き詰めた温泉畳の話題性もあり大変好評をいただいております。さらに、休館中も質のよい温泉を家庭でお楽しみいただくため、令和4年6月30日から開始した温泉宅配事業については、2月末現在620名のご利用をいただいております。当初は、温泉の再開時には事業を廃止する考えでありましたが、継続を望む声が多かったということから営業再開後も継続し、実施しております。

また、修繕工事につきましては、老朽化により設備更新が必要な空調機器設備2系統のうち、大広間等の1系統について更新工事を1,375万円で発注し、着工しており、残る1系統につきましては、令和5年度に発注する予定であります。

次に、温水プールにつきましては、令和4年3月の地震により一時休館となりましたが、速やかに破損箇所を修繕し、営業を再開しており、今年度は4月1日より営業しております。

入館者数は2月末現在4万4,139名、1日平均159名であります。新型コロナウイルス感染対策による一部制限もありましたが、定期券購入者は徐々に増えており、コロナ禍による利用控えも解消に向かっているものと捉えております。

なお、コロナ禍当初より、感染拡大防止のため利用休止をしておりましたプール利用者が暖を取るための採暖室につきましては、人数制限や換気のため出入口を常時開放する等の対策を行い、令和5年3月1日から再開しており、利用者の利便性向上により、さらなる入館者の増加を期待しているところであります。

今年度実施している修繕工事等としては、老朽化により故障しているパネルヒーターの更新工事を462万円、耐用年数を経過し老朽化しているろ過器設備の交換工事を4,620万円で着工しております。

なお、ろ過器設備交換工事に伴い、令和5年4月18日から6月30日まで休館となります。その他、修繕につきましては、温水プールの循環ポンプ取替えを38万3,000円で行っております。

次に、収支計画対実績見込みにつきましては、令和4年度一般会計における健康センター費に関する現計予算額の総額は1億868万5,000円であり、内訳といたしましては、あゆり温泉に関する予算額は5,161万6,000円、温水プールは5,636万2,000円、その他、屋内ゲートボール場等に関する予算額は70万7,000円であります。

次に、決算見込額につきましては、健康センター費総額で1億73万9,000円であり、あゆり温泉は4,690万5,000円、温水プールは5,318万2,000円、その他、屋内ゲートボール場等は65万2,000円と見込んでおります。

このうち指定管理料につきましては、当初4,599万4,000円で協定を締結しておりましたが、あゆり温泉の休館等の影響から、決算見込額を5,545万7,000円と見込んでおります。指定管理料の計画と実績見込額の差額につきましては、あゆり温泉の休館、温泉宅配事業の開始、リニューアルオープンイベントの実施など、当初計画時と大きく変更した事業内容となったこと、さらには物価高騰による電気料等の高騰等による経費の増加が主な要因であり、再度、指定管理料の再算定を行い、今年度末に変更協定書を締結するところであります。

現在の指定管理者は、令和2年5月の営業開始時より、新型コロナウイルス感染対策のための利用制限や実施による長期休館により、事業計画どおりの運営を行うことができませんでしたが、令和4年12月より全ての施設で、ようやく平時における運営を始めたところであり、今後、民間事業者ならではの発想やアイデアを活用した魅力的な事業展開を期待するところであります。

本町といたしましては、指定管理者による運営の安定化を図り、町民の健康増進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターの令和5年度の事業計画及び当初予算の収支計画についてのおただしであります。初めに、収支計画対前年度実績について、令和5年度一般会計における健康センター費に関する当初予算額は、総額1億3,700万6,000円であり、令和4年度決算見込額が1億73万9,000円より3,626万7,000円の増額となっております。施設ごとの内訳といたしましては、あゆり温泉に関する当初予算額は6,051万9,000円、令和4年度決算見込額4,690万5,000円より1,361万4,000円の増額となります。

次に、温水プールに関する当初予算額は7,566万8,000円、令和4年度決算見込額5,318万2,000円より2,248万6,000円の増額となります。

次に、その他、屋内ゲートボール場等に関する当初予算額は81万9,000円、令和4年度決算見込額は65万2,000円より16万7,000円増額となります。

次に、令和5年度に予定している工事等につきましては、あゆり温泉では、令和4年度に引き続き空調機器設備更新工事を行い、各休憩室や事務室の利便性向上を図ります。また、これまでも要望の多かったサウナにつきましては、全国的に設置数が増えていますバレルサウナを購入し、設置する工事を予定しております。

温水プールにおいては、令和4年12月から令和5年7月まで、ろ過器設備交換工事を実施するほか、脱炭素化に寄与するため、館内照明器具のLED化改修工事や老朽化したプール内歩行用フロアの備品購入を予定しております。

次に、令和5年度における指定管理料は5,866万円と見込んでおります。燃料、光熱費等の物価高騰の影響により、令和4年度決算見込み5,545万7,000円より320万3,000円増額となります。指定管理料における施設使用料収入の算定につきましては、平成30年度と令和元年度の実績の平均値にて算定しております。あゆり温泉では年間9万8,000名の利用を見込み、1,968万1,000円の収入見込みとなっております。

また、温水プールでは、年間6万4,000名の利用を見込み、719万円の収入見込みとなっております。

次に、指定管理者より提出を受けた令和5年度事業計画では、基本的な事項として、1点目、町民への平等な利用確保、2点目、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底、3点目、関係法令の遵守方針及びその状

況の確認について記述されており、施設利用者の安全・安心を図るための取組内容が示されております。

さらに、具体的施策内容として、1点目、高齢者の方への温泉宅配業務の拡充、そして2点目、地元文化サークルとの連携、3点目、町民の健康増進のためのサウナ設備新設、4点目、まちづくりサークル、地域振興サークルとの連携について記述があり、高齢者の方々へのサービス向上、若年者層の来館強化に向けた施策が示されております。

近年の物価高騰により燃料、光熱費の高騰、消耗品費等の価格上昇、メンテナンス委託費等の上昇など、必要経費の全てが値上がりしたこと、温泉宅配事業の継続など、指定管理料は大幅に増額となりますが、温泉畳、床タイルの代わりに上に張っております温泉畳の導入により、若者や家族連れ、特にお子さん連れのお母さん、それからおばあちゃん方の来館が大変増えておりまして、コロナ禍前のにぎわいを取り戻してきております。さらに、恐らく、子供も含めて年齢層が相当若返っているというふうに見られてもおります。

さらに、サウナを導入することで、町内外からの集客を図り、町の観光の起爆剤として町全体のにぎわい創出に貢献したいと考えております。

今後も指定管理者と協力し、施設利用者の安全・安心に配慮しつつ、魅力ある施設運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あゆり温泉の中長期計画による整備方針についてのおたただしであります。中長期的な整備計画につきましては、あゆり温泉は、受付や休憩室のある老人福祉センターが昭和57年度に、温浴施設のあるあゆり温泉が平成2年度にそれぞれ建設し、30年以上経過しており老朽化していることから、令和元年12月に保健福祉センター、福祉会館も含め保健福祉施設個別施設計画を策定しております。

本計画では、施設の状況を精査し、施設ごとの耐用年数を踏まえた大規模改修計画を年次計画で策定しております。しかしながら、あゆり温泉敷地内の擁壁は、現状では建築基準法不適合状態にあり、擁壁の改修を行わなければ、あゆり温泉敷地内における施設改修などの建築確認申請を行うことができない状態にあります。

また、擁壁を改修するに当たっては、旧矢吹消防署敷地内にある白河地方広域市町村圏消防本部が設置し、運用している無線基地局、これが今残っております、が支障となり、撤去または移設が必要であることから、白河消防本部と令和5年度末までの撤去について協議をしましてまいりましたが、電波伝搬調査の実施や移設等工事には多額の費用が必要となるということから、現在のところ撤去等の計画はなく、時期も未定であるとの回答を得ておりまして、今後も引き続き協議をしましてまいります。

一方で、当該擁壁は、平成23年3月の東日本大震災、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震と3度の大震災に耐えた擁壁であり、擁壁の構造計算を行い、現状の強度を示すことにより、擁壁改修の規模及び手法が変わる可能性もあるということから、擁壁の構造計算を含む関連検討の費用について、本定例会に上程したところであります。擁壁の構造計算の結果を踏まえ、福島県県南建設事務所と協議の上、擁壁改修方針を見直し、必要に応じて白河消防本部と無線基地局移設についての協議をしましてまいる考えであります。

このようなことから、三村議員おただしの中長期的な整備計画につきましては、擁壁の課題について一定の方向性を整理した後でなければ、施設の大規模な改修計画も見通しが立てられない状況であります。しかし、一方では、昨年の長期休業期間における早期再開を望む声や再開後の利用者の反応、非常に大きな利用増等の反応がありますが、これらに鑑みると、この施設が多くの町内外の方々に親しまれている、大いに利用されて

いるということも事実であり、長期休業はできる限り避けてまいりたいと考えております。

したがって、現状といたしましては、擁壁に係る課題をできる限り早期に解消するよう努力することはもちろんであります。解消までの間は、専門家による擁壁の安全点検を年に2回実施するなど、利用者の安全を最優先にでき得る範囲での施設改修、設備投資を図り、指定管理者と協力の下、工夫を凝らして利用者のニーズに応え、サービス向上を図ってまいります。

今後も町民の健康増進、町観光資源の一翼を担えるような魅力ある施設として、民間活力による質のよいサービス提供の下、多くの方に愛される施設とすべく指定管理者と力を合わせてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、こんにちは。

7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの令和4年度の実績報告及び令和5年度の計画についてのおたただしですが、まず放課後児童クラブとは、児童福祉法で定められた放課後児童健全育成事業であり、保護者が就労等により日中家庭で保育できない場合に、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的とするものであります。

町の児童クラブは、平成8年4月に矢吹小学校で開設され、平成9年に善郷小学校、平成14年に中畑小学校、平成19年に三神小学校が開設され、現在に至っております。開設以来、町による直営方式で運営してまいりましたが、民間活力を生かした住民サービスの向上及び職員の事務負担軽減を図ることを目的に、令和元年10月より民間委託を開始し、令和4年4月からは株式会社アンフィニが児童クラブの運営に携わっております。

議員おただしの令和4年度における実績についてであります。サッカー教室を4小学校で計6回、ドライフラワーをガラスボトルに入れ、インテリアとして飾ることができるハーバリウムづくり教室を4小学校で計6回、夏祭りを4小学校で各1回ずつ、クリスマスリースづくりを4小学校で各1回ずつなど、イベントを多数行っております。また、いじめ防止啓発活動として毎月1回、専門職員による児童向けの講習を行っております。これらの事業内容は、2月に行った保護者アンケートの回答では好評を得ており、令和5年度においても継続して実施していく予定としております。

また、支援員の研修につきましては、入社時研修、接遇マナー研修、遊びの研修など、各種研修の実施及び保育専門コンサルタントによる職員への実践アドバイスや職員ミーティングの開催、個別面談などにより、職員の資質向上及び職場環境の改善にも取り組んでおり、支援員からは児童との関わり方などのスキルアップに大変役に立っていると聞いております。

さらには、プロポーザルで事業提案された夏休み等の長期休業中における昼食発注を開始し、保護者からも負担の軽減になっていると好評を得ており、併せて町内業者へ発注することにより、地域活性化にも寄与しております。

株式会社アンフィニは、いわき市や茨城県つくばみらい市など、他自治体での事業実績があること並びに令和4年度の実績が良好であったことなどを総合的に判断し、児童が安全に安心して過ごすことのできる場を提供できる企業であると考えております。

こうしたことから、令和5年度につきましても、引き続き株式会社アンフィニに児童クラブ運営を委託し、子供たちの健全育成のために行事等のさらなる充実を図るとともに、支援員の雇用不安解消を図るため、その期間を令和5年度から令和7年度までの3年間にしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、給食費の無料化の検討状況についてのおただしであります。学校給食費については、学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち施設整備費や人件費等とし、それ以外の食材等については保護者が負担すべきことと定められておりますが、本町では子育て世代の負担軽減のため、令和3年度より小中学校の学校給食費の半額補助を行っております。これは、旧総合運動公園用地の土地購入費に係る債務を令和2年度に一括返済したことにより捻出できた貴重な財源を充てておりまして、保護者の皆様には大変喜ばれている事業でございます。

また、昨今の物価高騰による学校給食費への影響及びコロナ禍における保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保てるよう、各学校が管理する学校給食費に、児童生徒1食当たり20円の食材費の助成を行っているところであります。

なお、助成は令和4年度は8月から行っており、令和5年度につきましては1年間分を予算に計上しております。

教育委員会では、魅力的な子育て環境、教育環境の実現のため、様々な施策を行う中で保護者の皆様の負担軽減に努めております。未就学児につきましては、幼稚園、保育園の副食費、いわゆるおかず代の負担及び3歳未満の第3子の保育園保育料を独自に無償化しております。また、児童生徒の部活動などの公式大会出場の際の費用の補助や、中学校において個人資格の取得につながる英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を全額負担する支援等を行っているところであります。長期的な財源確保が課題となっている給食費の全額無料化につきましては、子育て環境、教育環境の充実のための町独自の取組とのバランスを取りながら検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、小中学校におけるデジタルトランスフォーメーションの推進状況とコロナ禍でのオンライン授業等の対応についてのおただしであります。多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質能力が一層、確実に育成できる教育ICT環境を実現するというGIGAスクール構想に基づいた児童生徒1人1台端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの整備の下、町立各小中学校では、授業においてタブレット端末を用いた個別の学習活動や、クラウド型授業支援アプリであるロイロノートと大型モニターを活用して、お互いの考えを比較したり共有したりする協働的な学びが日常的に取り入れられております。

令和4年1月に町内全ての学校へ導入したAIドリルにつきましては、授業の終末で問題演習に使用したり、朝の学習で興味、関心に応じて個別に使ったり、家庭学習で復習に利用したりするなど、個々の習熟度に応じた活用が本格化してまいりました。

なお、6月には、活用の場を広げるための取組として、教職員向けにAIドリルの操作研修会を実施したこ

とで、教職員の指導力も向上が見られております。

オンライン授業の状況につきましては、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いている現在では、家族の濃厚接触でやむを得ず欠席する場合や長期欠席の児童生徒に対する学習機会の保障のため、配信することが多くなっておりますが、学級閉鎖によるオンライン授業の実施を想定し、日常的なタブレット端末の持ち帰りを進め、対象学年や閉鎖期間に応じて実施できるよう体制を整えてまいります。

なお、児童生徒がタブレット端末を操作する技能につきましては、ほとんど差がなく、個別に支援することで授業に支障がない状況でございます。

教育委員会といたしましては、令和5年度には、ICT支援員の増員とICTを用いた学習の幅を広げる電子黒板の段階的な導入のため当初予算に計上しており、学校のさらなるデジタルトランスフォーメーションの環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

防犯カメラの公共施設の防犯体制についてでございますが、ご答弁いただきました中で、矢吹町の公共施設等総合管理計画の中で、そういった管理面の安全確保を定めているというところで、計画に基づき施設の劣化や故障等の対策をするとともに、防犯面における取組を強化しているということなんですが、この防犯面における強化というのは、計画の中ではどのようなになっているのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

総合管理計画の中における防犯面に対する強化についてでございますけれども、こちら明確には何をするというところまでは掲載はされておられませんけれども、先ほど来ご質問いただいております防犯カメラについては、十分このような犯罪の抑止につながるものと考えております。

今後、この不審者対応については、まだマニュアル等は作成されておりませんので、その作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 同じページの下のほうのご答弁の中に、今後の町民の安全を守るために、ハード面の整備として公共施設の防犯カメラの増設や映像、音声の記録可能な高精度の機器の導入により、防犯体制を強化していくとなっているんですが、これは具体的にはどのくらい、そういった防犯カメラの増設を検討しているのかをお尋ねしたいと思います。計画にはありますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

具体的な計画は、まだ策定はしてはおりません。ただ、今年度、役場庁舎内に防犯カメラを10台ほど設置させていただきました。1階に5台、2階に3台、あと分庁舎、都市整備課とか入っている別の施設でございますけれども、そちらに2台ということで合わせて10台設置させていただいております。その活用状況についても、運用状況についてはこれから状況を見ながら、各施設等、また学校の近くであったり、子供たちが通学する道路等についても警察等と協議しながら、どのような計画案とするか定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 町内の町の公共施設には、大体100台の防犯カメラを設置しているということで、ある程度のカメラの設置はされているのかなというふうに思っておりますが、そういった中で、有事の際には白河警察署と連携して、情報の共有を図れる体制を整えておるといことなんですが、これはどのような体制になっているのかもお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

有事の際の白河警察署との連携ということで、どのような情報体制を取っているのかというようなご質問でございますが、最近、行方不明者の案件がございました。こちらの案件の場合、直接、白河警察署の生活安全課長が来ていただき、行方不明の経過を聞いて、それで翌日、消防団との捜索活動の計画を練ったということで、随時、行方不明あるいは火災等、事あるごとに警察のほうから情報提供を求められておりますので、そういった意味で、有事の際の連携ということで体制を取っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 有事の際には、警察署から連絡があつて協力体制を整えているというようなご答弁いただきました。

そういった中で、東京の品川区の子供の監視体制です。品川区では、子育てなら品川区ということで、自信を持って言えるまちにしたいということで、防犯ブザー、これは品川区児童見守りシステム「まもるっち」というんですが、これを使って1年から6年までの児童全員に持ってもらうと。そして、そのひもを引っ張った場合には、市役所の中に防犯ブザーに応答システムがついているんです。そして、それで、何かあったんですかということで、そこから問合せして、間違いですというのが90%以上間違いなんだろうけれども、そ

ったことで、何かあった場合の対策が図られているというようなシステムになっていると。それと、不審者が出たとか何かということがあれば、見守り隊の隊員の人にも持っていてもらって、そこと協議して、市役所が主役になって、警察からの情報提供とか何かじゃなくて、地域の区内の小中学生の防犯体制を図っていると。何か不審者がいたとか、何か暴力行為に遭ったとかで対応しているというようなことで、ホームページで調べたわけなんです、それが一番、子育て世代の保護者にとって、品川区の子供らは、そういったストラップをつけたあれを持ちながら生活をしているというようなことで、安心できるまちだということで、人気のあるというようなことがあったものですから、そういった事例を紹介して、そういったことも今後検討していくような考えはないかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 三村議員、防犯カメラの件で……

○7番（三村正一君） 防犯システム、防犯……

○議長（角田秀明君） 申し訳ないですけども、ブザーの場合にはちょっと線がずれているものですから。

○7番（三村正一君） そうですか。そういった事例があるということを紹介して、もし必要であれば、町としても検討していただきたいと思います。

続いて、防犯カメラの助成についてです。

町内の住民の皆様とお話をすると、今の話題は本当に、住んでいて1人であるのは非常に怖い、2人でいても強盗に遭ったというようなことで、いわき市の。そういった中で、この矢吹でも、そういったことが起きる可能性も十分にあるというようなことの中で、対策として、町として助成していただきたいということで質問しているわけなんですけれども、ご答弁の中には、近隣の防犯カメラの設置に助成金の交付を行っている市町村の調査・研究を行いということになっておりますけれども、これはやはり一番先に、そういうようなハリネズミの体制を町内で作るといえるのか、一番先にそういった取組をすることが一番のメリットじゃないのかなと思いますので、その辺のところも今後検討していただけるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えします。

今後、調査・研究を行ってほしいというような質問だったと思いますが、今後、町としましても、今後の防犯対策ということで、個人でできること、あるいは地域でできること、あと町でできることということで、それぞれの役割を調査・研究しながら、近隣市町村の防犯対策について検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 防犯カメラは監視カメラじゃないので、非常に今、安い値段になっております。その辺の金額の把握はなさっておるでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えします。

防犯カメラの設置費用というようなご質問でございますが、防犯カメラの設置につきましては、一般的には、購入とリースというふうに把握してございます。一般的な購入ですと、安価なものと5,000円から、あとしっかりしたものと15万ということで、15万になると録画機だったり、録画機を利用してテレビで見ることとも可能な機能を備えているというところでございます。あと、リースにつきましては、初期費用が5万と、あと毎月リース料を支払うようなものがあるというふうな情報を得ております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 私も、質問する際にちょっと調べてみたら、録画で後から見て確認できる200万画素以上のものという、大体1万円から7万円ぐらいで、1週間以上記録できるというようなことでございましたので、ぜひ検討いただければと思うのは、全額じゃなくても半分とか、それから購入金額の半額とか、あとは上限を設けて1台2万円までとかというような、1万とか2万までというような形での検討をしていただきたいと思うのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えします。

少額でもいいから防犯カメラに補助をというようなご質問でございますので、補助金を現在行っている近隣市町村あるいは県内の市町村の調査をしながら、検討してまいりたいというふうに思います。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） あゆり温泉について、あと健康センターについて質問をしたいと思います。

報告いただきました、ご答弁いただきましたところ、リニューアルした12月から2月末まで、平均270名ということでございます。非常に利用者が増えてきたということで、300名にすると、大体年間9万人の利用になるのかなというふうにご考えておりますし、プールにつきましても1日159名、200名まで上がれば6万人ということで、ほとんどコロナ前と同じくなるのかなというふうに思うところでございます。

そういった中で、報告の中でございましたパネルヒーターの購入とろ過器交換、設備の工事ということが発注、着工しておりますというようなご報告なんです、これは令和4年度分の工事として発注したのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今年度分の発注工事でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ろ過器の工事が今年度分を発注して、4月から6月まで約2か月かけて、今年の令和5年4月から6月まで休館となるということなんです、ろ過器の設備というのは、ある程度の大きな機械のろ過器を交換するだけで、2か月間も休まなきゃならないようなろ過器になるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ろ過器の交換工事につきましては、プールの水を入れ替える必要もございまして、長期間、清掃も含めて行うものでございますので、そのような工期になってございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 利用者もかなり多くの方おられるんで、できるだけ工期を短くするような協議をして、ろ過器が止まってしまったわけではないので、恐らく動いている中で、効率が悪いということで交換するんでしょうから、その辺なるべく短い期間でということ、工期を短縮するようにお願いをしたいと思います。

それから、令和4年度の会計報告がございました。予算額で1億800万で、決算見込みで1億73万9,000円ということなんです、この1億73万9,000円の中に、先ほどのろ過器の4,620万は入っているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

1億800万の中に、その工事費も含まれてございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） そうすると、令和5年度の事業計画の中で1億3,700万というような金額がございしますが、これは、今年度はろ過器の交換ということはないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村正一議員の再質問にお答えいたします。

当初予算額1億3,700万の中にも、その交換の工事費は入っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） そうしますと、令和4年度と令和5年度、2回、ろ過器の交換をするということになるんですが、そういうふうな理解でよろしいわけですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

令和4年度と令和5年度にまたがる工事でございますので、それぞれに工事費を計上しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 機械は1台なんですか、2台なんですか、設備自体は。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ろ過器自体は1台でございます。

○7番（三村正一君） すみません、金額は幾らなんですか、1台。

○保健福祉課長（正木孝也君） すみません、今ちょっと手元に資料がないので申し訳ございません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 調べてもらっている間に質問したいと思いますが、令和4年度、プールと温泉それぞれに当初の指定管理料よりも、事業計画よりも2割以上の収入減になっているというようなことで補填したと思われるんですが、その補填額、どのぐらいの補填をしなきゃならなくなったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村正一議員の再質問にお答えいたします。

令和4年度の指定管理、あゆみ温泉じゃなく、健康センターの指定管理料の補填についてというお話だったかと思いますが、まだ決算見込みの段階ではありますが、12月補正を行いました段階での見込みといたしましては844万4,000円、あくまで見込みですので、この後の変動もあるということをご承知おきいただければと思

います。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 三浦議員、指定管理料はまだ通告していないものですか……

○7番（三村正一君） 指定管理……

○議長（角田秀明君） 収支しかないものですか。

○7番（三村正一君） 決算の中身だから、そこら辺までは了解いただきたいと思うんですが、通告している範囲で……

○議長（角田秀明君） そして、もしそういうことだったならば、事務局との ときに……

○7番（三村正一君） 今度の質問に対しては、今後そこまで書いておきますから。

○議長（角田秀明君） よろしくお願いします。

再質問ございますか。

○7番（三村正一君） 令和5年度は、4年度より3,600万増額になっているということなんですが、増額の中身についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当初予算が3,600万ほど増額になっている内容についてというおたじだだったかと思いますが、まず今年度、第1期工事を行いましたあゆり温泉の空調機器設備改修工事の2期工事分、あとバレルサウナの設置工事、あと先ほどお話いただきました債務負担行為を設定させていただいております温泉プールろ過器交換工事の令和5年度分、さらにプール室内の照明のLED化交換工事ということで、4つの施設改修工事費が入っております。総額で約3,700万円の増額となっております。

あと、指定管理関係ですと、燃料費の高騰という部分がございますので、その辺も当初予算のほうには反映されているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 非常に、あゆり温泉の費用が増えてきたなというふうに感じているわけなんですけれども、そういった中で今回、サウナ風呂、バレルサウナというのが設置する予定になっておりますが、4人が入れるサウナということなんですが、全国的に設置数が増えているというのは、こういった公共施設で増えているのか、どういった施設で増えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

バレルサウナの設置事例が、全国的にどのようなところかというところでのおたじだだったかと思うんです

が、公共施設等の設置についてはちょっと情報を私のほうでは持っておりませんが、主に民間であると認識しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 指定管理料についてご答弁いただいて、令和5年度における指定管理料は5,866万円と見込んでいるということでございますが、2年前ですか、前の指定管理者のときには約4,200万ぐらいの指定管理料の契約だったと思うんですが、非常にどんどん増えてきていると思うんですが、指定管理料は幾らぐらいまでは許容できるような考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

健康センターの指定管理料の許容範囲というご質問だったかと思いますが、指定管理料につきましては、基本的に健康センター施設に必要な経費から歳入である利用料を除いたものについて、町で負担するものでございます。

前の指定管理者の時代の指定管理料と比較して高くなってきているということで、ご指摘のとおりではございますが、ご承知のとおり、地震災害であったり、この物価の上昇、社会情勢の変化、そういったところを勘案しますと、やはり当時よりは、費用というのは高額になってきているというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 前に戻って、大変申し訳ないんですが、ろ過器の設備交換工事、2年度にわたって工事を行うということでございますけれども、工事をやるのは4月18日からというようなことであると、令和5年度の事業じゃないのかなと思うんです。そうすれば、令和5年度で一括して予算をかけるべきじゃないのかなと。まだ着手していない、取得していないとすれば、令和4年度での4,600万の支出というのは、ちょっと私としては、現金の支払いしていないのに工事の費用を出すというのは、現金主義会計、単年度会計からいって、ちょっとおかしいんじゃないのかなと疑問に思っているんですが、その辺についてのご説明をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

健康センター温水プールろ過器装置の改修工事ということで、令和4年度ではなくて5年度の予算ではないかというおただしかと思いますが、今年度の令和5年度当初予算説明書の中に債務負担行為の設定というのが

ございまして、令和4年度の当初に、限度額5,800万円で複数年にわたる債務負担というところで、限度額の設定を行って、議会のほうで承認いただいているものでございます。ですので、令和4年度は、4年度のもの自体の発注というところでの予算を認めていただいておりますので、複数年にわたる債務負担行為であるというところをご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 債務負担行為の件は分かったんですが、未着工の部分で債務負担行為は発生するのかどうか、ちょっと私、理解ができなかったものですから、その辺のところもう一度お願いしたいと思います。何年間、債務負担行為継続できるのだからということで、まだ未着工ですよ。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

プールのろ過装置の工事についての債務負担行為でございますけれども、まず債務負担行為は何年から何年までというところで、実際に必要な時期について期間を設定することができます。

令和4年度については、契約行為はもう行っておりまして、その中で着手前の前金払いとして支出もさせていただいているところでございます。その残りの工期内に、ろ過器を設置して、完了後に全額、残りの工事費を支払うという内容で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 指定管理料が非常に値上がりしていますので、こういった面で、指定管理制度というものについての検討を今後も続けてをお願いをしたいなというふうに思います。

続いて、擁壁工事関係の質問でございますが、擁壁については今後、擁壁の構造計算をやれば何とか建設事務所のほうで認めてもらえるというような方向性のご答弁をいただきましたが、これについては具体的にはどのような内容なのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

擁壁の関連でございますけれども、あゆり温泉の周辺の擁壁につきましては、今ほど三村議員のご発言で、擁壁の構造計算をすると県南建設事務所に認めてもらえるというお話でございましたが、そうではございません。答弁の趣旨としましては、今まで擁壁が問題になっていて、建築基準法上の不適合といえますか、検査済証の番号が確認できないということで、不適合扱いになっております。その現状の中で、様々なことを町としても検討してまいりまして、その中の一つに、3回の地震に耐えていて、現状、安全確認ができていますという

状況ですので、何かしら最少の経費で最大の効果というところで、擁壁についてできないかというところを検討してまいったところ、構造計算をして、その強度が示された場合には、場合によっては補強であったり、全部の擁壁を改修するのではなくて、一部補強もしくは全部補強なのか、または強度が示されないで、やはり全体の擁壁改修というお話になるのかというところの可能性を探っているというところのお話でございます。

ですので、現状、擁壁の安全性につきましては、答弁繰り返してしまっていますが、定期検査と自主検査というところ、あと県への報告というところで安全性のほうは確認しておりますが、なおその課題となっているところを将来に向けて、解消するための一つの方案であるというところをご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） どうもご答弁ありがとうございます。

子ども・子育て支援についてお尋ねしたいと思います。

時間が迫っていますので、あれなんです、町の児童クラブの関係でいろいろ提案を受けたことについて、サッカー教室やハーバリウムや夏祭り、クリスマスリースづくりということで、各小学校で1回から2回行ったというようなご報告ございましたが、これは今後、増やすような考えはあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

令和4年度に実施しましたイベント等につきましては、今、株式会社アンフィニのほうと令和5年度、どのような活用、また増やすことができるのか協議をしております。できることから、子供たちのために検討していきたいなと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁の中に、小中学校の給食費の半額補助を行っているということで、これの財源は、旧総合運動公園の購入費の債務を一括返済することにより捻出した貴重な財源を充てているということなんですけれども、私の理解だと、あさひ保育園の民営化で、民営化する際に、民営化すれば7,000万とか、幾らか浮くというような形で、そのことで給食費の無料化について半額助成について行ったのかと思っていたんですが、これについては、このご答弁で間違いはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

答弁の内容のとおりでございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。あと20秒です。

○7番（三村正一君） 中島村、泉崎村、いずれも近隣市町村で無料で行っていますので、一応、矢吹町も子育ての支援の競争をやっているような形なので、ぜひそういった取組を強化、早い取組をお願いしたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は3時15分からです。よろしくをお願いします。

（午後 3時01分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午後 3時15分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここで皆さんにお諮りをいたします。

時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長して一般質問を進めたいと思います。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告2番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、こんにちは。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症につきまして、本日3月13日より、マスク着用については個人の判断となり、また5月には、現在の2類相当から5類へと移行する方針が国より発表されておりますが、だからといって、コロナが終息するというわけではございません。いつ訪れてもおかしくない第9波に備えて、日々、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご尽力されている皆様に深く敬意と感謝の意を表します。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。大きく2つ質問をさせていただきます。

まず、1つ目です。

ヘルスツーリズムによる地域の活性化についてでございます。

ヘルスツーリズムは、健康の維持、増進、回復を主なテーマとする旅行のことであり、主に温泉やプールでの水中運動、森林浴、自然体験、地産地消による郷土料理の提供など、地域内の健康につながる様々な資源を利用して健康に配慮しながら様々な観光を楽しむことにより、メタボリックシンドロームや生活習慣病、鬱病

にかかるのを予防または改善し、高齢化社会の進展に伴う国民医療費の増大を抑制することが期待できるものであります。

ヘルスツーリズム推進の観点として、健康効果はもちろん森林浴のようなリラクゼーションや自然、ウォーキング、地元食材を使用した食の提供等の活用も含めて、旅行をきっかけとした生活の質の向上を図るような魅力あふれるプログラムを提唱することにより、県内外からの交流人口を増やすことが可能であると考えております。

地域の住民や観光客の健康が維持増進、回復が促される結果、地域の医療費が抑制されることとともに、温泉や自然環境などの地域資源を活用した地域の新たな魅力を発信することによる観光客の増加、宿泊業、飲食業等の消費支出の拡大など、地域の活性化につながる効果が期待できるものと考えます。

それでは、それについての質問になりますが、現在、町で行っている地域活性化につながる取組や今後検討している事業等はあるのかお伺いします。

2つ目の質問です。ヘルスツーリズムの観点による本町の資源を生かした地域の活性化について町の考えをお伺いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、タブレット学習の取組についてでございます。

GIGAスクール構想に伴い、本町においても小中学校児童生徒へのタブレットの1人1台の整備が令和3年3月に完了し、各校でのタブレットを使用した学習が開始されております。タブレットを使った学習については、各自治体や学校単位で進捗に差が出ており、ICTについてたけている担当教諭等がいる学校については、先進的な取組を実施できている学校もございますが、ICTについて専門的な知識がちょっと乏しい学校や担当する先生方に余裕のない学校については、タブレットを有効的に活用できない、できていないというところもあるということです。

本町におきましても、コロナ禍で学級閉鎖、学年閉鎖が相次いで発生している状況の中、子供たちへの学びの保障が心配されます。今後、タブレットを有効活用し、自宅にいてもオンライン授業やオンデマンド配信等が可能になるような環境整備が必要であると考えます。また、様々な事情により、通学して教育を受けることが困難な学習者一人一人に合わせた教育支援など、教育格差解消を担うツールとしての活用や専門家などの外部人材の登用、新たな科目の開設といった教育指導の幅を広げることも可能であると考えております。

それでは、質問事項のほうに移ります。

1つ目です。現在、各小中学校でのタブレットを用いた学習は、どのような進捗状況であるのか伺います。

2つ目、本町では、現在2名のICT支援員が配置されておりますが、主にどのような支援を行い、どのように学校と携わっているのかを伺います。

3つ目ですが、学校と各家庭間でのオンライン授業が可能となれば、学級閉鎖等となった場合でも、自宅にいながら子供たちは授業を受けることが可能になると思っておりますが、そのことについて町のお考えをお伺いしたいと思います。

以上の点につきまして、ご質問させていただきます。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、ヘルスツーリズムにおける現在、町で行っている地域活性化につながる取組や今後検討している事業等についてのおただしであります。

現在、福島県県南地方振興局によるゴルファーケーション事業が実施されております。これは県南地方のゴルフ場において、早朝や夕方にゴルフを楽しみながら健康づくりを行い、日中は宿泊施設にてテレワークを行うというもので、町内のゴルフ場を利用したプランもあり、大変好評をいただいております。

他方、町といたしましては、町民を対象とした健康増進事業を実施はしているものの、議員おただしのヘルスツーリズムのような健康をテーマとした町外からの集客を目指す事業は行っておりませんでした。しかしながら、本町には大池公園や三十三観音史跡公園での散策や、このほど地震被害から復旧し12月から営業を再開いたしましたあゆり温泉及び温水プールなどの健康増進施設等、周辺環境整備やアクセス等の条件整備を加えれば、ヘルスツーリズムのメニューになり得るものがあると考えます。具体的な検討はこれからとなりますが、例えば観光案内所が主体となり、スタンプラリー等でこれら観光資源をまとめ、健康をキーワードとして一つの事業として展開することで、町外からの集客をもたらし、飲食業や宿泊業を中心とした地域経済の活性化につながられるのではないかと考えられます。今後、ヘルスツーリズムをより深く研究し、検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ヘルスツーリズムの観点による本町の資源を生かした地域の活性化に対する町の考えについてのおただしであります。ヘルスツーリズムは、町外からの集客により消費支出の拡大による地域経済の活性化につながる可能性があります。これに加え、本事業は町外のみならず町内からの参加も可能であります。したがって、地域経済の活性化に付随し、町民の健康増進、ひいては町民の医療費抑制につながり得るものであり、福祉的な事業効果も大いに期待できるものであると認識しております。

つきましては、他自治体の例を含め調査・研究し、ヘルスツーリズムについての理解を深めるとともに、ヘルスツーリズムの素材となり得る各施設の環境整備、条件整備及び具体的事業の展開を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、現在、各小中学校でのタブレットを用いた学習は、どのような進捗状況であるのかのおただしありますが、町立各小中学校の全ての児童生徒に1人1台タブレット端末の配布が完了して2年目となりますが、本町では、これまで教職員の研修を行いながらタブレット端末の利活用を進めてまいりました。

授業では、調べ学習において児童生徒がインターネットから情報を収集したり、教科書のQRコードを介して児童生徒に映像など学習の理解に役立つ資料を提示したり、クラウド型授業支援アプリであるロイロノート

の思考ツールを使って、児童生徒の考えを共有する場面を設けたりするなどして、学習の理解が深まるとともに、学習の仕方が身につくよう、その活用を図っております。

また、児童生徒が作成した作文や作品、レポートなどをデータ化して保存することで学習を振り返ったり、評価に活用したりしております。児童生徒のタブレット端末はA I ドリル「すららドリル」が使用できるようになっており、授業の終末や家庭学習で学習内容の定着に活用しております。また、善郷小学校と矢吹中学校は、ふくしま「未来の教室」授業充実事業の指定を受け、I C Tを活用した授業研究校として福島大学教授の指導を受けながら、実践研究を進めているところでございます。

児童生徒のタブレット操作の技能は確実に向上し、教職員も必要な場面で効果的にI C Tを活用できるようになってきておりますが、今後も児童生徒それぞれの学びのペースに沿った個別最適な学びや児童生徒同士が学び合い、深め合うといった協働的な学びの充実に向けて、さらに効果的に活用できるよう研究と修養に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2名のI C T支援員が主にどのような支援を行い、どのように学校と携わっているのかのおたただしではありますが、令和4年度には、I C T支援員を各小中学校にそれぞれ週1日配置し、タブレット端末のアップグレードや各種設定、操作ミスによるエラーの対処、インターネットやメール、各種アプリへのログイン作業、プログラミング授業の準備、I C Tを活用した授業への協力、研修会の実施、校務支援システムデータ移行作業など多岐にわたる業務によって、校内のI C T環境の整備とタブレット端末を活用した授業支援に取り組んでまいりました。特に、クラウド型授業支援アプリであるロイロノートの活用研修会やA Iドリル「すららドリル」の活用研修会等、教職員のI C T活用技能の向上に大きく貢献しております。また、I C T支援員によるアンケート結果の入力作業やグーグルフォームを使ったアンケート集計分析などの業務は、教職員の多忙化解消にも役立っております。

今後は、I C T支援員の増員を図り、I C Tの環境整備やタブレットを使用した授業のさらなる充実、教職員のスキルアップに加え、I C Tを活用した働き方改革を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、オンライン授業についてのおたただしではありますが、各小中学校では、令和2年10月から11月にかけて、i P a dを用いてZ o o mを使ったオンライン授業の研修を学校ごとに実施しており、令和3年度当初には1人1台タブレット端末の配備に向けて各家庭のW i - F i環境を調査し、W i - F i環境がない家庭の児童生徒にはL T Eモデルの端末を配布するなど、家庭と学校とが通信できる環境を整備してございます。各家庭における接続テストは昨年度中に済ませており、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の際には、多くの学校で、クラウド型授業支援アプリのロイロノートを介した健康状態の確認や学習課題の送付、提出、連絡事項を配信するなどして有効活用してまいりました。

議員おただしのオンライン授業につきましては、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いている現在では、家族の濃厚接触でやむを得ず欠席する場合や長期欠席の児童生徒に対する学習機会の保障のため、授業を配信することが中心になっておりますが、いつでも学級閉鎖によるオンライン授業に対応できるよう、日常的なタブレット端末の持ち帰りを進めていくとともに、対象学年や閉鎖期間を勘案し、効果的に実施できる体制を整えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ご答弁のほどありがとうございました。

それでは、まず最初、ヘルスツーリズムのほうの地域活性化ということで、ヘルスツーリズムというのは基本的に健康方面の言葉なんです。健康と観光とか旅行という部分で、担当課が商工推進課さんに質問させていただいているんですけども、実際、保健福祉課さんとの協力を得ながら実施していくのが効果的ではあると思うんです。今までの保健福祉課で持っている情報をふだんに活用しながら、それを商工推進課のほうでアウトプットしながらどういった顧客が見込めるのか、どういった町民の方、町外の方もそうですけれども、どういったものが今、矢吹の町の資源を活用してできるのか。矢吹も観光資源、あと健康福祉施設とか、プールとか大池公園とか、いろいろ資源ありますので、その辺は保健福祉課さんと連携しながらやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

ヘルスツーリズム事業について、保健福祉課と協力して行っただけではどうかということではありますが、答弁書では、どうしても、私ども観光とか町外からの集客という面で答弁をさせていただきましたが、今度は答弁書にもありましたが、町外だけではなくて、町内の方にも参加できるような方法を、今後いろんな事例を研究しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 私、これまでも一般質問で、保健福祉課さんのほうに高齢者のほうの質問で、フレイル予防が今後かなりキーワードになってくると、健康寿命を延ばす、そこと観光をつなげていただければなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、タブレット学習のほうの取組について質問をさせていただきます。

まず、ご答弁のほうにありました教職員のほうのタブレット端末の研修を行いながらとありましたが、これは町単独の研修なのか、それとも県とか、そういった外部の講師のところに出向いての研修なのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） では、芳賀議員の再質問のほうにお答えをいたします。

教職員のICTの研修の形態、状況等についてですけれども、各学校に配置されていますICTの支援員さ

んが各学校で研修を行ったりとか、あとまた、町のほうで各学校のICTを推進する担当の先生がいます。その先生方に集まっていたいで、それぞれの学校の活用状況ですとか、どのようにICTを使いながらどんな授業をしているのかとか、そういった授業についての情報共有をしたりとかして、各学校間での格差がないように努めているところでございます。

以上で、芳賀議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ICT支援員の方に実施していただきながらということだったと思うんですけども、GIGAスクール構想でタブレット端末が配布されて、まだ2年目なので、やっぱり課題等、いろいろたくさんあって、そんなにとんとん拍子にはいかないものだとももちろん思っているんですけども、今までここ2年間、4小学校、1中学校でタブレット学習実施してきて、何か各学校から要望というか、何かそういったものは出ていますか、課題みたいな。なければいいんですけども、あれば教えていただきたいなど。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

学校からの要望等というところでございますが、特別教室、体育館であったりとか、あとはそういう工作室であったりとか、そういう専門の教室については、今現在Wi-Fiが届いていない状況でございます。そういったところで、そういった整備についての要望が今出ている状況にありますので、こちらについて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

Wi-Fi環境、そうですね。いろいろ体育館とか、そういうところもつながってほしいようなことを中学校のほうでも言っていました。よろしく申し上げます。

2つ目、タブレット学習を用いた学習の進捗についての答弁の中で、善郷小学校と矢吹中学校は、ふくしま「未来の教室」授業充実事業の指定を受け、ICTを活用した授業研究校として福島大学教授の指導を受けながら実践研究を推進しておるということで、私も以前、教育長のお計らいで、ちょっとこの授業を見させていただいたことがあって、すごく先進的な取組、ロイノートとか、すららドリルをうまく実践活用してやっているところを見せていただいたんですけども、善郷小と矢吹中でやっていただいていることを、その内容をほかの3小学校かな、三神小と中畑小、矢吹小にうまく町のほうに落とし込むことは可能ですか、その内容を。結局、実践研究して終わりではなくて、その内容を活用して、町のほうの実践に取り組むということは可能ですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の再質問のほうにお答えいたします。

矢吹中学校、それから善郷小学校の未来教室指定のその成果を各町内の小学校のほうに共有できないかというふうなお話でございましたけれども、議員さんに見ていただいた授業研究会ですとか、そういったものは町内の先生方ももちろん見に来ていますので、小学校の授業であったとしても中学校の先生も見に来たりとか、矢吹中の授業のほうにも矢吹町内の小学校の先生方が見に行ったりとかという形で共有をさせていただきます。

また、例えば今年度ですけれども、三神小学校のほうで国語の授業なんですけれども、国語の授業でICTをタブレットを使った授業なども町内の先生方に来ていただいて見ていただくなどしながら、先ほどお話しさせていただきましたけれども、町内での学校間格差ができるだけないように、取り組んでいるところでございます。

以上で、1番、芳賀議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、タブレット学習の取組の3番目についてですけれども、オンライン授業とか、オンデマンド配信の授業という部分の質問なんですけど、タブレット配布、先ほども言いましたけれども、まだ2年目なんで、その辺の運用については今、研究中だということで受けているんですけど、例えばオンライン授業は、もちろんメリットいっぱいあると思うんですけど、今、学年、小学校1年生から中学校3年生向けにタブレット配布していますけれども、オンライン授業が可能になった場合の、学年別に段階的に、例えば小学校1年生と中学校3年生では、操作性、デジタルのリテラシーという部分ですか、操作のほうの応用力がないと思うので、その辺は、例えば小学校の低学年、高学年、あと中学生で段階的に分けて、デジタル教育というのを段階的に覚えていくというようなのが必要であると思うんですけど、将来的なオンライン教育、オンラインの双方向の教育というのを考えたときに、その辺は教育長として今どのようにお考えでおられるか確認させていただきたい。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

オンライン授業等の配信等に向けての、各小学校1年生から中学3年生までのその発達段階への対応といったことについて、どう考えているかというおただしでございましたけれども、現在のところやはり、もちろん小学校1年生から中学校3年生になると、全然やっぱり操作性、リテラシーは違います。

やはり入力をするということになったときに、小学校1年生ではまだローマ字等も習っていませんので、入力というような形の操作ではない、タッチして使えるような、そういうような操作で学習ができるものをやっていますので、そのあたりを今後きちんと段階的に、ローマ字のほうは4年生で習っていくようになりますので、その頃から入力といった部分もきちんとできるようにしていくとか、タイピングについての学習について

どういふふうにやっていくとか、そのあたりについては、子供たちに習得させながらやっつけていかなければいけないというふうに考えております。

なお、各学校のほうも、そのような形で取り組んでおるところでございますので、どのような進捗状況であるのか、そういった部分も学校のほうに調査をして、統一的にやっつけていければなというふうに考えています。

以上で、再質問への回答を終わらせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

今、教育長からいただいた、確かに中学生のタブレットはキーボードついてますよね、今、思うと。小学生はタッチパネル、そういう差ですよ、ローマ字を習っているか習っていないか。段階的なデジタルのほうのリテラシーの授業のほうを段階的に進めていって、将来的にできるだけ早いオンライン授業を開始できるように努めていただきたいなと思っております。

今、デジタルリテラシーと何回も言わせていただいていますけれども、私の4年生の息子、先日タブレットを使った自宅学習で、笛を吹いて動画を自分で撮って、それを送信して先生に送るという宿題があったんですけども、なのでそういう触る、4年生ぐらいになると、ちょうどそういうことができくるような時期なのかなと、先ほど言ったように段階的なのという部分で。やっぱり、触って何ぼだと思ふんで。以前に、タブレットを将来的には、生徒たちが文房具を扱うように扱えるように、そのぐらい簡単に操作してほしいという部分なので、操作というか、極力オンラインで送信し合うような宿題みたいなものも増やしていただければと。子供たちがタブレットとか、そういうものに触れる時間を増やす授業を取り入れていただければ、子供たちも覚えていくのかなというはあるので、よろしく願います。

それでは、最後に、ICTを活用、答弁書にあったんですけども、教職員のスキルアップに加えて、今度、生徒たちじゃなくて、教職員の業務のほうの負担を、ICTを活用した働き方改革につなげていきたいということなんですけれども、ちょっと今、案があればというか、どのように、働き方改革というのはつながると思ふんです、確かに。そこら辺も推進してほしいなと思ふんですけれども、お伺いします、そこについて。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1 番、芳賀議員の再質問のほうにお答えいたします。

教職員の働き方改革につながる、そういったICTの活用についてということなんですけれども、校内、各小中学校のほうに導入をしている校務運営支援システムというものがあります。それは、県内のどこの学校でもそういったものを取り入れながら、どこに先生方が異動したとしても、同じような環境で仕事ができるようにしましようというようなことで進めているものなんですけれども、それを使って、例えばですけども、今現在、出席簿がございますよね。これまでですと、ペーパーに出席した日を記入していくという形でしたけれども、それをタブレット上で行って、各月ごとに集計をします、一人一人。それもやはりそういった校務運営システムを使うことによって、瞬時に集計をできるというようなことにもつながっていきます。

また、学期末に評価のほうを各先生方、行うわけですけれども、その評価のほうを行ったものを年度末に集計したりとか、指導要録のほうに記入したりとか、そういったもので連動させていく、そういうような仕組みであったりとか、年度初めに児童生徒の名簿を作成して、その作成した名簿をいろんな形の、例えばそれを出席簿に反映させるとか、健康診断の名簿に反映させるとか、そういうような形で先生方の労力をできるだけ少なくしていくというようなものがございまして、そちらのほうの推進のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上で、1番、芳賀議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

今、コロナで学級閉鎖とか学年閉鎖、これまでありましたけれども、今後コロナだけじゃなくて、先日も中学校でインフルエンザで学級閉鎖かな、がありまして、やっぱりいつ何どきそういうことが起きる、今後いつ来るかも分からない、新たなパンデミックなんかも見据えながら、オンライン授業の可能性というのを広げていって、その辺の体制づくりをしていってほしいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 続いて、通告3番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

初めに、新型コロナウイルス対策のマスク着用が、ここ書きぶりが実は芳賀議員と同じになってしまいましたが、2月10日決定の政府指針では、個人の主体的な選択を尊重する、着用は個人の判断に委ねる、医療機関受診や高齢者施設訪問の際は着用を推奨する、混雑した電車やバス乗車等は着用を推奨するというようなことになっているようです。コロナを招かないように、一日も早い終息を期待したいというふうに思います。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

1つ目には、Jアラート及び国民保護に関する計画についてです。

質問の目的につきましては、Jアラートが発令される事態となったときに、町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活等に及ぼす影響を最小限にするための対策を確認したいということになります。

質問しようとする背景、経緯、課題等でございますが、令和5年2月21日火曜日の新聞報道では、「北ミサイル2発」の見出しで、「20日に北朝鮮がアメリカ本土を狙う大陸間弾道ミサイル（ICBM）「火星15」の打ち上げに続き、韓国攻撃用の弾道ミサイルを発射した。日本列島越えも警告し、日・米・韓を同時威嚇。今年にはミサイルの発射ペースを控えていたが、北朝鮮が一気に緊張を激化させた。背景には、米国との対話を模索する方針に転換し、交渉の立場を強めようとしているとの見方もある」と。また、2月19日日曜日の新聞で

は、「18日、I C B M級のミサイル1発が北海道沖、E E Z（排他的経済水域）内に落下した。この映像は、ネット動画で、NHK函館カメラに閃光、北朝鮮ミサイル落下ほぼ同時刻、また、青森県つがる市に設置のカメラにもオレンジ色の光」と報道されており、確認することができる。昨年は11月3日に、宮城、山形、新潟の3県で、10月8日には東京都内の伊豆諸島、小笠原諸島の2町7村でJアラートが発令されたと。

Jアラートは、地震・津波などの自然災害や武力攻撃などの事態が生じたとき、瞬時に住民に警報を発するシステムとして、消防庁が平成19年から運用している。当町では、今年度、防災計画の策定が予定されているが、弾道ミサイルの対応は、国民保護法、正式には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律によるもので、その計画は矢吹町の国民保護に関する計画となる。

質問事項ですが、①矢吹町の国民保護に関する計画は、いつ策定されて、今後、改定はあるのか。

②これまでにJアラートが発令された履歴はどのようにになっているか。

③令和4年11月6日日曜日には、昨年ですが、3年ぶりにフロンティア祭りが開催されたが、イベント中にJアラートが発令された場合、町民の避難方法や職員の役割はどのようになるのか。

これらについて、お尋ねをしたいと思います。

ロシアのウクライナ侵攻、日・米・韓、日本、アメリカ、韓国の安全保障協力、米・韓、アメリカと韓国の軍事演習、そのことに反発する北朝鮮、中国のロシアへの貿易支援や兵器の提供等もささやかれている。台湾有事での日本の影響、尖閣の問題、ロシアとの北方領土、韓国との竹島、いろんな国際情勢があります。これらの中で、本日は矢吹中学校の卒業式がありました。その中で、教育長が、正解のない時代だというような言い方をされていました。今現在、こういった問題を解決するためには、やはりできることを精いっぱいやる、そして折り合いをつけていくということが大事なんだろうなというふうに思います。国においても外交の面でも、ぜひこういったミサイルが飛ばないように、町民が心配しなければいけないような状況は避けていただけるようお願いをしたいなというところがあります。Jアラートの発令の一つの例ですので、話をしてみました。

もう一つは、トルコ、シリアで、今回、大きな地震がございました。こういったことから考えると、やはりどこで何が起こるか分からない、本当に何をすれば正解なのかというのが分からないというところで、今できることを精いっぱい、我々も考えながらやっていくということが必要なんだろうなというふうに思っております。

2つ目の一般質問でございます。

祖父母から見た子育て情報や育児休暇についてということであります。

質問の目的ですが、定年が65歳まで引き上げられたり、定年後の再雇用も増えていたりする中、労働の現役世代が孫を抱えることも増えると考えられる。働く親の子育ての負担軽減や育児の悩みの対策を講じることが民間企業にも広がることで、より子供を産み育てやすい町となることを目指していくということを目的にしております。

質問しようとする背景や経緯、課題ですが、郡山市は、子供を産み、育てやすい社会の実現に向けて、職員が子供だけでなく、孫や生まれたときにも取得できる孫休暇を令和5年2月から導入することになったと。昨年11月3日付の民報新聞では、いわき市は、子育て情報に孫育ての注意点を加えた冊子を4年前から母子健康

手帳と一緒に配布している。親の共働きが一般的になり、育児に関わる祖父母からの相談が増えているためという。東邦銀行は、孫の育児で取得できるイクまご休暇を2015年（平成27年度）に設けた。これまでに、延べ65人が遠方にいる娘の出産時などに利用した。県外では、孫が誕生したときに特別休暇を与えている企業もある。男性の産後パパ育休が始まったと。これまでの育休よりも柔軟に利用できる。賃金が上がらず、老後への不安も募る昨今、定年の延長もあって長く仕事にいらしてしまねばならない時代だ。次は、働く中高年世代に孫の育休を取りやすい環境づくりをぜひと結んでいます。宮城県では、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を掲げており、今年1月に孫の育児休暇を導入している。ネットには、「全国初導入「孫の誕生と世話」で祖父母が取得「孫休暇」、取得第1号の局長が感じた意義（宮城発）」として記事が掲載されておりました。年金の支給が将来的には70歳まで上がる可能性もある中で、かなりの年齢まで働かなければならないという現実があります。

そこで質問ですが、①育児に関わる祖父母からの相談はあるか。

②町では、孫育ての注意点を加えた冊子をつくるなどの情報を提供することは考えているか。

③職員に対し、孫の育児休暇を導入することが考えているかと、こういった質問の事項でございます。

実は、この質問を考える背景は、昨年6月の一般質問で、私が行政区に関した一般質問をさせてもらったときに、行政区長の成り手がなかなか見つからないと。65歳まで働くようになっていたりしているので、なかなかそういうボランティアみたいなものは、やれる状況がちょっと厳しいというようなところもあったので、その辺をちょっと調べていて、65歳まで働くようになると、どんな問題が出てくるかというところで、孫休暇というところを1つ挙げました。

この後には、もし行政区長とかをやったときに、そういったところを一般企業がこれから町に進出したときに、矢吹町はこうやって子育て、それから行政職なんかの、例えば民生委員も成り手がかなり少ないというような問題もありますので、そういったものに参加するときに、会社のほうでも休みを取りやすいような、そういう環境をつくっていただける会社にしていってもらえるといいんじゃないかなというところから、今回の一般質問をさせていただきました。

派生して、行政の役職を務めるに当たって、休みを取りやすい環境をつくっていくということも、私が考えている一つでありまして、まず今回は、孫休暇というところで質問をさせていただきました。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町における国民保護に関する計画の策定状況についてのおただしであります。

武力攻撃から町民の生命、財産を保護し、その対応を的確かつ迅速に実施することを目的に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づき、矢吹町の国民の保護に関する計画を平成19年3月に策定しております。

次に、今後、改定はあるのかのおただしであります。近年の北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発する

状況の中、町民の保護について適切に対処するために、当該計画の実効性の確保が不可欠であり、国が定める国民の保護に関する基本方針及び福島県が定める福島県国民保護計画を参考に県と連携し、改訂に向けた準備を行い、町民の安心・安全の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町における Jアラートの発令履歴についてのおたただしであります。

Jアラートは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村の防災行政デジタル無線を自動起動することにより瞬時に住民等に伝達するシステムであり、平成19年から運用されております。

本町におきましては、平成29年4月に防災行政無線のデジタル無線化を図っており、現在まで防災行政無線から発令された Jアラートの回数は、合計5回であります。内訳は、武力攻撃によるものが2回、台風によるものが1回、地震によるものが2回であり、具体的には、平成29年8月29日及び同年9月15日の北朝鮮によるミサイル発射に伴う発令、令和元年10月12日の台風19号に伴う土砂災害警戒情報発表による発令、令和3年2月13日及び令和4年3月16日に発生した福島県沖地震に伴う発令であります。

また、現在は、この地方公共団体経由による防災行政無線からの情報伝達とは別に、国から各携帯電話会社に配信した Jアラート情報を個々の携帯電話利用者に伝達するエリアメール、緊急速報メールなどの仕組みが整備されております。

今後におきましても、Jアラートによる緊急情報等について迅速かつ適正に町民の皆様へに伝達を行うため、防災環境等の整備を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、イベント中に Jアラートが発令された場合における町民の避難方法や職員の役割についてのおたただしであります。

本町を対象とした弾道ミサイル発射に係る Jアラートが発令された場合につきましては、平成29年8月29日早朝に北朝鮮から発射された弾道ミサイルにより、本町が Jアラートの対象地域となったことを受け開催した臨時課長会議において、町の対応について決定しております。

対応につきましては、発令された後、課長職の職員は全員役場に集合し、状況に応じ三役への報告、三役招集の判断及び課長職以下の職員の招集等の判断を行う内容であり、令和4年10月5日の課長連絡会議で改めて確認したところであります。

なお、まちづくり推進課については、全員役場に集合し、情報収集や町民からの問合せ等への対応に当たり、状況に応じ三役及び企画総務課と協議し、災害対策本部設置の可否を決定する役割を担っております。また、ミサイル発射時刻に応じ、各課における各種事業の実施の有無の確認、幼稚園、小学校等の各教育施設における状況確認等の対応などを行うこととなります。

昨年11月6日に開催されましたやぶきフロンティア祭りにつきましては、Jアラートが発令された場合には、近くの頑丈な建物である町文化センター、保健福祉センター、役場庁舎を避難場所とする内容を司会者からアナウンスを行った上で、商工推進課職員、協力職員等を事前に定められた場所に配置し、避難誘導を行う体制とすることを確認していたところであります。

今後につきましても、人が多く集まるイベント等の開催時においては、Jアラート発令を想定した町民の避難等の対策を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、育児に関わる祖父母からの相談についてのおたしであります。

本町では、保護者が育児に関する悩み、不安などを解消するための相談体制として、対象となる乳幼児の年齢に合わせ実施している各種事業において、専門スタッフと保護者が直接現況を話し合い、相談することができる場を設けております。具体的には、生後4か月までの乳児を対象とした乳児家庭を全戸訪問する、こんには赤ちゃん事業、生後6か月から8か月の乳幼児を対象とした離乳食教室及び1歳から3歳までの乳幼児を対象とした乳幼児健康診査事業を実施しております。それぞれの事業において、親子の心身の状況、食事方法、虫歯対策、疾病の早期発見などについて、小児科・歯科・整形外科の医師、看護師、臨床心理士、栄養士、保健師などの専門スタッフが指導助言及びサポートを行っております。

議員おたしの育児に関わる祖父母からの相談件数につきましては、本町では直接、祖父母からの孫育てに関する相談件数は、昨年度に1件、今年度はゼロ件であります。現時点におきましては、本町における祖父母からの相談件数は多くありませんが、議員おたしのように、子育て世代における共働き夫婦の増加などにより、同居する祖父母または近くに別居する祖父母がお孫さんをお世話する機会は増加しているものと捉えております。本町といたしましては、社会情勢の変化に応じたニーズへの対応を図り、子供を産み育てやすい環境を整えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、孫育てに関する情報提供についてのおたしですが、孫が生まれてうれしい反面、子育ての方法が変わり、自分たちの出る幕がないのではと不安に感じている祖父母世代もいらっしゃると思います。

孫育てをするに当たっては、食事、栄養、泣いたときの対応、外出時の心がけなど、また、お孫さんと遊ぶ際は、窒息防止対策、誤飲、中毒の防止、転倒や転落の防止対策など、急なけが、事故に対して事前にチェックしておくことが望まれます。このような孫育てに関する情報につきましては、子供を育てる上で、昔も今も変わらない大切なものもある一方で、時代とともに少しずつ変化してきているものもあります。祖父母の皆様の特にお知らせしたいのは、その違いを知って、自信を持って楽しみながらお孫さんと接していただくことが最も大切であるということでもあります。

また、孫育ては、単に祖父母が孫の育児をするということではなく、3つの世代が上手に関わることであります。祖父母は、孫に人として大切な生きることの知恵を伝承し、孫からは元気をもらいます。孫は、親と違う世代の大人と接する中で社会性を学び、高齢者や他者への思いやりなどを学び取ります。そして、親は、子と少し距離を置くことで心のゆとりを取り戻し、また新鮮な思いで日々の子育てに向かっていくことができるようになります。三世代がうまく関わることによって、働く親世代の子育ての負担軽減、産後鬱や育児の悩みといった点においてもよい効果が期待できるものと考えております。

このようなことから、本町では、これから孫育てに関する留意点をまとめた冊子「おまごブック」を本年1月より、祖父母の皆様などにもご覧いただけるよう保護者に配布する事業を始めたところであります。

また、冊子だけでなく、平成28年から運用しております矢吹町子育て支援アプリや町ホームページへも掲載しており、引き続きデジタルとアナログの両面から孫育てを支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、職員に対する孫の育児休暇制度の導入についてのおたしであります。

職員の育児休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関す

る条例を制定し、運用している状況であり、本町におきましては、孫の育児休業に関する規定は制定されておりません。男性の育児休業取得促進のため、産後パパ育休が10月から施行され、本町では令和4年度、男性職員の育児休業取得率については33%で、取得した平均日数は3か月となっております。男女ともに、仕事と育児を両立できる環境整備に取り組んでいるところであります。

孫休暇についてであります。宮城県においては令和5年1月1日から実施されており、また福島県内では、郡山市において令和5年2月1日から孫休暇及び子育て、孫育て休暇として、出産補助休暇及び育児参加休暇について、父だけでなく祖父母も取得できる制度に拡充し、実施されております。

現在、本町においては、出産補助休暇及び育児参加休暇は父親の男性職員が取得できる制度であり、祖父母の職員が取得できる制度ではない状況であります。今後、国、福島県及び民間企業の動向を踏まえ、運用状況及び制度内容を調査し、制度確立に向け検討してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。若干、再質問させていただきます。

まず、国民の保護に関する計画の関係ですが、これ平成19年3月に策定されているということですが、こちらの計画というのは町民の皆さんにも見えるところに、例えばホームページとかにあったりするものなのかどうかというのは教えていただけますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

国民保護に関する計画については、町民の方が見られる状況、ホームページ等にはアップにはなっていない状況となっております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） アップになっていなくても別に問題はないんだと思うんですけども、たしか、この間の防災会議に私も消防団長なので出ていて、この後、令和5年度の中ではもう一度というか、国民の保護に関する計画、町の部分をつくっていくような段取りになっているかなというふうに聞きました。実際のところは、ミサイルが飛んでも、地震が来ても防災計画とほぼ同じような状況でもありますし、やはり同じように見えるような形になっているというのが一番いいのかなというふうに思っています。どこかに載っていましたか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 先ほどの藤井議員の再質問の訂正でございます。

矢吹町の国民の保護に関する計画ということで、町ホームページのほうに「弾道ミサイル落下時の行動につ

いて」と情報を記載してございますので、訂正のほうよろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

昨年は、フロンティア祭りが実施されたということで、あのときは、かなり北朝鮮のミサイルが飛んでいた時期でもあったので、大分心配されたなというふうに思うんですが、今もちょっとまた厳しい状況が出ているところでもありますので、例えばイベントではなくて、学校とかでも、やはり子供たちの授業中にもそういったものがあつたときのために、そういったときの対策というところはどんなふうに考えているのか、行動として。

前回は、北朝鮮のミサイルが発射されたときの対応として、平成29年、ここに臨時の課長会議が開催されて、その後、令和4年10月にも課長連絡会議で改めて確認をしたということですが、この後、人事異動等もあつたりして、新しい年度になっていきます。計画のほうも新たなものをつくっていくということでもありますので、学校等も交えたコロナ以降のいろんな行動が広がっていくというような状況でありますので、ぜひ対策のほうよろしくお願したいなというふうに思っております。質問ではありませんでした。失礼しました。

それでは、孫育てのところでございます。ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

今回1月から、「おまごブック」ということで、冊子をつくられたということでございますが、こちらのほうは今のところ配布の状況とか、それから反響等については、担当課のほう等でどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

「おまごブック」ですが、本年度1月から保護者の方を通じてというところでお配りしております。こちらの冊子になります。

今の配布状況ですが、1月に9名、2月に4名ということで、母子手帳発行にいらした方に対して「おまごブック」のほうをお渡ししている状況でございます。

反響につきましては、配り始めたところですのでお声はまだ聞いておりませんが、そのような状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

孫育て等は、これからの制度になっていくのかなというふうに思います。ぜひ県内、それから近隣の市町村の動向を踏まえて、矢吹町がいち早く取り組みながら、実際のところ子供がやっぱり少なくなっておりますし、今日の中学校の卒業式でも、こんなに少ないのと思えるぐらい、私らの頃からはもう半分というふうになっています。そういう全国的な少子化の状況ではありますが、ぜひ子供が増えて、活気あるまちになるようによろしくお願したいと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じます。

これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

またあしたもよろしくお願いをします。

(午後 4時30分)

令和5年3月14日（火曜日）

（第 3 号）

令和5年第437回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月14日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第4号・第5号・第6号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号

陳情の付託

第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	13番	富永創造君
14番	角田秀明君		

欠席議員(1名)

12番 熊田宏君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭君 副町長 小松健太郎君

教育長 大杉和規君 企画総務課長 佐藤豊君

危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿 部 正 人 君	まちづくり 推進課長	山 野 辺 幸 徳 君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保健福祉課長	正 木 孝 也 君	農 業 振 興 課 遊 水 地 対 策 室 長	角 田 良 次 君
商工推進課長	柏 村 秀 一 君	都 市 整 備 課 長	福 田 和 也 君
上下水道課長	有 松 泰 史 君	教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	国 井 淳 一 君
子育て支援 課長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 神 山 義 久

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、12番、熊田宏君より身内の弔事のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 関根貴将君

○議長（角田秀明君） 通告4番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。

また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

昨日からマスク着用が緩和され、これ昨日のことなので、昨日、同僚議員が言ってくれたのでここはいいとして、3年前からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、議員としての活動も制限されておりましたが、昨日、初めて母校である矢吹中学校の卒業式に来賓として招待していただき、参列することができました。教育長はじめ、関係者各位に感謝申し上げますとともに、卒業した生徒の皆さんと愛を持って我が子を育んだ保護者の方々、改めておめでとうございます。未来ある子供たちのためにも、夢と希望を与えられる矢吹町にしなければと思った次第です。また、感染対策にご尽力されている方々全てに感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、2点の質問をさせていただきます。

まず、今回の質問は、昨年12月定例会でする予定であったものです。濃厚接触者となり議会に参加できず、関係者各位にはご迷惑おかけいたしましたことをおわびいたします。

それでは、大きな項目1つ目の質問、文化財及び伝統文化の継承事業について。

質問の目的は、伝統文化の継承は次世代に受け継がなければならないものであり、決して絶やすことのないよう、町も支援策を講じて伝統文化の継承を図ってほしいためであります。

質問しようとする背景や経緯、課題等ですが、矢吹町には、県指定や町指定の文化財が幾つかありますが、その中でも民俗文化等の次世代への継承に関しては、少子高齢化など様々な影響を受け、継承していくことが困難であると伺っております。また、各行政区などで行われている盆踊りや秋祭りなども例外ではなく、人手不足や来場者の減少などの問題により運営が厳しく、開催をちゅうちょする行政区もあると伺っております。

そうした中、他自治体においては、地域の伝統文化を継承していくための活動を支援するための補助金等を出しているところもございます。この件に関しては行政区の課題であり、町が関与することではないと言われればそれまでですが、他自治体などの支援活動なども踏まえ、当町においても、伝統文化の継承事業に関しては、地域の活性化や次世代を担う子供たちに文化に触れる機会を提供し、子育て支援という観点からも町が支援策を講じ、サポートしてもよい時代背景となってきたのではないかと思います、質問させていただきます。

質問事項①、町指定の文化財はどのように選考され決定しているのかを伺う。

②、国の文化庁や県でも伝統文化の継承には力を入れているが、過去に文化財に関する補助金の申請などを行ったのであれば内容を伺う。

③、行政区の活動ではあるが、秋祭りの太鼓練習などは1か月もの間ほぼ毎日、自分の仕事を抱える青年たちが、子供たちのために、伝統文化継承のために無償で太鼓や笛を教えてくれているが、他自治体では、このような活動にも手厚く支援しているところがございます。当町においては支援する考えはあるかを伺う。

次に、大きな項目2つ目の質問に移ります。

教育施設等の老朽化対策と幼稚園・小学校の統廃合について。

質問の目的は、幼稚園や小中学校に通う子供たちの心と体を健全に育てていくためにも、現在の教育施設及び設備等への老朽化対策及び安心・安全・快適な環境を提供して欲しいと願うためです。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

矢吹中学校においては、平成21年度から23年度にかけて校舎及び体育館が新築され、比較的新しい施設ではありますが、各幼稚園園舎、小学校校舎のほとんどが昭和50年代に建てられたものであり、増築や改修、耐震補強などを行っているものの、建物や設備は老朽化が激しく進んでいる状況です。

昨今、全国的にも少子化の影響から、小学校の統廃合や幼稚園の民間委託などの報道や記事を目にする機会が増えてまいりました。当町におきましても、未来を見据えた政策により、幼稚園や小学校の統廃合などがなるとも限らないと思っており、それゆえに教育施設への予算が十分に充当されていないのではないかと懸念しているところでありますが、幼稚園や小中学校に通っている子供たち及び保護者にとっては現在の教育環境こそが大切であり、町としては、安心・安全はもちろんのこと、快適な園生活及び学校生活を担保していかなければと思います。

今年度も各幼稚園と各小中学校から要望書が提出されておりますので、その内容を踏まえ質問させていただきます。

①、各幼稚園・小中学校から毎年要望書が提出されているが、昨年の実行率とそれに係る予算を伺う。

②、今年度の要望書の中にも数年間同じような要望があるが、改善できない理由を伺う。

③、矢吹町には4つの幼稚園と4つの小学校があるが、将来的には統廃合などの考えはあるか伺う。

以上となります。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。

また、早朝より傍聴においでいただきました皆様、ありがとうございました。

それでは、答弁のほうをさせていただきます。

2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、町指定文化財の選考についてのおただしでありますけれども、現在、本町には県指定文化財が2件、町指定文化財が14件あります。

町指定文化財の内訳といたしましては、史跡が3件、重要無形民俗文化財が4件、天然記念物が1件、重要有形民俗文化財が6件であります。町指定文化財の直近での登録としましては、重要有形民俗文化財として旧水戸街道常夜燈を平成25年2月に登録を行っております。

有形及び無形の町文化財への指定方法については、矢吹町文化財保護条例で定めており、町内に存在する文化財のうち、町にとって重要なものを指定することができることになっております。指定に当たっては、教育委員会は文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者で構成される文化財保護審議会に諮問するとともに、所有者の同意を得ることになっております。

なお、文化財に指定されると、所有者は文化財を適切に管理しなければならない義務や、文化財の現状を変更する場合は教育委員会の許可を受けなければならなくなり、そういった制約が生じることとなるため、所有者の協力と理解の上、指定をしております。

今後も、所有者をはじめ、行政区など関係者の方々のご協力の下に、有形・無形の貴重な文化財を大切に保存継承し、町民の皆様の文化の向上に生かしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、文化財に関する補助金の申請内容についてのおただしでございますが、文化財の保護等に関する国や福島県からの補助を受ける条件として、国や県の指定文化財であることがあります。ここ数年は、文化財の保有者、管理者が町教育委員会を通じて国や県に補助金申請を行った経過はありませんが、教育委員会では、東日本大震災により被災した県指定文化財鬼穴古墳について、石室の崩落を防ぐため、平成30年度に災害復旧検討業務、令和元年度には設計業務を県の補助によって実施し、令和2年度に町単独事業で崩落防止工事を行っております。

また、一般財団法人自治総合センターで行っているコミュニティ助成事業についても、町内団体において活用しております。この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくりなどに対して助成を行うもので、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業であります。

この制度を活用した取組としましては、第2区自治会が平成30年度に秋祭りの伝統行事として子供みこしを整備しております。また、やぐらほか伝統芸能伝承備品の整備として、令和元年度に第5区自治会が、令和3年度には三城目区がこの補助を利用しております。

そのほかにも公益財団法人福島県文化振興財団、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団などで文化財保護事業について支援を行っておりますので、今後も国・県の補助金制度の情報収集を行い、文化財の所有者、管理者に情報提供を行うとともに、教育委員会としても、有効な補助事業の活用により文化財の適正管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、伝統文化継承のための支援についてのおただしであります。現在、教育委員会では、指定文化財の

保護を図るため、文化財の保護に係る経費の一部を補助する矢吹町文化財保護事業補助金交付要綱を制定し、文化財所有者、管理者への支援を行っております。対象となる事業については、国、福島県、町指定文化財の保存修理、継承事業、普及公開事業であり、町内における文化財の所有者、もしくは管理者、または管理団体に交付を行うものであります。本制度の活用状況ですが、最近では、平成30年度に堰の土地内の阿弥陀湯供養塔3基を格納している阿弥陀堂の改修工事に對し支援を行っております。

一方、各地区で行われている未指定の民俗芸能など伝統文化の継承につきましては、後継者不足等の問題もあり、教育委員会でも保存に関わる重要な課題であると認識しております。このため、これらの未指定文化財についても矢吹町文化・スポーツ振興基金による支援を行っており、保存、伝承、記録事業のほか、伝統文化の復活のための事業も対象として助成を行っております。

歴史や文化的な資産は、町民が町に誇りを持ち、当時の人々の考え、思い、経験を学ぶことができ、将来の生き方を考える機会にもつながる町民全ての共有財産であります。今後も、保存会、協力者等の保護団体の支援を行い、伝統文化の保存継承に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各幼稚園、各小中学校から提出された令和3年度の要望書に対する取組状況についてのおたただしですが、この要望書は、各幼稚園、各小中学校のPTAで構成されるPTA連絡協議会により、教育環境の改善を目的に、毎年、教育委員会へ提出されるものであります。

初めに、昨年度の実行率であります。幼稚園につきましては、要望が16件、実施したものが11件、実行率は69%であります。小学校につきましては、要望が12件、実施したものが8件、実行率は67%であります。中学校につきましては、要望が3件、実施したものが2件、実行率は67%であります。なお、全体の実行率は68%となっております。

次に、予算額についてであります。令和3年度の決算額で、支援員の配置に係る費用が1,840万4,000円、施設の管理及び修繕工事に係る費用が517万7,000円、消耗品及び備品の購入費用が193万9,000円、合計2,552万円となっております。

関根議員おただしのとおり、幼稚園や小学校については、建物及び施設設備の老朽化が進んでいる状況にあります。教育委員会では、これまで幼小中のPTAからの要望に加え、長寿命化計画に基づき、中畑小学校北校舎の屋上防水工事や善郷小学校体育館屋根の改修、各小学校のトイレ洋式化工事等の大規模な改修工事を実施しており、教育環境の改善に努めているところであります。

今後も、PTA連絡協議会からの要望とともに、各幼稚園、各学校からの要望事項のヒアリングや施設、設備の経過年数、老朽化の具合などを総合的に判断し、不具合箇所の改修、修繕に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今年度のPTA要望書において、改善されず、数年間にわたり要望されている理由についてのおたただしですが、昨年度から引き続き要望されているものが14件ありましたが、そのうち10件について今年度において対応しており、来年度においては、町内4幼稚園のトイレ改修の要望に対応するため、工事費約500万円を当初予算へ要求しているところであります。PTA連絡協議会から提出される要望については、園児、児童生徒の教育環境を実感し、その上で、よりよいものとするための保護者と教師の希望であり、優先的に対応するよう努めているところであります。

未対応となっている要望である駐車場の舗装工事、預かり保育室の確保につきましては、これらに対応するためには多額の予算を要することから、なかなか改善に至っていないことが理由の一つであります。

また一方で、全体的に老朽化が進んでいる幼稚園及び小学校施設の改修を行わなければならない現状があります。これまで、校舎の屋上防水工事や体育館屋根の改修等、施設の長寿命化を図ることを目的に大規模な改修工事を実施してまいりました。加えて、定期的な保全工事のほか、福島県沖地震など突発的に発生する自然災害への対応等についても、限りある予算の中で優先順位を設定して実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

しかしながら、幼稚園、小中学校PTAからの要望は、そこに生活して学んでいる子供たちの声でもあります。今後とも、幼稚園、小中学校PTAからの要望を踏まえながら、計画的な施設整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町立幼稚園及び小学校の統廃合についてのおたがしであります。初めに、統廃合について考える際の一つの指標となる今後の幼稚園と小学校の入園、入学児童数の見込みについてご説明いたします。

まず、今後の町立幼稚園の入園児童数の見込みについてであります。町立全幼稚園の入園児童数は、令和5年度49名、令和6年度41名、令和7年度35名、令和8年度31名、令和9年度27名、令和10年度23名となっております。この見込み人数は、出生数の推計を令和4年度の私立と公立の入園の割合に基づき算出したものであります。

続いて、小学校の入学児童数の見込みについてであります。町立小学校の新入学児童数は、令和5年度118名、令和6年度148名、令和7年度125名、令和8年度124名、令和9年度119名、令和10年度110名となっております。

このように、今後、全ての学校、幼稚園において大幅な小規模化が進むとともに、極端な少人数クラスが増加すると考えられます。

このことから、今年度、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について検討する組織として、矢吹町学校規模適正化検討委員会を設置したところであります。この検討委員会は、学識経験者、各幼稚園・小学校の保護者代表、各幼稚園・小学校長、各小学校区の行政区代表、町議会議員等23名で構成しております。今年度は、今後大幅な園児数の減少が見込まれる町立幼稚園の適正規模、適正配置の在り方についての協議、検討が行われております。

その具体的な経過についてであります。検討委員会では、教育委員会からの諮問事項である「町立幼稚園の適正な規模及び配置の在り方について」に関して、計5回にわたる会議を経て、2月27日答申書の提出に至っております。今後、教育委員会では、この答申を基に町立幼稚園のよりよい教育環境の実現のため、矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針を策定し、次年度以降は、幼稚園の適正規模・適正配置の具現化に向け検討を進めるとともに、小学校の適正な規模及び配置の基本的な在り方についても検討を進めてまいります。

今後、町民の皆様の意見を十分に反映し、町民の皆様に丁寧に説明し、幼稚園及び小学校の適正規模・適正配置の取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

伝統文化継承についての質問をさせていただきます。

昨年の10月1日、2日、2区行政区において歴史ある大屋台が4年ぶりにお披露目され、秋祭りが行われ、澄み渡る空の下、蛭田町長にもご挨拶をいただき、コロナ禍に疲弊していた町民の皆様にも久しぶりに活気が戻った気がいたしました。来場者の中には、昔、矢吹町に住んでいたという高齢の父の余命を考え、祭りばやしを聞かせたいという思いでわざわざ来町された親孝行のご子息もいたようです。

今は、AIだ、ITだ、リモートワークだという流れが主流の時代であり、人と人とのつながりが希薄になっておりますが、地方には地方なりの生き方、暮らし方、コミュニティがあります。町の子供たちを育む上で、現在行われている地方創生学なども素晴らしいものでありますが、伝統や文化の継承を通し、地域の大人たちとの関わる機会を増やすことでも子供たちの大きな成長に寄与できると思っておりますし、また、地域の活性化につながるのではと考えます。

1区の山車や2区の大屋台を町の有形文化財、または民族文化財に指定し、若衆と小若の奏でる太鼓や笛は無形文化財、または民俗文化財に指定くださることは可能かどうかを伺わせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 町の指定文化財への指定についてのお尋ねであります。先ほど答弁にもありました文化財保護審議会、あとは専門家、例えば、まほろんの学芸員の方々等のご意見を聞きながら検討することは十分可能かというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

先ほどの教育長の答弁の中でも、町としてもかなりの事業があり、助成や補助などいろいろなことがあるということは学ばせていただきました。ありがとうございます。ただ、やはり祭りというのはハード面だけではなく、やはり介在する人と人とのつながりが大切になってくると思います。今回質問させていただいた背景には、今回、2区の秋祭りの際に、北陵会という若衆がありまして、その北陵会に、1か月間、子供たちに太鼓や笛を教えていただく活動費はどのぐらいなんですかと聞いたところ、活動費は行政区から5万円です、町の補助はあるんですかと伺ったところ、それは今まで一度もありません。やはり人があってそのようなイベント、行事ができると私は思います。

様々な事業は助成や補助はあるにしても、やはりそういう、自分たちの仕事を犠牲にしてまでも無償で伝統文化を継承していこうとする若者たちにサポートが、支援がちよっとないのは私としては少し悲しいなど、そのような思いで今回質問させていただいたわけであります。

令和4年度にしましては、コロナの影響もあるということで、商工推進課のほうでは矢吹町消費喚起促進事業費助成金ということで、最高額75万の補助をさせていただいております。そうした祭りの活動をしていただける若者たちに補助はできるかどうか伺わせていただきます。

- 議長（角田秀明君） 教育長に質問なので、商工……
- 2番（関根貴将君） そうですか、商工振興課にはいけない。
- 議長（角田秀明君） 申し訳ないですけども。
- 2番（関根貴将君） そうですか、分かりました。
- 議長（角田秀明君） 後でそれはよろしく申し上げます。
- 2番（関根貴将君） よろしく申し上げます。

活動費が5万円で、1か月間子供たちがそこに練習しに来るときに、お菓子を配るとその活動費はもう全て消えますし、若者たちの飲物代とかも全部ないんです。なので、そういうところをサポートしていかなければ、今の時代はちょっと、行政区、行政区という形では、文化の継承もできないのかなというふうに思います。

この質問に関しては、最後に、町の過去のホームページに掲載されていたよい文章があったので、少し紹介させていただきたいと思います。誰が書いた文章かはお想像にお任せしますが、少し長いので要約いたします。これ平成28年に書かれた文章だと思います。

矢吹の秋祭り。

収穫の秋を祝う2年に一度の矢吹秋まつりが執り行われた。若衆や小若のヨイサ、ヨイヤサの掛け声とともに、軽妙な太鼓や笛の音色に矢吹町民の多くが酔いしれた。1区の山車、2区の屋台、そして、矢吹神社のみこしの運行では、それぞれが余興を工夫し、それはそれは華やかで勇壮、かつにぎやかな2日間だった。

特に、本祭り最大の見せ場でもあった山車と屋台、そこに加わったみこしの競演は、見事というほか形容する言葉は見つからない。山車と屋台の駆け引き、みこし荒れと言われるみこしの練り歩きに、その瞬間を見逃さまいと、その場を埋め尽くした大観衆で奥州街道は興奮のつぼと化した。

そもそも、本町の秋祭りに繰り出される山車、屋台の運行の歴史は古い。屋台が制作されたのは、矢吹町史の年表に万延元年（1860年）とある。なお、この屋台は年代の古さもさることながら、屋台の大きさ、豪華な装飾は、福島県内でも屈指である。一方、山車の制作された年代がはっきりと記録された文献は存在しないが、一部改修されたものの、2区の屋台と同じ時期の江戸時代の後期だろうと言われている。

先人から受け継がれ、誇りと親しみが込められた山車、屋台が演出する伝統行事。それが矢吹秋まつりだ。忘れてはならないのは、やはり人。祭りの本番に至るまでのご苦勞は並大抵ではない。秋祭りのために長い間、連日のように準備と小若の指導をいただいた両区の区長さんをはじめ、実行委員、氏子の多くの皆さんにただただ感謝であり、ほかの言葉は浮かばない。

日本の祭りを語る上で欠かせないのが農耕との関わりである。農耕民族の日本では、春に種をまき豊作を祈願し、夏には作物の無事の成長を祈り、殊に、台風や洪水に見舞われないよう、また、害虫を追い払う風よけ、虫送りなどを行い、秋の収穫には神楽や団楽などで神に感謝し、神を喜ばせ、また、神と一緒に祭りを楽しむ。そして、冬はこの1年の無事を感謝し、新年の幸せを祈願し籠もる。こうした1年の繰り返しの営みが祭りに反映され、そして、この祭りを日本人は大切にしてきた。秋祭りを通し、神と人間のつながりを強め、そのこ

とが村人たちの集団生活での絆を強める役割を果たしてきた。

今なお存続する矢吹の秋祭り。神への畏敬と秋の実りへの感謝を込めた大行事が執り行われたことにより、今年には豊かな穂をつけた。うれしい限りだ。改めてお礼を言いたい。1区の皆さん、2区の皆さん、矢吹神社の皆さん、そして、祭りに足を運んでいただいた皆さん全てに感謝申し上げる。秋祭り万歳。

このように町のホームページには掲載されているのを見つけましたので、ご紹介させていただきました。

皆さんも伝統行事というのは大切であるというのは理解していただけているとは思いますが、2年に一度の秋祭りですし、決して何十万という高額な支援を望んではいません。町の思いを町民に届けたいと思いますので、よいご返答を期待いたします。

それでは、次に、教育施設関連の質問に移ります。

昨年度も各幼稚園、各小学校からの要望に関して一般質問をさせていただきましたが、教室内の空調設備やトイレ配管のクリーニング、照明の交換など、様々な案件に関して迅速な対応をしていただいたことに感謝申し上げます。

今年度も要望書が提出されていると思いますが、その中から気になったものを幾つか取り上げさせていただきます。

まず、職員及び支援員の人材確保に関してであります。現在、4つの幼稚園のうち3つの幼稚園で副園長の担任兼務が行われているが、副園長としての業務と担任としての業務があり、他職同様に保育ができていないか不安の声が聞かれているとのこと。

また、各小学校からは、支援員を増やしていただきたいとの要望があるが、来年度の職員の体制はどのようになるかを伺わせていただきます。

○議長（角田秀明君） 今、2つ言ったから1つずつにしてください。

○2番（関根貴将君） じゃ、副園長と担任の兼務についてお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 関根議員の再質問のほうにお答えいたします。

質問のとおり、今現在、副園長が兼務している幼稚園3園あります。そちらの対応としましては、先生方の負担軽減、特に副園長の負担軽減ということで、事務員を配置するような形を取る考えでおります。今現在、事務員1人配置しておりますので、残りの2名を今、募集をかけて、来年度早々に配置をするようなことで検討しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 了解いたしました。ありがとうございます。

では、先ほどのもう一つの件で、支援員、小学校から、こちらに対してはどのようになるかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 関根議員の再質問にお答えいたします。

支援員の配置の状況でございますが、来年度2名を増員するようなことで、今年度の予算に計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。

やはり先ほどと同じように、人というのは大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、矢吹幼稚園のプールの浄化設備の改修、修理について。

プールの浄化設備が経年劣化のため故障し、プール開きの後、すぐに入水できなかった。応急修理をしたが、次に故障したら、部品の製造も終了し在庫もなく、直す手だてがないと言われた。子供たちが楽しみにしているプールでの水遊びができるよう交換改修をお願いしたいとありますが、夏はもうすぐやってきます。改修する方向で考えているのかをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 関根議員の再質問にお答えいたします。

質問のとおり、矢吹幼稚園のプールの浄化設備については、今現在、修理は完了しているものの、耐用年数、更新時期がちょっと過ぎていているというところで、いつ壊れてもおかしくない状況にはありますが、修理は一応完了して、来年度のプールの運営は可能な状況にはなっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。

今回も大丈夫だと思っていたところに故障して使えないという期間があったということですので、いつまた故障するかは分からないのですが、善郷小学校のプールの浄化槽に関しても修理が必要だと伺っております。

鏡石町などは、中学校なんでしょうけれども、バスで移動して町内のプールを利用しております。矢吹町も温水プールの利用など、そのような考えはあるかどうか伺わせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 関根議員の再質問にお答えいたします。

貴重なご提案ありがとうございます。実は教育委員会としましては、同様の対応を検討しているところでございます。善郷小学校のプールにつきましては、浄水設備の更新のみで1,700万円の費用がかかるということでございます。なので、温水プールの定休日、火曜日なんですけど、こちらを学校のほうで使わせていただくという対応を取ることによりまして、温水プールの利用者に迷惑をかけることなく、学校で天候に左右されないでプールを利用できるような形になるというようなことで、今、検討を進めているところでございます。

先ほど質問のありました幼稚園につきましても、幼稚園バスを活用することによりまして同様の対応が取れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

温水プールも休日であれば活用できるかなと思いますし、午前中だけ、鏡石なんかは毎日もう午前中は中学生が利用するとかという感じで使っておりますので、休日にこだわらなくてもいいのかなとも思いますし、あとは、中学校の屋内プールの活用なども考えられるのであればと思います。

それでは、次に、三神幼稚園の駐車場は砂利が敷き詰められている状態であり、これ毎年上がってくるんです。毎日の送迎時に砂利が跳ねて園児に当たる可能性もあるため、コンクリート化してほしいとあります。要望は出ていないんですが、矢吹幼稚園や矢吹小学校の体育館前の駐車場も、砂利が敷き詰められているだけの駐車場となっております。この懸案に関しても、先ほど財政的にちょっと予算がかかり過ぎるという答弁はありましたが、せめて三神幼稚園の駐車場は毎年上がってきておりますので、今後どのように検討していくかを伺わせていただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 関根議員の再質問にお答えいたします。

各学校のPTA要望については、優先順位が付されております。その優先順位に基づきまして予算の配分を行っているところでありまして、今年度、矢吹小学校の体育館前の駐車場については、舗装工事を行う予定で今、進めているところでございます。三神幼稚園につきましても、優先順位を考慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 民間ですと、矢小の駐車場を広いところをやるんで、三神小の狭いところはおまけでやってくださいなんても言えるんですけども、そういうわけにもいかないので……

○議長（角田秀明君） それは独り言だぞ。

○2番（関根貴将君） 議事録から削除してください。

今現在、やはり矢吹町も小学校、幼稚園の統廃合に関しては議論していく時期に入ってきたのかなという具合ですが、これに関しては、矢吹町学校規模適正化検討委員会というのを設置し、これから議論されていく問題であると思いますので、ここはまだ質問内容はちょっと早いかなというふうには思います。

ただ、先月、議会の研修で訪れた宮崎県の川南町では、2つの中学校を統合するという問題だけでも、住民説明会だ、議会の賛成反対などかなりの時間を要し、それぞれ令和8年度に完成ということを伺ってまいりました。ですので、ある程度方向性とか、その辺は具体的に早めていかないと、時間的にも、子供がどんどん少なくなるということですので、その辺はよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時からです。よろしく願いいたします。

(午前10時50分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午前11時02分)

◇ 富永創造君

○議長（角田秀明君） 通告5番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会に傍聴においでいただきありがとうございます。

通告に従いまして、まずDX推進の進捗と展望について質問させていただきます。

私、1年前、3月議会において、このDX推進、工程表、ロードマップをグラフ化して、町民の皆さんに推進工程を分かりやすく示したいなということで、そんなあれで説明したことはあります。でも、その提案はどろも日の目を見なかったようでありますが、改めて分かりやすく町民に伝えるということで、2つほどコンセプトを言葉にしました。

1つは、デジタルで町も都市へと衣替え。

町であろうが村であろうが、デジタルでどこにいてもつながると、そして、都会的そういう様相を呈する、便利になると、そういう状態が考えられます。

また、もう一つは、行かなくても済む町役場。

同じように、今までいろんな手続で町役場に来たりして、今は少なくなりましたが判こを要求されたり、そんなことも恐らく過去のことになるのではないかと、そう思われます。こういった言葉を町民の皆さんが普通に目にするので、DXは自分たちにとって便利なんだと、いいなと、そういうふうになっていくのではないかと、そう思っております。

デジタル田園タウン構想事業の下、矢吹町DX推進計画が令和3年度からスタートしているのは、町民の皆様の周知のとおりであると思います。地域DX、行政DXのデジタル技術を活用し、一人一人の多様な幸せが実感できる生活を実現するため、DX推進がなされているものと期待しております。

しかし、スタートして2年が過ぎ、どのようなことをして、何がどれほど変わるのか、具体的にどのようなものなのか分からないと冷ややかに受け止められているのも確かではないでしょうか。デジタルという目に見えない電気信号、そのうちこれが光に変わっていくとも聞いております、電気信号ですから、ゼロと1、これがゼロまたは1ということで、処理がさらに早くなっていくと聞いております。こうして、私たちの生活の満足度が高まるというのは誇大妄想ではないか、いやいやそれは違いますよ、町民の皆さんの幸せのため、デジタル化によってどれほど町民の福祉サービスの向上に貢献できるのか体的にお示ししましょうと説明いただけるものと思い、今回の質問をいたします。

1つ、デジタル化推進施策が町民の福祉サービスとしてどう活用できているのかをお伺いいたします。

2つ、ITリテラシー向上を目指した職員の人材育成制度は既に構築されているのか。

3つ目、オンラインで申請予約等ができるプラットフォームの構築を急ぐべきと考えるが、見解をお伺いいたします。

続いてであります、2つ目の大きなテーマの質問、我が町の子育て支援の充実についてであります。

私、男性議員の質問よりも、女性議員がいればもっと鋭い質問ができたのではないかなとは思いますが、私なりに質問をしてみたいと思います。

知ってのとおり、地方創生を通じて人口・少子化対策を我が国は進めてきているものの、2019年には出生数86万人ショックと呼ばれ、昨年には80万人を割り、全国的にもますます少子化が加速しております。中長期のスパンにおける経済的、社会的影響は、地方自治体においても多大なるものがあると予測されております。こうした状況で、岸田首相は、次元が異なる子供・子育て政策を進め、日本の少子化トレンドを何とか反転させたいと2月20日に表明しております。

本町も少子化は進んでいます。しかし、次元の異なる子育て政策ではないにしても、近隣市町村の子育て支援策と比べ、見劣りするどころか充実していると私は評価しております。本町が発行する冊子、「子育て応援ブック」はこういうものでありますが、議員の皆さんにもそれぞれもう配られていると思います。若者や子育て中の親には、とても役に立つ支援ブックであると思います。そのためか、本町の合計特殊出生率は2.0は切っているものの、県平均を上回り、県平均は1.36とのことであります。近隣市町村より高い数字を示しているのも事実であります。国の方は1.30、県の比較でいいますと、トップのほうに沖縄1.82、その次は宮崎県1.73という数字は出ております。岡山県の人口約6,000人の奈義町のように、2019年の合計特殊出生率は2.95という自治体もあります。少子化対策の一つに、出生率の上昇がもたらすものは大きいと思われま。

その要因として就労支援です。仕事と子育ての両立、これが大切であります。フランスでは、子供を生んで仕事を辞める女性が少ないとのこと。このように先進国の親たちは、仕事と子育ての両立のための保育サービスを求めているという統計結果もあります。同じ調査で、保育サービス支出が増えると翌年の出生率が上がるという傾向があるとのこと。

本町ができる優先すべきものとして、仕事と子育ての両立、保育サービスの充実、また、11月に実施した本

町のアンケートがありますが、そこでしらかわ病児保育室の充実、そういったものの検討がこれからの課題であると思われま

そこで質問ですが、1、実績を踏まえた本町の子育て支援策に対する考えをお示してください。

2、仕事と子育て両立のための保育サービスのさらなる充実についての考えをお尋ねいたします。

3、冊子「子育て応援ブック」を若者にも積極的に配布してはいかがか、お考えをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、また傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。

13番、富永議員の質問にお答えします。

先ほど独り言をおっしゃられた方がいたので、ちょっとだけ独り言を言うと、私、今の富永議員のような質問、大変ありがたい。恐らくデジタル分かりにくいんです。どうやって目に見える成果が出るか、これも分かりにくい。そして、スタートしたのも、実を言うとコロナのこともあったし、我々本格的な体制が整ったのも小松副町長を迎えて、かつ様々なことを始めたのは実際には去年です、去年のスタートです。

後々の回答で出てきますが、スタートしてからのことはいろいろ書いてありますが、スタートするまでコロナその他もろもろ、あるいは地震のことでできていなかった、これは、でも言い訳になります。ただし、問題は、デジタル分かりにくい。どういうふうにしたらデジタルってすごく役に立っているとか、だから、私、実はコミュニティバスとか目に見えるもので、あれを自動運転バスにするなり、AIデマンドバスにするとか、町民が見える形にしたいんですよ。あれを基にしながら、例えば、どういう周遊スタート、昨日の芳賀議員のヘルスパケーションじゃなくて、あれですよ……

〔「ツーリズム」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） ツーリズムね、ああいったところとつなげるのすぐできるわけです。そういう姿で目に見える形にしないとイケないんです。

私、これは職員にも分かってもらわなくちゃいけないんだけど、幾らペーパーレスにしましたとか何とかしましたと言ったって、町民に見えなくちゃ分からない。分かるように、今まさに質問していただいたとおり、我が意を得たり。それに今の富永議員の質問に答えていくのが、私の、そして、またこれからの町の役場の仕事です。

ちょっと独り言が長かったんですが、答えさせていただきます。

13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、デジタル推進施策による町民の福祉サービスについてのおただしであります。

近年は、社会経済、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢など、先行きが見通せない状況が続いており、地域においても社会環境の変化や地域課題の複雑化、多様化などの対応が求められております。デジタルが社会基盤として浸透してきている中、本町では、都市を上回る利便性と魅力を備える新たな地方像を実現する、こ

れがまさに富永議員おっしゃった、デジタルで町も都市へと衣替えなんです、これなんです、まさにこれです。これは今回の政策大綱、予算の基本になるものにも一番大事なところで、私、今、区長の皆さん方に懇談会で説明していますが、そこでいつもイの一番に言っているのがこれです。まさに同じです。実現するため、地域の豊かさを生かし、幸せに暮らせる社会、デジタル田園タウンへの転換が必要であります。

また、急速に進むデジタルの対応と活用により、感染症対策や人口減少対策、防災対策等を含めた持続可能な地域の再構築が必要であると認識しております。

本町では、将来のまちづくりにつながる政策として、農業政策、企業誘致、高齢者支援、移住促進、子育て支援、防災減災、デジタル田園タウンといういつもこの項目を挙げておりますが、問題はこれらを重要施策と位置づけた上で、各課題解決について、デジタル技術をいかに有効に活用しながら、その姿を見せながら、見ていただきながら、より豊かな環境で幸せが実感できる町、子育て世帯に選ばれる町を実現するため、デジタル田園タウン構想事業を政策の核とし、町民の皆様がその恩恵を実感できる具体的な事業展開に取り組んでおります。まさに今、それに取り組もうとしているところ、さっきのこの6項目については前から言っております。しかし、これではただの看板倒れ、中身がどうなるかが問題であります。ちょっと失礼します。

続けます。

施策の大きな方向性として、行政DX、地域DXの2つに区分し、この両輪を連動させることにより、町民サービスの向上及び社会的課題の解決を目指しております。

地域DXにつきましては、デジタル活用支援、安心・安全の確保、魅力ある地域づくりの推進の3つの大きなテーマとして掲げ、デジタルを活用した様々な福祉サービス向上を目指し、各施策に取り組んでいるところであります。

今年度の具体的な取組は、デジタル活用支援として、令和4年11月15日及び12月12日の計2回、65歳以上の方を対象に、シニア向けスマホ・タブレット教室を開催いたしました。2日間で27名の方に参加いただき、好評を得たところであります。これが言わばスタートですかね。デジタルという場合は、先ほどの話にありましたが、一番大事なのはデジタルディバイド対策、どうやってデジタル使ってもらえるか、そこにどれだけの具体的な対策を立てるか。こちらで一生涯懸命旗を振っても、その中でどういうふうにより便利になるのかというのは使ってもらわなくちゃ分からない。そこをやっているところであります。ご家族、お孫さん、友人とのコミュニケーションの手段として、主にスマホやタブレットの利活用についてできることを説明したところであります。

教室では、電源の入れ方やインターネット検索の基本的な操作、LINEアプリによる通信手段の操作方法に続き、参加者同士がペアを組み、実際にLINEアプリでのやり取りを体験したり、インターネットで趣味のページを検索したりするなど、自ら操作することで、デジタルの利便性について実感していただいております。これを広げていくことが大切です。令和5年度以降につきましても、引き続きシニアの皆様生活に彩りを添える、より便利にということも含めて、手段として一人一人が主体的にスマホ等を活用できるよう支援を行ってまいります。

ほかの会議等でも、私はデジタルは苦手だと、私はアナログ人間なんで苦手だという方がそういった委員の方にもかなりいらっしゃいます。そういった方々にどうやって、私自身も実際にアナログ人間ですが、デジタ

ルを道具として使って、どういう未来が開けるのかということについての体験をしていただく、使いこなしていただく、これが非常に大事です。

次に、安心・安全の確保、魅力ある地域づくりの推進として、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、地域コミュニケーションプラットフォームの構築を進めております。地域コミュニケーションプラットフォームとは、主に町民の皆様と町の双方向性のツールとして実装する交流基盤であり、スマホやパソコン等を活用し、次の2つの観点に基づき、町民の皆様の福祉サービス向上を目指してまいります。

1つ目は、町からの情報発信の充実についてであります。

町の行政、防災、移住定住、観光、グルメ、文化資産等の情報について、LINEアプリを活用し、体系的に1つのメニュー画面に見やすくまとめ、情報発信を充実いたします。特に、防災情報については、矢吹町防災ポータルという通常の町のホームページとは別に新たに開発し、防災無線の最新内容や避難所マップ、防災マップ、洪水避難地図等を常に公開し、いつでも確認できる情報を掲載いたします。

2つ目は、町民の皆様と町との双方向交流であります。

行政手続の申請、子育て相談、道路損傷の通報等をスマホやタブレットから行える仕組みであり、役場にお越しいただかなくとも、町への連絡が可能になります。これらのことが、ちょっと前から申し上げていますが、言わば申請主義からプッシュの在り方へということで、富永議員おっしゃった、行かなくても済む町役場、これをどう具体化していくかということの一つでございます。

この2点につきましては、令和5年4月以降に開始予定であり、準備ができ次第、速やかに町民の皆様へご案内いたしますということであります。これが実際にスタートしてから、また皆様のご意見もいただきながら、使いにくいぞと、これじゃ分らんぞと、あるいは、そのことについて様々なご意見をまたいただきながら改善していきたいと思っております。取りあえず、この2点については令和5年4月以降に開始予定ということで、皆さんにぜひこれは注視していただき、ご意見をいただきたいと思っております。

さらに、来年度、特に力を入れていく事業の一つに、矢吹町スポーツ・デジタル振興プロジェクトがあります。スポーツとデジタルを掛け合わせ、官民連携により、スポーツをテーマにKOKOTTO周辺のにぎわい創出を目指します。子供から高齢者まで、多世代にわたるおのおのの課題に対応する健康増進プログラムの開発と実証など、健康、教育、経済、デジタルをキーワードとする特色あるまちづくりに取り組みます。プロジェクトの拠点としては、KOKOTTOの南側駐車場の活用を検討しておりまして、周辺にある既存公共施設との連携を図り、限られた地域資源を有効に活用しながら、町民サービスの向上はもとより、交流・流入人口の増加を図ってまいります。

また、矢吹Ma a Sプロジェクトということでありまして、矢吹Ma a Sプロジェクトは地域公共交通における課題解決に取り組み、子供から高齢者まで利用しやすい移動手段の仕組みを構築いたします。Ma a Sとは、移動ニーズに対して最適な移動手段のサービスを提供する仕組みのことであります。M o b i l i t y ・ a s ・ a ・ S e r v i c e でしたか、の略であります。そして、行きたい時間に行きたい場所へといった多様なニーズに効率的に対応するため、AIデマンドバス、これが現在のコミュニティバスから実証実験をやって、どんどん今、改善しておりますが、最終的にはこのAIデマンドバス、あるいは自動運転バスへ進んでいくということであります。その実証実験を進め、矢吹駅を地域公共交通の拠点とする事業の構築を検討してまいり

ます。これについては、地域公共交通の拠点とする以上は、これについてはこれを起点とした道路網の再であるとか再開発だとか、そういったことがついてくるのかと思います。

本町の将来の基盤となるものがデジタル化の推進であると確信しております。行政DXと地域DXを着実に計画的に進めるため、デジタルを活用した施策を順次実装し、実装しという言葉も非常に分かりにくいんですが、要は実現していく、具体化していく、そして、この具体化した後で、後じゃなく同時に皆が使えるようにしていく、これが非常に大事だと。実装の要というか肝は、私は皆さんが使えるようにしていくということだと思っております。その内容につきましては、誰一人取り残さないための取組として、町ホームページに加え、広報紙等に掲載してまいります。また、デジタル活用の支援についても、説明会を繰り返し繰り返し開催しながら、操作性を含め、町民の皆様に分かりやすい周知について工夫し、段階ごとに丁寧な情報発信を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ことわざに、「して見せて、やってみせて、褒めてやらねば人は動かじ」とありますが、まさにこういう世界だと思っております。忍耐強く使い方、そして、またどういうふうを実現していくかをしっかりとしていかななくてはならないと思っております。

次にまいります。

次に、ITリテラシー向上を目指した職員の人材育成制度の構築についてのおたがでございませう。

議員ご承知のとおり、ITリテラシーとは、情報技術に関することを理解して活用する能力であります。

本町では、デジタル化により社会や生活の形が変わること、いわゆるDXを総合的かつ計画的に推進することを目的として、ちょっと失礼します。

失礼しました。

令和4年6月に矢吹町DX推進本部を、私を最高統括責任者として、そして、副町長を本部長として設置いたしました。これが一つの大きな節目です。先ほどあいつたことを申し上げましたが、今は本当に職員の皆様も、皆このDXについて、若い人も含めて一致してしっかりと本当に対応していただいております。私がこうやってお話をしているのも、皆さんが本当に一生懸命やっけていただいておりますので、先ほどの富永議員の質問を、これを奇貨として、せつかくですから、今一生懸命やっけていますと、それをどういうふうにして町民の皆様にとしっかりと活用していただけるようなところまで、また、そういったところまで行けるかということが大事だということでお話しております。

設置し、DXに係る施策の総合的な企画、総合調整とともに、人材の確保及び育成等に努めております。また、デジタル田園タウン構想事業で掲げる6つの重点分野に沿った具体的施策を検討するため、3つのDX専門部会を昨年の10月に組織し、20代から30代の若手職員が中心となり、意欲的に活動しております。令和4年6月でこれを設置、そして、10月にこういったものを組織。専門部会の皆さんが非常に若い職員たち、皆さんでありますけれども、非常に意欲的にやっけていただいております。それぞれの部会では、各施策についてメンバー同士の活発な議論が随時行われ、優先度が高い施策については、当初予算として計上させていただいたところあります。スタートしてから大分期間が短かつたわけですが、皆さんが相当頑張っけていただけて、当初予算に計上させていただいた中身がございませう。

専門部会では、デジタルは町民の皆様一人一人の多様な幸せを実現するため活用するツールの一つであり、

それをどのように生かすか等について、職員が自らのアイデアを交換し合い、施策として実現していく考えにより進めております。政策形成能力、こういった人材育成です、向上にもつながるものであると認識しております。この仕組みについては、来年度以降も継続することで職員のITリテラシーのさらなる向上につなげてまいります。

また、本町では、職員を対象としたDX研修を定期的開催しており、今年度はこれまで計6回実施しております。具体的には、そもそもDXとは何かを学ぶことから研修し、実際に職員が使用しているシステムやデジタル機器の操作方法を改めて学ぶなど、理論から実践まで計画した研修を行っております。

さらに、推進体制の強化や人材育成においては、デジタルの専門的知見を有する外部人材・企業等の活用が有効な手段であると考えておりました。外部人材を確保する手法の一つとして、国の地域活性化起業人制度の活用を検討しております。本制度は、民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事していただき、官民連携による地域課題の解決や新たな事業創出、職員の人材育成を図るものであります。来年度から、つまりこの4月の年度からです、の受入れに向け、DX推進をこの活動分野として検討を進めていくところであります。

今後も、中長期視点に立ち、全職員を対象に、身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等、所属や職位に応じた研修目標や内容を設定しながら、専門部会や研修を継続的に実施し、職員の人材育成に努めることがDXを進めていく上で非常に重要だと、必須であると認識しております。現在取り組んでいる研修等に外部人材が加わることで、より専門的かつ高度な理解が深まるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、オンラインで申請予約等ができるプラットフォームの構築についてのおただしであります。

まず、プラットフォームとは、この言葉よく使われますが、サービスやシステム等を提供や運営するために必要な土台のことであります。現在は大きく2つ、町民の皆様がオンラインで申請予約等ができる仕組みの構築を進めております。

1つ目は、マイナンバーカードを活用した、子育て、介護保険、転出入等、特に厳格な本人確認を必要とする行政手続の電子申請であります。これは国の指針に基づくものであり、多くの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードにより様々な手続を行うための基盤として位置づけた取組であります。ちなみに、マイナンバーカードはこの2月末で、申請が67%ですか、交付が60.9%であります。ですから、前に比べると相当程度マイナンバーカードが大きく増えてきておりました。こういったものの基礎的な条件としてはかなり整ってきたのではないかと、あるいは、今後も整えていくということであろうかと思っております。

2つ目は、地域コミュニケーションプラットフォームにより整備する電子申請であります。

現在進めております子育てや介護保険に関連するオンライン申請については、子育て関連の13の手続、介護保険関連の11の手続、転出入関連の6手続について、国のシステムのマイナポータルを利用して申請手続が行えることとなります。利用者はマイナンバーカードを準備いただきまして、スマホやパソコンからマイナポータルに接続することで、役場にお越しいただくなくても申請が可能となります。しかし、誰一人取り残さない取組として、マイナンバーカードの取得状況が大きく影響しますので、先ほど数字申し上げましたが、本町の

状況を踏まえつつ、今後も国や福島県と協力しながら取組を実施してまいります。マイナンバーカード、先ほどのように大きく申請率も、それから、あとは交付率も増えましたが、まだまだこれからさらに必要であります。

次に、LINEアプリを活用した地域コミュニケーションプラットフォームにより整備する町独自のオンライン申請では、出産祝い品、出産祝い金等、子育て世代向けの申請をはじめ、町や教育委員会宛ての協賛、後援依頼等を構築しております。

いずれの仕組みも、令和5年4月、要するにこの4月以降の公開を予定しております。先ほどと同様、また、4月以降のできるだけ早く公開を予定しておりますので、準備ができ次第、速やかに町民の皆様にお知らせいたします。

なお、オンライン申請ができる手続については、これまで申し上げた内容は一部でありまして、今後、オンライン化の拡大に向けた業務の洗い出しを進めるとともに、申請型からプッシュ型、先ほどのお話です。とにかく、ちょっとまた独り言になりますが、大きな課題であります。というのは、老老世帯であったり、それから、お一人様世帯であったり、こういった世帯が増えてくる中で、どうしても申請型では難しくなってくると。これは前々から申し上げておりますが、できるだけ行政からプッシュ型で、こちらからということが必要になってまいります。これは、先ほど富永議員の最初の標語とつながることでもありますけれども、それは非常に重要なことでありますが、そういったことも含めて、業務の洗い出しを進めていく中で、そういったサービス転換を図っていく。ただ、これも一朝一夕にはできません。やはり先ほどの優先順位を設けながら、あとは、お金の問題も含めて様々な、あるいは、国の進展、県の進展も含めながら、見ながらやっていくということかと思えます。

町民の皆様の利便性向上に真につながるデジタルを活用した手続について、仕組みをさらに拡大し、充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、ちょっと独り言が大変多くなって大変恐縮でしたが、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 富永議員におかれましては、本町の子育て支援に評価をいただいておりますこと、本当にありがとうございます。

では、13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、実績を踏まえた本町の子育て支援策についてのおただしではありますが、本町では、人口減少の克服と将来の持続的発展のため、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの趣旨を踏まえて人口の現状分析を行い、将来の目標や施策の基本的方向をまとめた第2期矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年度に策定し、少子化対策として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を目標に掲げております。

また、急激な少子化の進行に対応するため、子ども・子育て支援法に基づき、円滑な支援の実施に関する計画として、矢吹町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。具体的な支援として、出産祝い品、祝い

金事業の給付金拡充や、やぶきっ子応援給付金など各種給付金の支給、待機児童解消加速化事業における保育士確保のための貸付けや給付の実施など、様々な事業を拡充しながら継続的に実施しております。待機児童については、令和2年度に22名だった待機数が令和3年度にはゼロとなり、令和4年度も継続をしております。

なお、福島県から出されております令和4年度版市町村勢一覧において、本町の合計特殊出生率は1.70と、県内では矢祭町に次いで高い数字となっており、これまでの少子化対策が一定の効果に結びついているものと考えております。

今後もこれらの事業を継続していくとともに、全ての妊婦、子育て世帯が不安感や孤立感を抱くことなく、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して寄り添い、相談に応じる伴走型相談支援を充実していくとともに、国の出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、妊婦健診費用、出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の費用、産後ケアや子育て支援サービスの利用負担軽減を目的に、出産・子育て応援給付金を新たに給付いたします。

そのほか、不妊治療については、経済的事情により不妊治療を諦める若者を減らすことで出生率を向上させることを目的に、令和4年4月から公的医療保険の適用範囲が拡大され、治療を受ける世帯の負担軽減につながっておりますが、福島県では、適用対象外の不妊治療についても独自に一部を補助する方針であることから、町でもさらなる支援策について検討してまいります。

今後も少子化の進行に歯止めをかけるために、結婚、出産、子育ての希望をかなえる環境づくりを整え、若い世帯に選ばれる町に向けた子育て支援策の取組を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、仕事と子育て両立のための保育サービスのさらなる充実についてのおたただしではありますが、子育て家庭への就労支援として、公立幼稚園での一時預かり事業や保育園での延長保育や一時預かり保育、ゼロ歳から2歳の第3子以降の保育料の無料化、3歳から5歳児の給食費のうちの副食費、いわゆるおかず代の助成、保護者の外出、病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどで一時的に子供を預かるファミリーサポートセンター事業など、様々な支援を行っております。

また、子育てに関する相談や子育て中の親同志の交流を目的とした子育て支援センター「にこにこひろば」、家庭での子育てをサポートし、子育ての不安感や孤立感を軽減し、子育てを楽しむ環境づくりを支援する家庭訪問型支援ホームスタート事業など、出産から間もない若いお母さん、お父さんへの支援にも力を注いでおります。

加えて、病氣中または病氣の回復期の児童を看護師と保育士が一時的にお預かりする病児保育につきましては、しらかわ地域定住自立圏構想推進協議会の広域利用事業として、白河市と西白河郡の5市町村で、平成31年4月より白河厚生総合病院敷地内において、しらかわ病児保育室の運営を開始しております。これにより保護者の就労等と子育ての両立を支援し、乳幼児及び児童の健やかな育成に寄与しております。

議員おただしの保育サービスのさらなる充実についてではありますが、病児保育室につきましては、昨年11月に、町内の未就園児及び小学校3年生までの児童の保護者を対象に実施しました子育て支援策に関するアンケートにおいて、利用したくても距離が遠いことや予約がいっぱいで利用できないなど、利便性向上を望む声が上がっております。こうした声何とか応えたいと検討しておりますが、常駐する看護師、保育士等の確保が

困難であることから、町独自による病児保育室の設置は難しい状況であります。ですので、現在のしらかわ病児保育室を子育て家庭がもっと気軽に利用できる方法はないか、関係市町村と協議を進めるとともに、町内の民間保育事業者にも病児保育事業への理解を深めていただき、働く保護者のさらなる支援に努めてまいります。

また、企業が育児休暇制度等、育児に関する理解度を深めるための方法としましては、企業の労働環境について管理などを行っている厚生労働省福島労働局に確認したところ、各種イベントにおけるチラシの配布や講演会の開催、育休などを所管している担当社員へのオンラインセミナーなどに取り組んでおります。福島県においても、男性の育児参加を推進している企業や仕事と生活の調和が取れた働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対し、働き方改革支援奨励金を給付するなどの取組を行っていることから、町でも、広報やホームページ等にこれらの取組を掲載し、企業や子育て家庭に対し周知を図ってまいります。

なお、今後の町の子育て支援策としましては、アンケートにおいて満足度の高い支援策として、こども医療費の18歳までの助成や幼稚園・保育園等を利用している全ての世帯を対象にした副食費、出産祝い金等の経済的支援が挙げられている一方で、より充実を望む支援策としては、一時預かりの拡充や休日保育の実施、親子交流の場創設など様々な意見が上がっていることから、これらの意見を参考にしながら、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、教育、経済、生活、就労等、様々な場面での支援策を充実させることで、本町で子供を生み育て、暮らしたいと感じられる、魅力あるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、やぶきっ子子育て応援ブックを若者にも積極的に配布してはどうかという点についてでございますが、やぶきっ子子育て応援ブックは、若い世代が妊娠から出産、子育てに関する様々なライフイベントや支援策について必要な情報を素早く簡単に取得できるよう、一冊に取りまとめたものであります。平成30年度に初版を発行し、その後、町の子育て支援策の拡充に伴い、令和4年度に掲載内容の更新を行っており、発行に合わせて、保育園、幼稚園、認定こども園及び小中学校を通して各世帯に配布したほか、妊娠届を出された妊産婦にも配布をしております。

議員おただしの様々な場面において本冊子を配布してはどうかという点についてでございますが、これから結婚や子供が欲しいと考えている若い世代に、本冊子を活用し、町にはたくさんの子育て支援策があるということを知ってもらうことは、とても重要であると考えております。

現在、町では地域DXの取組の一つとして、令和5年度よりLINEアプリを活用した情報発信で双方向交流の運用を予定しておりますが、それを活用して、若い世代がスマートフォンなどでいつでも即座に子育て支援や町のイベント等が確認できるようにしてまいります。

また、やぶきっ子子育て応援ブックについても、光南高校や二十歳を祝う集いをはじめ、若者が集う場においてチラシを配布するなど、工夫を凝らした広報活動を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

ほとんど答弁の内容が質問に対してもう満載の状態でありまして、質問として数少ないなと思っております。ただ、そういった中で、私ごとでありますけれども、リテラシーの低い人間、デジタル人間であります。そういった中でこういったDXに関する手の質問、なかなか質問の内容も深まらないのかなと思うんですけれども、質問の最初であります、今デジタル化推進施策が町民の福祉サービスにおいてどう活用できているのかというこの点で、広報やぶきの紙面を去年、令和4年1月から12月の紙面を見てもQRコード、これがいっぱい目についております。QRコードでスマホを使ってぴゅっとやると、町のホームページに大体そこにひもつのがほとんどなんです。これが今、進行中のデジタルDXの推進内容ではないのかと、町民にとっての身近なDXかなと私は理解しております。そういった中で、そのQRコードとそのホームページ、これで今現在済んでいるこの内容で今、満足しているのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 富永議員の再質問にお答えします。

今のホームページの話、それから、あとは私の名刺の裏、それから、職員の名刺の裏に、例えば、例のガバメントクラウドファンディングの農家に対する支援を全て刷ってあって、それでもってやっておりましたけれども、やっぱりホームページに行きました。ホームページはただ一つの、まさにここはベースでしかなくて、そこからどこにでも行けると。そういう形で、かつ町がやろうとしていることをさっきのガバメントクラウドファンディングのように、こういうことを町がやりたいんだと旗を掲げたら、そこに行って見ていただく、それから、本人が望むところに行ける、こちらがこっちに行つてほしいところに行つてもらふ、様々なやり方あると思うんですが、そういう形でしっかりと町としての政策方向性でこういうところを見てほしいというのと、本当に、先ほどのように皆さんが求めるところにすぐ行ける、その両方に分かりやすい形でつなげたいというふうに思っています。

具体的なところは……

〔発言する者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 私は基本的にはそうだと思うんですが、LINEアプリのほうを、じゃ。

○議長（角田秀明君） 今の答弁でよろしいでしょうか。

副町長に答弁をさせるんですけれども、もう一回やってもらわないと、一問一答なものですから、申し訳ないですが、副議長のほうからもう一回。

13番。

○13番（富永創造君） 現在進行している町民にとっても活用できるなというDX、これについて具体的に説明していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今後の取組の具体的な部分というところでのおただしかと思います。

先ほど富永議員からありましたとおり、広報やぶきにつきましては、QRコードをうまく活用して、ホームページと紙面がリンクするような形で、町民の方にできるだけ分かりやすい仕組みというものを今現状やっているとございます。さらに、今つくっている部分が、LINEを使ったコミュニケーションツールということで2つ、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町の情報発信、あと2つ目が、町と町民の皆様との双方向の交流、そういった部分をLINEを使ったプラットフォームを構築して、町民、町、お互いに、出したい情報をしっかり発信して、町民の方々が欲しい情報をしっかり取れる仕組み、そういったものをつくっていきたいと思っておりますので、これからもご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 私の質問の③番、オンライン申請予約でプラットフォームの構築を急ぐべきということで、これは令和5年度の目標になっていると思います。ここで2つほど、こういうことができるんだよということで、今、副町長のほうから説明もありました。これ一本化できないでしょうか。LINEで一本化、こういうサービスを1つのサービスに、1つの窓口として一本化できないか、これをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

LINEを使って、今、副町長が答弁いたしましたことについて一本化できないのかのおただしでございますけれども、LINEの、今、フォームをつくっているところでした、そのこの項目の中に両方とも一遍に使えるような仕組みをつくっておりますので、1つのLINEを登録していただければ、そこで全てが完了するというものを目指しているものでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 令和5年度の見通しは楽観できるなど、明るいと思います。

それで、老婆心なんですけれども、職員が今、一致団結して意欲的にこのDX推進に関わっているとのことなんですけれども、業務関係、一般の業務とさらにこのDXの業務が重なるわけです。こら辺における職員との会話はできているのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

こういったIT関係、DXを進めていく上で職員との対話ができているかというおただしかとと思います。

実は、昨年、副町長、私自ら全職員に対して講習会、講演を行いました。それは、仕事に対する思いとか、心構えとかというところを職員の皆さんにお伝えしようと思って、そういった講演会を開催、全部で6回開催いたしました。そういった部分で、職員の方とのコミュニケーションを十分、私からの意見を、思いを伝えた上で、しっかり職員の考えている心構えなんかも引き出すような形の講演会を行いました。そういった形で、職員との交流ということもできているかなと思っております。

さらに、DX、町長の答弁にありましており、若い職員が中心となってDXの専門部会というものを立ち上げております。さらに研修というものもやっておりますので、専門家を通したDXの研修というものをやっております。こういったもので、これからもそういった研修なり、町長、副町長なりと職員の皆さんが意見交換する場、来年度もつくっていききたいと思っておりますので、そういった職員、特に若い職員だったり女性職員の活力、能力を最大限引き出せるように、力を出せるように、そんな職場をつくっていききたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） それに関連しまして、この前、川南町に研修に行っていました。DXの推進についていろいろご講義いただいたわけですが、職員のいわゆるチームを組んで、向こうも推進しているんですけども、その中で、デジタルスキルマップというのがあるんです。これ職員がどのレベルにあるのかを示すものだと、いわゆる職員でもばらばらだと思えます。これを全体的にいろんなチームを組み合わせながら、担当課、担当課でチームを組み合わせながら進んでいくと思うんですけども、中身は恐らくスタート地点ですからばらばらではないのかと、これを標準化していくためにどのように工夫されるのか。その川南町のようなデジタルスキルマップという、そういったものを目指しながらも、組織を組み立てていくのかどうか。いわゆるこれはどのレベルまで求めるのかを明確化している。そして、研修内容レベルを組み立てることができると、このレベルの人たちに対してこういった内容が一番の確だよねと、そういう組合せができると、そういうことを含めてデジタルスキルマップをつくっているんだという説明がありました。これに対してどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

職員のDXのスキルのマップというおただしかとと思います。

現時点で、今やっておりますDXに関する人材育成制度というところで、人材育成の研修というところがございますが、DXに対する適切な理解ですとか、解釈ですとか、あとは活用する力、そういったものを外部の講師を招いて職員に対して研修を行っているところでございます。今、現状、町として職員一人一人がどのぐらいDXのデジタルの能力、力を持っているかという全職員の分の把握できているかというところは、まだで

きていないというのが現状でございます。職員の中には、そういったデジタルに大変知識がかけている職員もおります。そういった、しっかり全職員のデジタルの技術、力をしっかり今後把握して、これからの適材適所、役場の運営、地域DX、行政DX進められるようにやっていきたいと思っておりますので、今回は富永議員のご提案しっかり受け止めて、これからの行政運営に当たっていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ぜひその方向で。ただ、職員一人一人が業務に負担が、そこら辺をしっかりと捉えて、あまり負担がかからないで進めていただければと思います。

DXに関してはここまでで、次に、子育て関連で質問させていただきます。

子育てという中で、この町は近隣市町村と比べかなり充実しているなという私の評価であります。

生まれてから子供を育てる、この支援はそれなりに評価できるな、しかし、これから生まれてくる子、また、2人目、3人目増やしたいねという、そういう気持ちになれるかどうか。それは何にかかっているか、これは就労支援にあるなど私は思っております。2人目、3人目生みたいんだけども、仕事で無理無理。それから、町のアンケート、やはり自分は仕事に復帰してやりたい、そのための一時的に子供を預けたい、でも、土日やっていない、そういう状況です。ですから、まだまだそこら辺、検討の余地があるというふうな認識は担当課のほうでもされているようなんですけれども、この土日とかに関して、一時預かりです、ぜひこの子育て世代に選択される、選ばれる町というのを強調、重要視したいというのであれば、一時預かりに対してももう少し前に踏み込んだ説明をしていただきたいなと思うんですけれども、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援の中でも就労されている方の子育て支援、今、特に休日保育、そういったものに力を入れてはどうかというご質問でございましたが、アンケートの中でも休日保育の実施を望む声がございます。ただ、そのニーズがどのくらいあるのかというところが、まだ我々としてもつかみ切れていないというところがございますので、そういった声がどれほどあるのか、休日保育に対してどのような対応ができるのか、そういったところも併せて検討していきたいなというふうに今、考えております。

以上、13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 昨日、同僚議員から育孫休暇関係の言葉が出ていまして、やっぱり就労支援の一環になり、そして、子育て支援につながると思いますので、これに関して質問させていただきます、関連質問ということで。

これを実施している企業が身近にあるんです。東邦銀行です、2015年。次にもしこれを実現できるのであれ

ば、この公務員である役場職員の方、これに対しても実現可能ではないのかなと、そういったもので、今後、企業等に対しての理解、どのように進めていくのかお考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 13番、この関連とは言うものの通告にないものですから、担当課に後で聞いてください。よろしくをお願いします。

再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） そんなので企業があるということで、一応触れておきました。

質問なんですけれども、配布する子育て支援に関してやぶきっ子育て応援ブック、こういうものがあります。これは先ほどの答弁の中で若い人たち、それから、二十歳を迎えた人たちにも配布したいということでもあります。この配布する際、こういったイラスト、目につく部分、これをイラスト化したり、また、アニメというのは若い人にはすぐ取っつきやすいというところがあります。そういうものをうまく取り入れて、そういった表紙、また、そういったチラシを考えて配布するのでもいいのではないかと考えておりますが、そこら辺聞かせていただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

お配りしております子育て応援ブックのイラスト等について、若い世代の知恵などもいただきながら、若い世代が見やすい、そういった応援ブックにしてはいかがかというご質問であると思います。

今回の冊子につきましては、業者に依頼をかけてイラストを入れさせていただいておりますが、富永議員が以前お話ししており、光南高校の生徒の中にもそういったグラフィックデザインを実施している生徒さんもいらっしゃいます。そういったところを町と光南高校、連携を結んでおりますので、そういったところで協力がいただけないかどうか、光南高校と協議をしていきたいなというふうに思っております。ご意見ありがとうございました。

以上で、13番、富永議員の再質問に答弁いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 続きまして、病児保育についてであります。

現在、しらかわ地域定住自立圏構想推進協議会の下、しらかわ病児保育室が設置されております。この設置の基となったのは、コロナ感染症対策ということでスタートとしたなと私は理解しております。そういった中で、この施設に関して1日6人が限度であると、そして、この町に住んでいる人が利用する場合、白河まで行かなきゃならないと、郡山とかそちらに勤めている人にとっては逆方向でもあるわけです。こういった病児保育に関しまして、県のほうもある程度、補助を出すとそのような記事もあります。そういった中で、これからいろいろ気楽に利用できる方法なども考えていきたいとのことですが、公共サービスとして、まさにこういった病児保育のこれをこの町にも1つあってもいいのではないかと私は考えますけれども、町のほうはどういう

ふうに考えられるか、説明をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

病児保育について、利用者をもう少し増やすため、利用していただくためにも、町内に病児保育を設置してはどうかというご質問だと思いますが、先ほど教育長の答弁と重複いたしますが、町としても何かできないことがないかというようところで検討しておりますが、やはりその専属の看護師、保育士を常駐させなくてはいけない、そういったところもございまして、なかなか財政的な部分もございまして、正直なところ。そういったところもありまして、やはり今ある病児保育をさらに利用しやすいようにするためにはどのような方法があるのか、関係市町村と協議をしながら進めていきたいなというふうに思っております。やはり定員が6名といいますと、すぐに予約が埋まってしまう、そういった状況もございまして、そういったところも併せて検討していきたいなと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いいたします。

以上、13番、富永議員への答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

私の質問は以上です。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議をします。

再開は1時15分からです。よろしくお願い申し上げます。

（午後 零時14分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時15分）

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（角田秀明君） 通告6番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。また、傍聴にお越しの皆さん、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして大きな項目で3点、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の項目でありますけれども、北町地内の幹線用水路上の道路整備についての質問であります。

質問の目的といたしましては、住民の生活道路として利用されている幹線用水路上の通路の整備を促進し、住民の不便の解消を図ることにあります。

北町地内の幹線用水路上の通路は、敷砂利が削られてきており路面の凹凸がひどくなってきています。また、通路に面する空き地や農地などから土砂や落ち葉などが側溝へ入り込み、流れが阻害されているため、大雨の際などに雨水や土砂が住居の敷地内に入り込むなどして地域の住民が迷惑を被っており、防災面からも問題が生じてきております。

土砂だけではなく、用水路沿いの空き地へ投棄されたごみが風雨で飛ばされて宅地内や側溝に入り込んでいる現状もあります。この幹線用水路上の通路は、地域の住民にとっては生活道路であり、この通路を通らないとご自分の家にも出入りできない方もいらっしゃるなど、路面の補修や土砂の撤去は切実な問題となっておりまして。また、近くの保育園への送迎の車や大池公園までのウォーキングなどで歩いている方も増えてきているため、地域外の住民にとっても大変役に立っている通路であります。そのため、敷砂利や側溝の土砂の撤去を定期的に行うなど道路としての管理が必要であると私は考えます。

これまでも住民から町に対して補修の要望は出ており、町も管理をする土地改良区へこの要望を伝えるなどしているが、なかなかこれが進まない状況と聞いております。

そこで質問です。

1つ、敷砂利や土砂の撤去について、土地改良区との調整はどうなっているのか。

2つ目、住民の生活道路という観点から、町が敷砂利や土砂の撤去、ごみ投棄対策をできないか。

3つ目、町道認定をして正式な道路として整備を促進することはできないか。

では、次、大きな2番目に移りたいと思います。

行政サービスのアウトソーシング化についてであります。

質問の目的といたしましては、当町における行政サービスのアウトソーシング、いわゆる民間委託の現状を明らかにし、よりよい住民サービスを促進するためにあります。

昨年の11月より矢吹町図書館の管理運営がナカバヤシ株式会社さんに委託され、来年度は年間を通しての業務委託が予定されております。加えて、文化センターの管理運営事業についても業務委託をする計画が出されております。

この行政サービスのアウトソーシングについては、国の政策もありまして、当町に限らず様々な行政サービスのアウトソーシング、民間委託が進められてきておりますが、中には守谷市の図書館のように職員のモチベーションの低下や住民サービスの低下などの問題が生じ、民間委託された図書館を再公営化するなどの動きも出ております。

世界的に見ても、こういった行政サービスのアウトソーシング分野で進んでおりましたイギリスなどでは、住民サービスの低下などによって民営化された行政サービスを再公営化、アウトソーシングに対してインソーシングというふうには呼ばれているそうですけれども、この再公営化の流れが起きてきております。

このような流れとは逆に、当町では、住民の社会教育の場である図書館に続いて文化センターも業務委託をする計画がありますが、町として、また住民にとってどのようなメリットがあるのか分かりません。

今後、町の業務の民間業務委託が進むことにより、情報漏えいや行政サービスの低下が起こらないのかの不安もあります。また、町外の大手企業への業務委託をすることは、域内総生産、町民が稼いだお金が域外への流出、町外への流出にもつながっております。お金の町内循環を促し町民所得を向上させるということにも逆

行するのではないかと私は考えます。

そこで質問であります。

1つ目、今後民間への業務委託を計画している施設や業務は何か。

2つ目、文化センターの業務委託を行う理由は何か。

3つ目、図書館の民間委託によりどのような図書館業務の向上が図られたのかをお伺いいたします。

最後に大きな3つ目の質問であります。

学校給食費の全額無料化についてであります。

質問の目的といたしましては、学校給食費の全額無料化で町民の負担軽減や子供の貧困解決の一助を図ることにあります。

3年前の蛭田町政の誕生によって学校給食費の半額助成が実現し、町民からは大変喜ばれております。しかし、全国的にも全額や一部補助を行う自治体がここ二、三年で大分増えてきております。福島県でも今年1月現在では、59市町村中で44市町村が学校給食費の何らかの補助を行っており、自治体数の割合でいえば7割を超えてきております。そのうち、全額無料にしている自治体は25自治体となっており、半数に迫る勢いでもあります。また、平田村では、来年度の4月より全額無償化する。こういったお話しも聞いておりますので、今後ますます増えていくものと思われまます。

物価高騰により家計が圧迫されている中、学校に納めるお金は削ることができません。そのため、学校給食費が無料化されると子育て世帯の負担軽減につながります。子供の貧困、こういった問題も指摘されておりますけれども、貧困により満足に食事ができない子供たちにとっても、学校給食費が無料になれば親のお金などの心配をせず栄養バランスの取れたおいしい給食を気兼ねなく食べることができ、子供の貧困の解決の一助になると考えます。

そこで質問です。

1つ、現在の保護者の給食費の年間負担額はお幾らか。

2つ目、仮に来年度給食費を全額無料化した場合に、必要な町の費用はいかほどになるか。

3つ目、来年度中に給食費を全額無料化する考えはあるか。

以上、大きな項目で3点でありますけれども、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴にいらしていただいた皆様、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、敷砂利や土砂撤去の改良区との調整についてのおただしであります。議員おただしの敷地は、矢吹原土地改良区が管理し、農業用水を供給する施設を確保するための敷地であり、その上部は管理用道路としての機能を有しております。

しかしながら、当該農業用水施設管理用道路においては、その立地条件から地域の皆様が生活道路として利

用している側面も見受けられ、生活を営む上で必要最小限の地域利用がなされているという実態があります。

したがって、地域住民から修繕等の要望が町にあった際には速やかに矢吹原土地改良区に連絡しており、地域との調和を図る上でも生活用道路として利用されているという実態を踏まえ、敷砂利等の実施に向けた伝達を行っているところであります。

今後も実情を踏まえながら、維持管理等の実施について協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町が敷砂利や土砂撤去、ごみ投棄対策を行うことについてのおたかしであります。

当該敷地は、農業用水施設の管理用道路であり、その立地条件から必要最小限の地域利用がなされております。

過去には、地域活動であるツツジの植栽イベントの際に、矢吹原土地改良区と協議の上、敷砂利を実施した経緯はありますが、当該農業用水施設管理用道路は町が管理する財産ではありませんので、原則、管理者である矢吹原土地改良区が対応するものと認識しており、現状や地域住民の要望を速やかに矢吹原土地改良区に連絡しているところであります。

また、ごみの不法投棄につきましては、担当課であるまちづくり推進課におきまして定期的なパトロールや注意喚起の看板設置等を実施しており、今後も生活環境の改善に努めてまいります。

当該管理用道路につきましては、農業用水施設敷地という性質上、町が生活道路の一部としての敷砂利等を実施することは目的外利用に該当することとなり、地域との調和を踏まえて町と土地改良区の双方の役割について今後も協議を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、当該農業用水施設管理用道路を町道認定し整備促進することはできないかとのおたかしであります。

繰り返しになりますが、当該農業用水施設管理用道路は、その立地条件から必要最小限の地域利用がなされており、町道に認定することで整備が促進され地域に密着した生活道路として利便性の向上が図られるものと認識しております。

しかしながら、限られた財源の中で、現在、整備を進めている矢吹駅東側地区の羽鳥幹線水路敷である町道八幡町善郷内線においては、平成20年度に町道認定を行い、矢吹原土地改良区と十分な協議の上、平成22年度より農業用水施設管理敷地の上部を利用し、光南高校生の通学路や当該道路沿線の土地利用促進に資する道路として整備しているところであります。

本路線は、総延長1,520メートルの道路整備計画ではありますが、平成23年の東日本大震災により羽鳥幹線水路の本管が被災を受けたということにより、整備完了区間においても大きな被害を受け復旧までに多くの時間を要したことや、令和3年の福島県沖地震により同様に整備完了済みの区間が再度被災し、その区間の道路復旧工事に時間を要したため当初予定した区間を延長している状況でありまして、現時点で全体のおよそ50%の進捗であります。

今後におきましても、資材、人件費の高騰や交付金の減額、自然災害の発生等の要因で完成が延期となる可能性があります。次年度以降は町道八幡町善郷内線の整備を優先的に進め、整備の見通しが立ち次第、羽鳥幹線水路である農業用水施設敷地の管理状況や地域の利用実態等を勘案しまして、整備路線の選定を踏まえた町道認定の必要性について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後、民間への業務委託を計画している施設や業務についてのおただしであります。

現在、各地方公共団体においては、人口減少や少子高齢化進行、コロナ禍における新しい日常、行政需要の多様化などの社会情勢の変化に対し、より一層の丁寧な対応が求められております。本町では、このような状況下においても、質の高い行政サービスの継続的かつ効果的な提供に努めているところであります。

また、国では地方行政サービスの改革として、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、情報通信技術を活用した積極的な業務の見直しを推進しております。

本町では、国が示す地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針等を踏まえ、民間委託や指定管理者制度の活用など矢吹町行財政改革大綱の理念の下、一丸となって取り組み、行財政の効率化や健全化が図られ、行政サービスにおける一定の成果が見えてきたところであり、持続可能な財政基盤の確立に向け進めているところであります。

特に、アウトソーシングの取組につきましては、民間のノウハウによる行政サービスの向上や新規雇用による地域経済の活性化などの効果が上げられております。本町におきましては、議員おただしの職員のモチベーションの低下や住民サービスの低下などの問題から民営化したものを再公営化したような事案はありませんが、今後、ますます増大する行政課題に的確に対応するため基本的な方針として民間の知恵や資金等を活用し、より効率的で効果的な行政運営を行うため、さらなる行政サービスのアウトソーシングの検討を進めていく方向であります。

議員おただしの今後民間への業務委託を計画している施設につきましては、来年度は矢吹町文化センターを予定しております。また、既に民間への業務委託を開始している図書館等の業務実績や導入後の効果については、分析、検証するとともに、職員の業務遂行能力の向上や町内企業等の育成なども念頭に行政サービスにおけるコスト削減効果及び行政サービス等の質の向上につながるようにアウトソーシングによるメリットが生かせるよう、引き続き各種施設や業務別に公営化による運営とアウトソーシングについて多角的な視点から調査検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴にお越しいただきました皆さん、ありがとうございます。

8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、文化センターの業務委託を行う理由についてのおただしですが、文化センターは、平成31年度まで指定管理者制度による管理運営を行い、平成29年度、平成30年度は山形交響楽団によるクラシックコンサートを、令和元年度はN響団友オーケストラによるクラシックコンサートを実施するなど、町民の皆様から好評を得ておりましたが、その後、令和2年度より直営での運営に切り替わり、現在、会計年度任用職員1名とシルバー人材センターからの派遣により管理運営している状況でございます。

また、文化センター大ホールの音響及び照明の操作については専門的知識が必要であり、今後の運営管理に

向け専門的知識を持った人材育成が求められる現状であります。

文化センター自主事業の開催状況につきましては、令和3年5月から令和4年12月まで新型コロナウイルスのワクチン接種会場として文化センターを使用していたこともあり、今年度7月に開催しました矢吹町町政施行120周年記念事業『大河ドラマ「鎌倉殿の13人」トーク&パブリックビューイングin矢吹町』を教育振興課で企画し、実施したのみであります。現体制では、貸館業務を主に行っている状況でございます。

先日開催されました社会教育委員の会では、委員の方から、コロナが落ち着いてきたので、町外に行かなくても以前実施していたような町民の方が多く集まるコンサートなどを文化センターで実施してほしいという意見も出されました。また、国においても、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に引き下げられ、大規模イベントに関する収容人数制限の撤廃も検討が進んでおります。

このようなことから、令和2年度の直営化による住民サービスの低下を改善するため、平成17年7月に矢吹町町行財政改革推進本部で示されました「民間委託に関する基本方針」に基づき、次年度以降の自主事業開催の体制づくりのため、業務委託を検討しているところであります。

自主事業の企画、運営にノウハウを持ち、ホールの管理につきましても知識を有する民間業者に管理運営を委託することで、文化センターにおいて優れた文化に触れる機会を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをお願いいたします。

次に、民間委託による図書館業務の向上についてのおたただしですが、今年度の図書館の業務委託につきましては、会計年度任用職員を引き続き雇用していただくことを条件としておりましたので、スムーズな運営業務の移行ができ、図書館利用者から民間委託に対し住民からの苦情、要望等はなく、サービスの向上が図られたものと認識しております。

また、業務委託により専門的視点で職員に対し指示する体制が構築され、事務及び運営の効率化が図られております。

業務委託後の新たな取組としましては、職員研修の充実が挙げられます。月末整理休館日を活用したオンライン研修を毎月行っており、接遇、レファレンスサービス、資料保存のノウハウなど幅広い内容の研修が実施され、今後も実施予定であるとの報告を受けております。これらの研修により職員の職能が高まり、今後の住民サービスの向上につながっていくものと考えております。

また、職員の声としては、就業規則などがしっかりしており会社の組織の一員として守られていると感じ、安心感の中で働けていると感じられていることや、何かあったときのサポート、連絡相談体制が充実していることなどが挙げられております。

今後のサービスの向上につきましては、SNSを利用し図書館の積極的な情報発信を行うこと、また、町内在住の障害者数の調査結果を基に今後障害者にとっての図書館の利便性向上、利用促進を図るためのサービスを展開したいと考えております。

職員からは、業務意欲が高まったことや他の図書館の取組、そういった事例を交えて学べる、そういったことで視点が広がるとの意見も聞かれ、業務に対する意識の高まりが見られております。今後、他の自治体の取組事例を導入しながらサービスの向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在の保護者の給食費の年間負担額についてのおたただしですが、現在の本町の学校給食費は、

小学校は1食当たり295円、年間180食の提供で児童1人当たり年額5万3,100円となっております。また、中学校は1食当たり340円、年間170食の提供で生徒1人当たり年額5万7,800円となっております。

これらに対し、町では、子育て世代の負担軽減のため、令和3年度より半額補助を行っておりますので、保護者の年間の負担額は、児童生徒1人当たり小学校は2万6,550円、中学校は2万8,900円となっております。

こちらは、旧総合運動公園用地の土地購入費に係る債務を令和2年度に一括返済したことにより捻出してきた貴重な財源を充てており、保護者の皆様には大変喜ばれているところでございます。

加えて、昨今の物価高騰による学校給食への影響が懸念されていることから、コロナ禍における保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保てるよう、各学校が管理する学校給食費に、児童生徒1食当たり20円の食材費の助成を行っているところであります。この助成は、令和4年度は8月から行っており、令和5年度につきましては、1年間分を予算に計上しております。

また、町では、お子さんを公立小中学校へ通学させるに当たり、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学校でかかる費用の一部を補助する就学援助制度を設けております。就学援助に該当する世帯につきましては給食費の実費を支給しており、給食費は全額無料となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、来年度、給食費を全額無料化した場合に必要な費用についてのおたただしでございますが、令和5年度当初予算に計上しております半額補助の予算3,641万6,000円の2倍となる7,283万円が必要となります。このように年間7,000万円を超える大変大きな財源の確保が長期的に必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、来年度中に給食費を全額無料化する考えについてのおたただしでございますが、三村議員への答弁と重複いたしますが、町では、魅力的な子育て環境、教育環境の実現のため様々な施策を行う中で、保護者の皆様の負担の軽減に努めております。長期的かつ大変大きな財源の確保が課題となっている給食費の全額無料化につきましては、子育て環境、教育環境の充実のための町独自の取組とのバランスを取りながら検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1番目の質問から再質問をさせていただきます。

北町地内の幹線用水路上の通路についてでありますけれども、町としてもここは生活道路として利用しているという、そういう認識をしていただいているということで、将来的には財政上の問題とかいろんな、今、整備している部分の問題もありますけれども、町道認定していつて行く行くは舗装されるのかなという内容のご答弁であったと思います。

このことについては、いろいろ財政上のご苦勞もあると思いますけれども、土地改良区とも協議を進めながら、ぜひ将来は町道として近隣住民の方が安心して通れるようにしていただきたいと思うんですけれども、問題は、現在の状況なんです。

敷砂利、行って見ていただくと大分分かりますけれども、もちろん町でも定期的にパトロールをしているということで分かっていると思いますけれども、この敷砂利を、土地改良区さんのほうには伝えていただいているということですが、なぜ土地改良区さんのほうでは実行できないか、その辺はつかんでおられるのかご説明いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

土地改良区としては、なぜ敷砂利ができないかということでございますが、まず土地の所有者は土地改良区であります。最終的には土地改良区の判断という形にはなっていますが、町長答弁にもありましたように、一部生活道路として利用されているということで町はお願いをしておりますが、なかなか進まない部分があります。これにつきましては、今後もやはり今の実態をしっかりと町としては訴えて、生活道路になっているという実情と、あと、改良区とすればやはりそこは道路ではなくて、あくまで幹線水路の管理用の土地であるということでちょっと矛盾が出ておりますので、そこで何ができるのかについては、もう一步踏み込んで今後協議を深めていければなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 土地改良区さんのほうでもあくまでもここは道路ではないということで、なかなか敷砂利は難しいのかなと思います。ほかにもやはり土地改良区さんのほうの財政的な問題とかそういったこともあるのかなとは推測はできるんですけども、やはりこれ、ちょっと今の状況を見ますとかなり凸凹がひどく、凹凸がひどくなってきておまして、大雨降りますと本当に一面が、穴に水が入って大きな水たまりができていたというような状況の中で、高齢者の方なんかはここ外出しようとするともやはりそういったときに支障を来しているということ。また、今後梅雨の時期を迎えますと雨がまた降る、また、台風等の近年の被害なんかを見ていますと、ちょっと今放置するのはなかなかできないかなと思うんです。

一度、その辺の話をしながら、一回だけでもまずは応急的に敷砂利をさせてもらえないかというようなことを町のほうでできないかというような、そういった一步進めた協議はできないのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

何とか町で敷砂利をとということでございますが、やはりその土地所有者である改良区とすれば、あくまで幹線水路の維持管理用の敷地という認識であります。そういう中で、過去には一度だけ、ツツジロードの維持管理という名目でそれはお互い歩み寄っての協議なんです、それで一度引いた経過がございますので、町として生活道路として引くというのは現実的には難しい状況にはありますので、そういったお互い何とか合意が取

れるような形で、具体的にはツツジロードの維持管理という名目での協議を改めて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 前向きな答弁いただいたとっております。

そういった方法を取って、ぜひなるべく住民の方の今の不便の解消をしていただくようなことを進めていただきたいなと思っています。

もう一つなんですけれども、ここの側溝の土砂の流れ込みの件なんです。

この件についても、やはり側溝に土砂が入っていると雨のときに、本当に今、敷地内に雨水があふれてきたりとかそういう状況にあります。ここについても、定期的にやっていただきたいんですけども、あくまでも通路ではないということではなかなか難しいのかなと思いますけれども、近隣の住民の方お伺いしますと、例えば、土地改良区の許可がいただければ落ち葉を集めたりとか土砂の撤去とかボランティアでも協力したいなんてそういう方もいるんです。お年寄りの方にこういうことをなかなか言ってもらえるというのはありがたいことだと思います。

そういったことも土地改良区さんと協議しながら、景観、美観保護とかそういったツツジの定期的な伐採とか剪定ですとかそういったことの一環だというようなことで、これもできないか、ちょっと検討を進められないかと、土地改良区さんと、その辺の話をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

側溝につきましては、原則は敷地の排水ですので、土地改良区がきちっと管理すべきものだというふうに思っております。ですが、先ほどのツツジロードとも併せて地域活動という、地域協働での取組として、例えば地域の方と土地改良区と町で三者で一体となって例えば何かできないのかということでの協議については、今後とも改良区との協議を深めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ協議進めていただきたいと思います。

もう一点だけ、この問題についてお聞きしたいと思いますが、これから雨の降る季節を迎えます。なかなか今の状況だと敷砂利もすぐにはという状況じゃないと思うんですが、町としてパトロールを行っているということですが、これはどのぐらいの頻度で行っているのかとかちょっと気になったところなんです。1週間ぐらいの頻度でやはり見に行ってください、場合によっては住民の方とも話をさせていただきたいと思うのですが、そういったことについてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問にお答えします。

定期的なパトロールということで、現在、不法投棄の発生が多い場所、大体月に1回程度パトロールをしている状況でございますので、新たに北町幹線用の水路上もパトロールの箇所として追加して監視していきたいなというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。ぜひ定期的にパトロールを行っていただいて、住民の方ともよくお話を聞いていただきたいなと思います。

それでは、次の大きな項目の質問に移らせていただきます。

行政サービスのアウトソーシング化についての質問でありますけれども、まず、1つは、町のほうに対して町長にお聞きしたことで、今後のアウトソーシング進めていくのかどうかということで予定されている施設はないかということだったんですけれども、文化センターについては新たな年度から始めるということで予算書にも載っております。これ以外にも何か今後どんどん進められるのかなんていうのを心配していたものですから、お聞きしたかったんですが、今のところは具体的なところはなかったんですけれども、ただ、今後また矢吹町のほかの業務についてもアウトソーシング化を進めていくということの答弁がありました。これは、どのようなことを今後考えているのか。また以前のように窓口業務とかそういったものでか、大きく考えると公共施設にしてもこういった管理業務は委託の方向が今、考えておられるのかどうか、今後どのような方向で考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今後どのような方向で進めていくのかというところでございますが、町長答弁で申し上げましたとおり、これから行政サービスのアウトソーシングの検討は進めていく方向でございます。具体的に何をというところは、これからの検討内容になるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） これから検討していくと、具体的なところはまだ上がっていないということですが、やはり私、最初の質問の中でも述べさせていただきましたように、世界的に見てもアウトソーシングからインソーシングへという流れが起きてきているんです。

日本の場合は、先ほどの教育長のお答えにもありましたけれども、平成17年7月矢吹町行財政改革推進本部

で示された民間業務に関する基本方針、こういったもの、これは国の政策が基になって各自治体でもこういったものと同じ時期にやっているわけです。それが、やはりアウトソーシング化をすることによって、町としての職員としてのノウハウとかそういったものが次の世代に伝承されなくなってきてしまう。アウトソーシング化ということは、やはり企業ですから、何かありますとやはり優先されるのは利益なわけです。決してパブリックマインドとかそういった、公的な義務とかそういったものではないわけです。そういったところでイギリスなどでは逆の流れが起きてきているわけですから、こういったことは十分検討しながら今後の業務委託に対しては慎重に進めていただきたいと思います。

これは質問ではありませんので、次の質問に移らせていただきますけれども、図書館のお話に移りたいと思います。

図書館の業務委託が昨年の11月からされました。それで、この中でサービスの向上が図られたものと認識しておりますということでしたけれども、中身を見ますと、職員の中ではこれまでなかった研修とかがされるようになって図書館員としての資質の向上につながっているということで、サービスの向上がされたということですが、住民から見たら実はこの民間委託されていることは分からないわけなんです。職員の方は一緒ですから、施設の中身ががらっと変わったわけでもありませんので、私が聞きたかったのは、住民にとっての図書館サービスという立場で何か向上があったのかどうかというところを聞きたかったんです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

住民に対してのサービスの向上の部分でございますが、教育長答弁にもありましたとおり、今現在、研修が非常に充実しております。レファレンスサービスであったりとかそういった部分についても研修がこれから進んでいく、職員の能力の向上が図られる、結果的に住民へのサービス向上に今後つながっていくものと考えております。

業務委託してまだ半年たっておりません。こういったところを踏まえて、まだ表立ってサービス向上、目に見えてなかなかちょっと表れにくいところがございますが、今後こういったところで徐々にサービス向上が図られてまいると考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 今後のサービスの向上に期待されているということかと思えます。

これ、職員の声でいろいろとそういった研修等が充実しているということをつかんでおられるということでお示しいただいたんですけれども、これ、職員の声というのは、民間業務の社員に移られた後でも町が直接職員に対して話を伺うことはできるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

今現在、図書館の業務については、業務委託の形を取っております。当然、その管理責任は町にあるというところで、職員との連携についてはこれまでどおり連携を取りながら業務を進めているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） これまでやられていなかった研修等が進められる、職員の方からも意見をこれまでどおり聞くことができるということで、まるきり民間、言葉悪いですけども丸投げではないのかなとは思いました。一つはそこは安心できるところかなとは思いますが、では、メリットは何なのかなというところになるわけです。専門のナカバヤシさんという、図書館の業務委託に関してはかなりのシェア占めている会社なのでいろんなノウハウ持っておられると思うんですけども、研修については別にナカバヤシさんに頼まなくても図書館協議会ですとかでも研修やっていますし、そういった意味では、研修部分についてはそういうところの研修を受ければいいと思いますし、ほかの図書館に見に行く機会とかそういったものを図りながら図書館職員としての質の向上を図るということではできると思うんです。

今、今回の民間委託をしますと、これまでの減給補償に加えて、前回の一般質問でもやらせていただきましたけれども、管理費が上乗せされる、また消費税が上乗せされるという点でいえば、町にとってのメリットになるのかな、本当にそうなのかなというところが疑問に思っているところであります。

今後、ナカバヤシさんで給料上げたいからとかということがありまして、もっと委託料上げてくださいとかそういったことに対しては応えていくのであれば、その委託料も今後どんどん上がっていきなさいけないのかなと思うんです。ノウハウは民間企業に行ってしまうということがありますが、そういった点からいったら、やはりその点も考慮しながら今後の民間業務委託を考えていく必要があるのかなと思いますが、教育長さんとしてはどうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 安井議員さんの再質問のほうにお答えいたしたいと思います。

民間委託という形を取ることで今後懸念されるようなこともあるのではないかなというふうなお話かと思えますけれども、そういった部分については、もちろんこちらのほうとしても考えながら総合的に、やはり住民の方々にとってよりよいサービスといったものは何なのか、例えば先ほど研修ということがありましたけれども、例えばその職員の方の接遇の仕方が向上される、そのことによって利用されている住民の方々も気持ち的にほっとしたりとかまた来てみようとか、そういった形の気持ちを抱くこともできるようになっていくのかなと思いますので、今後につきましては町の民間委託等に関する基本方針に基づきながら、ただ、民間委託によるメリットデメリットを総合的に考えながら、進めてまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 図書館というものは、国民の知る権利、これを保障する場所であるということでありま
す。国民、矢吹でいえば町民の方たちが自分たちが何かこういったことが知りたい、こういった学習をしたい
というところ、その場でありますので、民間企業に委託されたことで利益のほうにやはり走られちゃうとそう
いったことがないがしろにされる懸念も考えられるわけです。

ですから、私はその辺は慎重にさせていただきたいということでこの質問をさせていただきました。ぜひその
辺を今後考えながら検討を進めていただきたいと思います。

それでは、文化センターについての質問をさせていただきます。

文化センターについても教育委員会の所管の施設であって、教育施設の一つであります。

ここは、図書館に続いて新年度からは民間委託がされるということです。

その理由といたしましては、いろんなノウハウがあるんでしょう。いろんな例えば、音楽団体ですとか演劇
の団体ですとかそういったところのつながりとかがあって、そういった方たちを招くとかというノウハウがあ
る。また、もう一つは機器類の操作です。照明器具ですとか、PAとかそういった器具の操作ができなくなる
よという懸念があるということだと思っておりますが、これまで、それは機器類の操作というのは、委託しないで
町の会計年度任用職員の方でもできていたということなんでしょうか。そのことをまずお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

文化センターの機材の操作についてでございますが、今現在、会計年度任用職員として働いていらっしゃる
方は以前運営に携わっていただいた方でございまして、そういうノウハウを持っていらっしゃる方というこ
とで、機器管理については今現在、会計年度の方をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） そうしますと、その方お一人でやられたということなんでしょうけれども、その方がい
なくなってしまうと、もうほかには町としては機器操作をできる方が、ノウハウとか技術を持っている方がい
なくなるということとを考えていいんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

シルバー人材センターのほうにも運営を支援していただいておりますが、あくまでも会計年度任用職員の指

示の下、行っている状況にあります。そういったことから、その方がいらっしゃらないとなかなか運営はできないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） その方いらっしゃらないと文化センターの事業もできなくなるというような状況だと思います。

なぜこういう特別な技能を持った方を職員として雇用し続けることはできないのか。特に教育施設ですから、文化事業とかそういったものが滞ってしまうことを防ぐためにも職員として新たに雇うべきではないかなと思うんですけども、この方のほかにです、その辺は考えておられなかったんでしょうか。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

そういった専門のノウハウを持った方を雇用する考えはというところでございますが、今現在は、以前運営に携わっていた方がいらっしゃいましたので、その方にお任せはしていたところではございます。今後、コロナの感染状況が落ち着くと、実際に今度ワクチン接種会場として文化センターを使用しなくなるような形になります。そうした体制としてなんです、なかなか1人とか2人の人員では対応が難しいというふうに考えております。そういったところから体制づくり、来年度以降の体制づくりのために業務委託を考えておまして、そういった体制づくりを行うための業務委託ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） つまりは、来年度の業務を停滞させないために一時的に業務委託をするという考えなのでしょうか。それとも、今後はもう一切民間にお任せするという考えなのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

運営面につきましては、先ほどからも言っていますとおり専門性が非常に高いというところでございます。

舞台装置であったりとか、特に舞台装置です、かなり重さがあつたりとかそういったところで、業者の安全面であったり利便性とかそういったところを総合的に考えると、やはりノウハウを持った専門の方に業務委託として継続するようなことが望ましいのかなというふうに考えております。

○8番（安井敬博君） 今後ずっとということでしょうか。

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） そうですね。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 一時的に乗り切るためというのだったらまだ分かるんですけども、今後ずっと民間企業に委託してしまいますと、そこがノウハウ持っているわけですから、そこがノーと言えば文化センターの運営は立ち行かなくなる、こういった懸念はちょっと残るのかなと私、感じたところです。

もう一つの視点からいきますと、様々なホールの事業、自主事業についてのノウハウ、これも民間のほうが有利だということで導入の検討をしたということでしたけれども、これについても、例えば東京の日野市などでは文化センターの運営に当たって町の職員がやっております、そして、その中でこういう話を聞きました。

音楽会を催すに当たってプロのオーケストラを呼びました。ただ、これまでの事業の平均的な料金からいったら倍ぐらいのお金がかかってしまうといったことがあって、その中で、では、職員の方ですとか、それから、文化センターの運営に携わっている評議員の方ですとかで話し合っ、隣の市と共同でやって、セットで来てもらって、隣の市でもやるけれどもうちの市でもやる、だから半額にしてくれないか、こういったこともあったわけです。

そういった工夫もできるということで、必ずしも企業だから呼んで来られるということではないですし、また、そのプロモーターによっては得意なお付き合いのある音楽家とか団体とかに偏ってしまうということもあるのかなと思います。そういったことでいえば、また、文化センターの運営協議会などもつくりながら運営に関してこの民間企業に対してもきちっと町が関与していくという体制づくり必要かなと思うんです。町の文化事業ですから。教育委員会として、教育の一環として文化事業を行っていくということ。町の方の関与も行いながらやっていく。そういった仕組みづくりについて考えておられるのかどうかを、文化センターについて最後お聞きします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

文化センターの民間委託を進めるに当たりまして、先月でございますが、白河市のカルチャーネットワークを訪問しております。議員さんもお存じのとおり、カルチャーネットワークは、白河市のコミネスを運営されている団体でございます。こちらの団体にこれから町の文化センターの運営についていろいろご支援いただけないかということでお願いをしてきたところ、そういったことについて対応は可能だということでご回答をいただいております。そういったところと連携をしながら、いろんなイベントを企画することによりまして、質の高いイベントの開催ができるのかなというふうに考えております。

今回は業務委託でございますので、仕様書の中でこういったイベントを企画してほしいのかというところ、こちらはある程度教育委員会のほうから指示ができるものと考えております。

そういったことで教育委員会が関与しながらイベントの運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 私のほうからの懸念というものはお話しさせていただけたかなと思います。そして、それについても今後、ぜひ検討しながらこの業務委託については、見直し等も含めて考えていただきたいなと思っております。そして、やはり大事なのは、住民の方ですとか審議員の方ですとかそういった方たちの意見がきちんと取り上げることでありますが、その辺も併せてお願いしたいと思います。

では、最後の質問ですけれども、学校給食費の全額無料化についてであります。これ、以前からもお話しさせていただいて、それに答えて半額補助を実現させていただいたということは、大変町民の方にとっても喜ばしいことでありますし、助かるという声も聞いております。

ただ、やはりこれ、コロナ禍の問題とかで物価高騰とかでやはり困っていらっしゃる方大勢いるわけです。その中で、経済的理由でお困りの保護者の方に対しては、就学援助制度設けて給食費は全額無料となっているわけですけれども、このことは当然その方の生活の保障ですとかそういったことで町として進めていただくことなんですけれども、今、保護者とかの収入はだんだん減ってきているわけです。例えば年収300万ぐらいでも学校通わせなきゃいけない、そういった方というのは、給食費全額無料の対象にならない方のほうが多いわけです。そうすると、そういった意味では、子育てしやすい町ですとか、子供たちが将来矢吹町に対して給食無料でよかったねということで戻ってきてもらうということで、そういった印象を持ってもらうということも一つの大切な点かなと思います。来年度何とか予算等も確保していただきながら、国県とかの動向もあると思いますけれども、教育長さんとしては無償化についての意気込みはどうかをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 安井議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

給食の無料化についての今後の考えはどうかというおたただしだと思いますけれども、先ほどお話がありました、やはり本当に収入が少なくて大変な家庭があります。ありながらもなかなか就学援助の対象に成り得ないというところもありますが、そういったご家庭に関しましては、対象となる項目というものがまた幾つかありますので、そういった部分を学校のほうにも示しながらそういった利用ができないか、そういった検討もしてまいりたいなというふうに考えております。

また、PTAのほうからの要望等も毎年上がってきておりますけれども、どちらかというと施設の修繕、そういった部分がやはり大きなものになっていて、給食の全額補助といった部分まではまだきていない状況もございますので、早急に取り組まなければならない部分は何なのか、総合的に見て子供たちの幸せのために何が必要なのか、その辺を考えながら給食費の全額無料化についても考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。あと9秒です。

8番。

○8番（安井敬博君） 質問ではなくて、先ほど私、発言の中で図書館協議会の研修と言いましたけれども正し

くは日本図書館協会というところですので、ぜひご参考にしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時40分からです。よろしくをお願いします。

(午後 2時25分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

傍聴席の方も静かにしてください。

(午後 2時40分)

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） 時間を延長してこれから進めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） では、時間を延長して会議を進めたいと思います。よろしくをお願いします。

◇ 青山英樹君

○議長（角田秀明君） 通告7番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場にご参集の皆様、傍聴席にお越しの皆様方、お集まりいただきましてありがとうございます。お忙しい中を傍聴にお越しいただきまして心より敬意を表します。ありがとうございます。

それでは、最後の一般質問となります。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、入札の適正化ということについてお尋ねを申し上げます。

背景としまして、コロナ禍による景気の後退、そして、ウクライナの有事などの混乱の中で、円安がまだまだかつてないほどに進んでおります。加えて、半導体やアルミ、銅、樹脂等の部材不足は、物がつくれない状況を生み、加えて原油、石炭の高騰は原料、燃料、電気料の高騰へと転化しながらさらに円安も進行している。

このような社会情勢において、様々な公共事業への影響が懸念されますが、公共事業発注に関する入札は、その本旨たる競争性は担保されているのか、随意契約に偏って偏向していないか、また一者応札の割合が増えているかなど、入札の動向を把握すべき段階に来ているものと考えております。競争が働かないということでもコスト高となる可能性もあり、これらの点について検証したいと思ひ質問をさせていただきます。

質問事項としまして1点目、入札に関して入札参加者の動向、様態といいますが、入札額の動向、予定価格との比較を含みます、また、落札率等といった入札の状況等をお尋ねする次第であります。

2点目として、随意契約に付す場合の理由としてどのようなものがあるのか、その場合競争性は担保されているのか、具体的にお示しいただきまして、また、通常の一般競争入札、指名競争入札等の行為に対する随意契約に付す割合についてお尋ねをいたします。

3点目としまして、落札後発注されて実施された事業におきまして、後に追加契約、変更契約のことでありますが、このように変更される契約となって新たに予算措置された事案は何件あり、また、その割合はどのくらいになるのか、金額は幾らか、追加契約、変更契約がなぜ生じるのかその原因もお示しいただきたいと思ひ質問をさせていただきます。

2点目としまして、同僚議員のほうとも重複する部分がございますが、私なりの視点でお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

図書館の運営全般についてということでお尋ねいたします。

その背景としましては、11月より令和5年3月末日まで、今月末まで図書館が業務委託されました。令和5年4月以降は図書館の運営がどのようになるのか、議会において説明がございません。業務委託したこの5か月間は何がどう変わったのか。社会教育に基づく町民にとっての利益はどのようにもたらされたのかなどは不透明であります。法的、また、制度的にも業務委託が最善の取るべき手法であるかどうか疑問な点が多く見られます。そのために制度的なものについて、業務委託についてのお尋ねをする次第であります。

1点目としましては、今後の図書館の運営形態と根拠、事業展望についてお示し願ひます。例えば、指定管理者制度と業務委託はどのように異なるのか、法的な規制の有無、図書館運営業務における個別具体的な違いなど、また、業務委託については、仕様書においてその内容が定められておりますが、図書館の管理運営において教育委員会に残る業務というものは具体的にどのようなものがあるのか、選書についてはどのようになって選ばれているのか、委託者の決裁を得ることとなっているのか、実質的には受託者が選書を担うのではないのか、また、図書館利用者など町民の意向はどのように反映されるのかなどについてお尋ねをしたいと思っております。

2点目としまして、随意契約による民間委託について、民間委託等に関する基本方針では、「第5民間委託等の決定に当たった分析等」で、分析すべき事項を具体的に5つ列記しております。令和4年9月29日に開催された令和4年度第2回矢吹町文化振興審議会において、分析すべき事項の分析結果の提示を求められましたが、当日の提示ではなく後日の提示を答弁されたもののいまだ提示されていないことは不作為ではないか。分析結果の内容についてお伺いいたします。

3点目としまして、前項の、今申し上げました基本方針「第7民間委託等実現までの進行管理」では（3）入札の執行や契約の締結に際しては、競争性・透明性を確保した手続によるものとする規定されております。

しかし、矢吹町文化振興審議会において、民間委託の業者選定方法として「図書館業務に精通し、業務を受託している業者は限られていることから、県内自治体で運営実績のある業者との随意契約とする」と説明しております。随意契約が妥当との判断かどうかお伺いいたします。

そして、大きな第3項目としまして、住民要望や意見のまちづくりへの反映についてということでお尋ねをいたします。

ちょっと背景や経緯につきまして、言葉がちょっと足りなかったかなと思っております。いわゆる野崎町長

さんのときから町の中においてKOKOTTOができたり、あるいは公園、ポケットパークができたりして人のにぎわい等を町に寄せましょうというようなことでやってきた経緯があります。町民からも当然そう願いたいという声が多く寄せられているわけでありますが、それらとの関連性もありまして、町の中でどれぐらいの歩く人たちの人口が増えたのかというKPI等がありましたが、その辺を考えながら住民要望として最近聞かれることを2点ほど挙げてお伺いしたいと思っております。

まず1点目としまして、冬期間ではありますが、大池公園のキャンプ場で宿泊での滞在キャンプをする人々がおられます。金曜土曜となると結構この池が凍って白鳥が降り、寒い中をテントでキャンプで宿泊の方が結構おられます。残念ながらキャンプ場のトイレが冬期間使用禁止となっております、不便を来しているところがございます。矢吹町としての交流人口を増やす意味、また、にぎわいを取り戻す、あるいは矢吹町のPRにもつながる、そういう利便性をやはりもう少しよくして、そして、そういう人たちに対しての対応をされてはいかがかという声がありまして、それについてお尋ねいたします。

また、もう一点は、スケートボードが若年層を中心ににぎわいを醸し出しておりまして、オリンピックなんかでも活躍している10代の若者がおられます。スケートボード人口が増えてきており、当町でも以前は中町のポケットパークで行う子供たちがよく見かけられましたが、大池公園でも小さい子供から若年層の青年たちが楽しんでいる現状が見られます。

ポケットパークと大池公園にスケートボードの競技場のようなものをつくってみてはいかがでしょうか。長野県の松本市や茅野市では市営でスケートボードを行う施設が設置されているということがございます。そのような提案に対して、どのような考えでおられるのか、今後進められるのかお尋ねいたします。

以上、お尋ねいたします。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、入札の状況等についてのおただしであります。

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律等を踏まえ、これまで年間発注見通しや入札結果に係る公表の基準の改正を行うなど、適時、入札制度の見直しを実施し、競争入札の透明性、競争性、公正性の確保を図っているところであります。

入札参加者の動向につきましては、直近3か年の推移としましては、町内及び町内に支店を有する準町内の入札参加有資格業者に対する工事請負に係るもので、指名通知業者数及び指名通知件数は、令和元年度13社、316件、令和2年度14社、300件、令和3年度15社、432件となっており、いずれも前年度と比較して増加しているところであります。

入札額の動向につきましては、予定価格と入札額の比較により工事請負に係る競争入札の落札率の平均値では、令和元年度97.1%、令和2年度97.0%、令和3年度97.1%となっており、同水準により推移しているところであります。

落札率につきましては、発注者が適正な設計を行い、受注者が適正な見積りに基づいた入札を行った結果として表れる数字であり、また、業者間の価格競争によって低入札を引き起こすなど落札率の数字による是非の判断は大変難しい部分があるのではと考えております。

今後も公平かつ公正で透明性の高い入札及び契約事務に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、随意契約についてのおただしであります。随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号において定められているところであります。

具体的には、予定価格が定める額の範囲内である場合や、性質または目的が競争入札に適しない場合、緊急の必要により競争入札に付することができない場合、競争入札に付することが不利と認められる場合等となっており、本町におきましても法令に基づき適正な手続を踏まえた上で契約事務を行っているところであります。

一般競争入札及び指名競争入札に対する随意契約の割合については、設計額130万円未満の少額の随意契約を除く130万円以上の工事請負に係るもので、令和元年度は16件で20.5%、令和2年度は12件で20.3%、令和3年度は19件で22.4%となっており、同水準により推移しているところであります。

また、随意契約により執行したものの中でも、複数業者からの見積徴収により随意契約としたものは、令和3年度では19件のうち9件で47.4%となっております。

競争性については、入札、契約に係る事務に関し、適正な手続に基づき競争性が発揮されており、公平、公正に入札が行われているものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、追加契約についてのおただしであります。

当初の契約後に工事等の現場において条件等の変更が生じた場合においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「矢吹町工事請負契約約款」等に基づき変更契約による契約事務を行っているところであります。

令和3年度において、少額随意契約を除く工事請負に係るもので変更契約となったものについては55件であり、比率にして64.7%となっており、変更による金額は、当初契約額の総額8億993万3,000円に対して6,833万3,000円の増額、比率にして8.4%の増加となっているところであります。

変更契約となる主な理由については、当初の設計図書に条件明示したものについて、降雨による土砂の流入や道路通行者及び近隣住民の安全確保のための交通誘導員の増員、施設内の雨漏りによる劣化の進行など、工事の着手後に当初予見できなかった状況の変化によって工事量や設計条件、施工方法に変更を来したということが想定されるところであります。

今後も公共工事の安全と品質の確保を図りながら、公平かつ公正な契約事務を執行すべく取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大池公園キャンプ場内トイレの冬期間閉鎖についてのおただしでございます。

議員おただしのとおり、キャンプ場内の炊事場及びトイレにつきましては、凍結防止対策が十分されていないことから、冬期間において水道の凍結や設備の破損防止のため、12月1日から3月20日までの期間トイレの使用を停止させていただいております。

閉鎖期間内におけるトイレの使用につきましては、冬でも使用可能な新管理棟または直売所前のトイレを

ご利用いただくよう案内板等により案内しております。

町では、トイレ等の公園内施設について、公園施設長寿命化計画に基づき優先度の高い順から更新等を行うこととしており、キャンプ場の炊事場やトイレ等につきましても順次更新を行う予定となっております。

大池公園キャンプ場施設の更新時期につきましてはおおむね10年後となっておりますが、昨今のアウトドアブームによりこれまで以上に大池公園キャンプ場の利用が増えているという状況でございます。更新時期の見直し等がそのため必要であるかと認識しております。

今後、令和5年度に予定している大池公園整備計画見直しの際のワークショップや、第6次矢吹町まちづくり総合計画検証に係るアンケート調査の結果を踏まえ、町民や利用者のニーズを把握し、町を代表する観光資源の一つである大池公園の魅力を十分に発揮できるよう、さらに地域の活性化にも貢献できるよう、このたび新たに設置されます生涯学習課との連携も図りながら必要な施設整備等について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、中町ポケットパーク並びに大池公園のスケートボードの競技場整備についてのおたがしであります。

スケートボードにつきましては、2020年東京オリンピックより正式種目となり、日本人選手が金メダルを獲得されたということで競技人口が増加してきており、本町においても大池公園等でスケートボードを楽しんでいる姿が見受けられます。

議員おたがしの中町ポケットパークや大池公園への専用施設整備についてであります。中町ポケットパークについては、付近に寺院や多くの人家及び墓地等が存在することから、管理体制や特にやはり騒音等の課題を含め地域住民の理解が必要と考えております。

また、大池公園については、現時点でスケートボード場等の施設整備についての計画はありませんが、大池公園整備計画の見直し、先ほど触れました、において社会情勢の変化や町民及び利用者のニーズについて把握し、先進自治体の事例等を参考に新たな施設整備の必要性についても検討してまいります。

今後新たに設置されます生涯学習課とともに、スポーツ・レクリエーション振興の視点を含め、コミュニティバスをはじめ、コミュニティバス運行により他の施設との連携、あるいはこういった形でのトータルでの町として取組をしていくかということです、はじめとした公共交通ネットワーク事業やスポーツとデジタルを掛け合わせた先に言及しました「矢吹町スポーツ・デジタル振興プロジェクト」事業等との連携の可能性について検討を行い、総合公園としてさらに魅力ある大池公園となるよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関し、新たに指定管理者制度が創設されました。

この指定管理者制度と業務委託の違いについてであります。まず業務の範囲について、業務委託は契約範

圏内のサービスの提供であるのに対し、指定管理は使用許可などの行政処分も含む管理代行を行うものとなっております。

また、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとされております。

現在の図書館につきましては、業務委託での運営のため、仕様書で定めた範囲での業務を担っていただいております。このため、図書館の運営権、対外的な責任は教育委員会が持つこととなっております。

その他、教育委員会が自ら行う事務につきましては、仕様書には記載されていない施設の光熱水費、通信費などの支払い、各種管理委託契約事務、施設の修繕、改修、備品の購入、さわやか詩集作成業務の一部などについて携わっております。

また、議員おただしの選書についても、住民から図書購入申込書の提出によるリクエスト、ニーズ調査などを基に図書の選定を図書館職員が話し合い、図書館で選定された図書の支出を教育委員会で行っております。夏休み前には子供に合った本の購入、はやりの本や文芸書等の購入においては毎週購入する場合があります、町民のニーズに沿った対応を行っている状況にあります。今後も、住民の声を聞く姿勢を大切にし、サービスの向上を図ってまいります。

今後の図書館の運営形態については、現在、教育委員会で検討を行っているところでありますが、単年度の業務委託では図書館職員の雇用の安定化の面で課題があるため、長期継続契約や指定管理者制度への移行も視野に入れ次年度の運営状況を見ながら管理期間の長期化を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、民間委託等の決定に当たっての分析結果のおただしではありますが、平成17年7月に矢吹町行財政改革推進本部で示された民間委託に関する基本方針では、第5民間委託等の決定に当たっての分析等において、民間委託を行うに当たって検討すべき5つの項目が提示されており、図書館の業務委託に当たっては、これらの項目について次のように分析し、民間委託とすることを決定しております。

1つ目の町民サービスの維持向上については、現在の会計年度任用職員を引き続き雇用していただくことを条件としていることから、業務を民間に切り替えてもスムーズな移行が可能であり、サービスの低下がないこと、福島県内の自治体で運営実績のある業者と契約することでほかの先進的な取組の導入が可能となり、サービスの向上が図られるものと判断しております。

2つ目の町民の意向反映については、図書館の運営は平成20年度から令和2年度まで指定管理者制度を導入しており、その間、図書館利用者から民間での運営に対し苦情、要望等はなく、様々なイベント開催など好評であったことから、図書館の民間委託については町民に定着しているものと判断しております。

3つ目の経費節減と事務処理の効率化については、これまで施設管理者として管理職が常駐できない状況であり人事管理上課題があったことから、業務委託により専門的視点で職員に対し指示する体制が整い運営の効率化が図られること、委託料については主に職員の人件費となることから大幅なコスト増にはならないものと判断しております。

4つ目の他自治体における民間委託等の状況分析については、県内自治体全ての図書館に運営形態について調査を実施しているほか、幾つかの自治体については個別に連絡し情報収集を行っております。

5つ目の民間委託等の受入先として実績の確認、非営利団体活用の検討については、これまで図書館の運営を担ってきたNPO法人が他の業務に専念するため受託できないとのことを受けて、今回民間委託を進めてまいりました。また、受入先としては、県内自治体を調査し運営実績のある業者を選定して契約とすることで判断することとしております。

以上が分析結果となっており、この内容に関することについては、分析すべき5つの事項としてお示ししているわけではありませんが、令和4年9月29日開催の文化振興審議会で「図書館業務の民間委託について」と題した資料を配付の上、説明しております。

なお、県内自治体の聞き取り調査の結果については、近日中に審議会を開催し説明することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、図書館業務の民間委託に関する業者選定方法についてのおたがしですが、「民間委託等に関する基本方針」では、「第5民間委託等の決定に当たっての分析等」の5つ目「民間委託等の受け入れ先の検討」において、「事業達成されるべき成果が得られる能力を保有していること」、「信用、実績等の的確性を有していること」が民間委託を行うに当たって検討すべき項目として定められております。

教育委員会では、本方針に基づき福島県内自治体全ての図書館に対し運営形態について調査を実施し、民間委託、指定管理の受託実績のある団体を確認しております。

このうち、地域に根差したボランティア組織など本町での運営が困難な団体を除いた全ての団体4社を選定、見積合わせの上、ナカバヤシ株式会社を委託先として決定しております。

以上のことから、競争性、透明性は確保されており、本契約は妥当であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、入札に関しましてですが、入札に関する落札率は数値としていただきました。令和元年度97.1%、令和2年度97.0%、令和3年度97.1%と同水準、ほとんど小数第1位がコンマ1の違いだけで、あとは同じというのは非常に近寄った数字になっております。

私のほうで、ちょっと理由として、落札率の数値による競争性とか公正性とかそういう透明性とかの判断は大変難しい部分があるというような答弁をいただきましたけれども、まず、その理由として業者間の価格競争によって低入札を引き起こすことなどという理由挙げられているんですが、そういう事実はあったのかどうか。事実があるのであれば事例を一緒にお示ししたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

令和4年度でございますが、下水道のマンホールポンプの設置工事について1件、低入札となった案件がご

ざいます。

以上です。

- 11番（青山英樹君） 落札率は。
- 議長（角田秀明君） 一問一答だから。
- 11番（青山英樹君） 併せてと言ったんですけれども。
- 議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

- 11番（青山英樹君） 令和4年度に低入札の事例が1件ということでございましたということでございますが、では、その低入札というのはどれぐらい低いのかちょっと分かりませんので、落札率をお示しいただければお願いします。
- 議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

- 企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。
その前に、今ほど、件数1件と申し上げましたが、申し訳ございません、3件でございました。それについてはちょっと訂正させていただきたいと思います。
それで、落札率については、そこまですぐに資料を持っていない状況ですので、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

- 議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

- 11番（青山英樹君） 競争入札の透明性、競争性、公正性の確保、また、それを判断するという点に関して、ただいま令和4年度で低入札が3件あったということでございます。その3件ということが、それほど今言いました透明性、競争性、公正性の確保を判断するのに重要な要素というふうになるのかどうか、その辺の根拠をご説明いただきたいと思います。
- 議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

- 企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。
低入札について、重要な要素なのかというところのおたしだと思っておりますが、低入札については、この入札の中の一つの結果でございまして、それだけで落札率であったり適正化であったり、公平性というところの競争性が働いているかどうかというところでは判断は難しいかなと考えております。

以上でございます。

- 議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ちなみに、落札率に関して言いますと、よく石川辺りの業者さんからは、矢吹町は高いなどよく言われます。私もちょっと気になって石川町のほう、ホームページ等で公開されているもので令和1年、3年、虫食い状態で見たんですが、令和1年が91.25%、令和3年が94.47%、矢吹町ですと97ですから、やっぱりかなり違ってくるなと思っております。

震災前の段階でありますと、当町におきましても落札率は89%とか91%とかということでございました。

この落札率がこうやって数字が違ってくるというのは一体どういう理由なのか、その辺というのは何か特別な理由があるのかどうかお尋ねしたいんですけども、競争入札の透明性、競争性、公正性という観点からいってこの落札率自体というのは全く別にその要素、公正性とかそういったものを図る要素としては全く関係ないということなのかどうか、そういったことも踏まえてこの違いというものをどのように捉えたらよろしいのか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

他市町村と比較して矢吹町が落札率が高いというご質問でございますけれども、実際に周りの市町村で落札率が何%なのかというところは、調査したことはございません。その工事の内容であったり種別であったりということが現時点で不明でございますので、この場でお答えすることはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 控えさせていただきたいというご答弁でしたが、今回、私、質問した中でいわゆる入札参加者の動向、入札者の数とかあるいは入札額の動向とかどのような形でもって決まってくるかというその様態がちょっと近年変わってきているわけなんです。平成28年度から予定価格の事前公表というものがされなくなりました。27年度までですと、落札率が99.4%なんていう事例もありまして、残りが0.6%という1%満たない中に7社が入っていて、どの社1つオーバーしていないというような状況が数多くあったんです。

平成28年に予定価格の公表をストップしましたならば、その4月に予定価格をオーバーする会社が2社ぐらい出てきたんです。ところが、それも1件か2件かそんなものでした。それ以降、全てまた100%以内に収まる入札になりました。

入札制度としては、28年度を境にしてそのように違ったんですけども、それまでも高落札率並びに、今、申し上げました0.6%という1%いかない中に各社がこぞって入ってくるというその理由はということに対しての答弁がありましたが、いわゆる積算するシステム、ソフトを皆さん共有していて、それが理由となってそんなに落札率、要するに予定価格との差が出ないがために落札率が高く、しかもオーバーするところがないという理由だったんです。それについては、改めて確認したいと思うんですけども、そういうお話だったと思うんですけども、いかがでしょうか。間違いはないでしょうか。

○議長（角田秀明君） 青山君、28年とか29年のやつは今、資料もないし、通告してもおこななかったことだから、それはもしあれだったら後で資料的に出してもらおうということではいかがでしょうか。

○11番（青山英樹君） はい、分かりました。

○議長（角田秀明君） 資料がないわけですから。

○11番（青山英樹君） 後日確認ということで。

○議長（角田秀明君） では、再質問してください。

○11番（青山英樹君） よろしいですか。

○議長（角田秀明君） 通告に従って質問してください。お願いします。

○11番（青山英樹君） 落札に関してということで。

当時、そういう入札、落札に対しての予定価格の変更というものが表示をしないということがあって、そのようになって。今回、また近年の落札の動向を、様態というのを見ていきますと、以前は先ほど申し上げましたが、1%にも満たない中にあってもオーバーすることなく業者さんが入札してきたわけなんです。

それが、最近では、例えば7社いると1社だけが予定価格以下で、6社が全部オーバーしてくるんです。そういう事例が多く結構見られるんです。そういう動向、様態の変容というのがあるんですけども、その辺はなぜそのようなことになってきたのかということ、令和4年度なんかもそうですが、令和元年度もそうでした、そういった傾向の落札が行われてきているということに関しては、どのように捉えておられるのか、お示しいただきたいと思います。

〔「執行部が答えるべき内容ではないと思います。質問にふさわしくないと」
と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 何でふさわしくないんですか。

○議長（角田秀明君） 分からないなら分からないと。 分からないんだ。

〔発言する者あり〕

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

どういった工事なんだか、何件なんだか。すみません、その辺のところはちょっと私なかなか理解できない部分もありますし、なぜかというところは、その工事に当たって企業さんが1件1件聞かないと分からない状況ではございますので、この答弁をもって再質問の答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 何をもって競争入札の透明性、競争性、公正性というものが確保されているというふうに判断したらいいのかに関して、私、議員としても議会としても司法的な権限というのは全く与えられておりません。客観的なものとして判断せざるを得ないですが、今、ちょっと声が独り言のようなものが聞こえま

したけれども、主観的なことになってしまいますので、私も独り言は言いたいほうなのですが我慢しながらいきたくております。

今、申しあげましたように、やっぱり客観的なものがなかなかないと、やはりこれを判断しろと言っても何とも数字だけを申し述べる、事実だけを申し述べるに私はとどめておこうと、そうせざるを得ないなというふうに思うんですけれども、数字としては今、今回申しあげたような落札率についてご報告かたがた疑問を尋ねたわけでございます。

次に、随意契約についてもちょっとお尋ねをしたい。

随意契約については、これ地方自治法施行令の167条の2第1項第1号から9号までいろいろありますけれども、説明もありました。随意契約に付するのは、緊急の必要によりという緊急の場合。あとは、競争入札に付することが不利と認められる場合。緊急というのは災害とか様々なそういう部分で理解もできるんですけれども、災害とかそれ以外にどういう場合が日常的に、災害でないとした場合には日常的にはどういう場合が緊急としてあるのかなという事例があればお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

緊急の場合の事案としてはどのようなものがあるかとのおたがしでございますが、本当に緊急については、災害に関するもの、至急現場工事を行わなければいけないものというものが主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 続けて、競争入札に付することが不利と認められるというのはどういう場合なのか、競争入札をして不利になるというのは一体どういうことがあるのかという、それで随意契約をするんだということがちょっと具体的に分かりませんので、これもどういった事例があるのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

不利な場合というものはどういった事案があるかとのおたがしでございますが、例えば、災害復旧工事の中で、補助事業で工事を行う場所もあって、その隣に補助事業ではなくて単独事業、町の事業で行うものがあります。現場が隣接しているもの、そこには のところが被災がひどいという状況がございますので、そこに現場がすぐ隣であったり近くであったりということだと重機が既に入っておりますので、そういったところについてはなかなか入札に適さない、競争の入札に付することがちょっと不利と認められるというところの条件に当てはまるものではないのかなということで考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今のような場合におきましては、見積合わせ、見積徴収というのは省略されるのでしょうか。それとも、見積徴収を条例に従ってやっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

見積徴収しているのかとのおただしでございますけれども、見積りをいただいてそれで発注もしておりますので、見積徴収しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○11番（青山英樹君） 今、見積合わせをしているというようなことでありましたが、今、随意契約について、2点ほどどういう事例があるかというのを聞きましたが、そういったものを私の町のほうの入札結果契約内容等一覧表の中に、説明する欄がありますので、そこにもうちょっと書き足していただけたらどうかという質問もしないで済むので、まして公正性、透明性というのが担保されるわけですから、そういう工夫をされることを考えるんですけれども、そこに関してはいかがでしょうか。こういった問題に関してはお互いにいい気持ちで話し合いたいと思いますので、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今現在の調書の中では、条文の記載にとどめているところになっております。

その理由についてもう少し詳細にというところでもございましたので、その点については、指名委員会等の中で協議させていただいて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 変更契約についてお尋ねいたします。

変更契約が生じると申しますか、変更契約を結ばざるを得なくなる事由というのはどういったものがあるのか、何種類も理由というのがあるのかどうか、そこも併せてお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

変更契約についての事由として何があるのかというところのおただしでございますが、工事については、工事の安全と品質を確保した上で所定の工期内に事業完成させて、そのために日常的に発生する現場の条件の変更であったり、受注者の責めによらない事項によるということで、業者さんと町、発注者側のほうで設計変更が必要と思われることについては、適切に設計変更は行っていくべきであると考えております。

その中で、特に必ずこれについては設計変更があるのかというところのことは定まっているわけではございませんが、その当初行っていた設計内容に現場に合わせて、状況に合わせて変わるべきところがあるものについては設計の変更増もございまして、変更の減についてもさせていただいている状況でございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 設計変更を余儀なくされてしまうというような答弁になるのかなと思います。

設計変更されるということは、要するに下準備の段階で問題があるんでしょうか。件数にして55件という、比率で64.7%というのは結構多いんですけども、設計変更においてちょっと何か、この数字を見ても問題が毎回出てくるということは、どこかに原因があるのかどうか、どのように思われるかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

変更契約についての原因として何があるのかのおただしでございましてけれども、特に土木については、現場の全てを把握することは困難な状況があります。

実績精算による変更があるというところはあります。設計についても、全て延長の範囲内全てを精査した上で当初発注しているわけではなくて、スパンごとに標準断面を切ってその中で設計を組んでいる状況がありますので、現場に下りた中で、その中で影響範囲の中で何か発生した場合には変更が生じてきているというところも事実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） そうしますと、この変更契約ですが、55件、比率で64.7%というんですからかなり高い率ですけども、これは今後としても、あるいは入札という制度、公平性とかそういったものをひっくるめても、今やっているやり方というものに関しては検討課題として捉えられることなのかどうか、どのような認識なのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

変更の件数が多いということについての課題ということですが、変更というのは、必要な現場で起きた変更について適正に契約上も変更するということですので、先ほど企画課長からもありましたように、土木の場合ですとどうしても変更が設計とのバランスの中で出てきますので、件数がどうのこうのというよりは、やっぱり必要な変更はしっかりと今後も変更をしていくと、それによって品質をしっかりと確保していくと、そういうことですので、件数がどうのこうのではなくて、必要な変更は今後も行うということであります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 変更契約の根拠とかではなくて、その率とか比率の高いことに関して、いわゆる課題として取り組まなければならない事項というような認識があるかないかをお尋ねしておりますので、もう一度お答えいただけませんか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

課題ということなのですが、先ほども企画課長からもありましたように、土木の設計自体が変わらない限りは、土木の設計が本当にセンチ単位で測量して設計をすれば、もしかすると変更は少なくなるかもしれませんが、今の標準断面を切った設計であれば当然変更が出てきますので、それを適正に業者とも共有しながら進めていくということですので、設計の考え方が変わらない限りは今後も同じような形でこの変更は出てくると思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 変更契約が行われていく、設計変更等によって起きているということを考えていったときに、かえって入札に入ってくる業者さんのほうがその辺を見込んでいて落札金額という入札金額を若干高くしてくるといったところでの落札率が高くなっているとか、そういった影響というのはないんでしょうか。あるかないかによろしいですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

当初の設計している部分の中に見込まれている設計の数量に応じて各企業さんは設計しておりますので、変更を見込んだ上でということはありませんと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） そうしますと、この変更契約の金額というのはそんなに多くない、全体の入札、落札額からいくとそんなに大きい金額ではないんですが、比率が高いというところがあります。これは一つの見方なんですけれども、結局予定価格自体が安過ぎる、低過ぎるがためにそういった落札率が上がってくるんじゃないかというような意見も業者さんからは聞こえるんです。その辺、いかがなものなんですか。

ある業者さんあたりに聞けば、矢吹はちょっと予定価格が低過ぎるんだ、厳しいんだというような言い方をする人もおられるんです。そういった意見を聞きますと、やっぱり適正性とか公正性とかそういったものからいくと、やっぱりちょっと私が見ている感覚とは違うのかなということ、現場のほうから言われているような気がしているんですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。安過ぎるからこういったことが起こるんだとか、落札率が高くなるのはそういう理由もあるんだというようなことなんですけれども、どのように考えられるかお考えをお示しください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

設計額、予定価格が安過ぎるのではないかというようなご質問ですが、まず、土木の設計額については、県の標準の単価を使用していますので、それに基づいて発注していますので、矢吹であってもどこの市町村でも同じ単価が採用されているということと、あと、最近のコロナ禍であったりウクライナ危機での単価の改正も本年度に入ってもう12回ほど行われています。月1回以上、最新の単価でもう今、全て上がっていますが。そういった中で県の基準単価も市場単価に合わせて修正がかかっておりますので、安過ぎとかそういうものではなくて、当然その時点での適正な単価で設計をしておりますので、予定価格も適正な予定価格になっていると思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 入札については、最後ちょっとお聞きしたいと思います。

今、福田課長のほうから答弁いただきましたが、県のほうの適正単価ということでどこでも同じだとおっしゃいました。であれば、先ほど申し上げた石川町との落札率の差というのは一体何なんだと私は思ってしまうんですけれども、どのように説明されますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

同じ単価を使って石川町と矢吹町の請負差が違うということでありますが、こちらにつきましては、当然適正な価格での予定額の設定でありますので、最終的には業者の判断になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、図書館の運営のほうについて、お尋ねをいたします。

ちょっと時間がないので。まず1点目として、図書館の運営全般についてということで2点目でお尋ねいたしました民間委託等に関する基本方針平成17年7月の部分について答弁をいただきまして、5つの点についての分析結果ということでご答弁いただきました。それで、最後のところで分析結果となっており、この内容に関係することについては令和4年9月29日開催の文化振興審議会図書館業務の民間委託についてと題した資料を配付の上説明しておりますという答弁をいただいたんですが、これ、議事録を見ますと、今後まとまりましたら提供いたしますという答弁になっているんですけども、ここの部分は事実と違うのではないかと、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

議事録の内容と違うのではないかとということですが、民間委託等に関する基本方針のこちらの5項目については、特別なものではなくて、民間委託をするに当たって一般的に検討すべき内容となっております。こちらの内容を網羅した資料をお配りした上で説明を行っておりますので、このタイミングで提出されていなかったのが各市町村の図書館の運営の状況、こちらについては答弁にありましてお配りがされておられませんので、こちらについて後ほど提出するということでの内容となっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 私の手に文化振興審議会議事録がちゃんとございます。令和4年9月29日木曜日ということで、先ほど答弁いただいた日にちです。会議名、令和4年度第2回吹吹町文化振興審議会とありまして、その12ページ目に今後まとまりましたら提供いたしますということですから、これは、示されていないのではないかとこのように思っていて、私もこれに関して、まずこれが事実です、今後提供しますということでこの場では提供しないのではないかと。また、もう一つ、社会教育委員会さんのほうの資料でもって、今の5点については非常に簡単に、物すごく少ない文書でもって説明されているものがありまして、これでは説明にちょっと値しないなというふうに思うんです。

その資料もありまして、メリットとしまして、図書館業務の民間委託についてということを出されている文書です。メリットとして民間活用を生かした住民サービスの向上、レファレンスサービスなど充実、専門的情報の提供、高齢者、障害者サービスの充実等、こういった見出ししかないんです。雇用の安定化、会計年度任用職員としての単年度雇用から社員としての複数年度雇用、3点目で人材確保競争が激化する中で安定した人材の確保、4点目として責任者を配置することによる業務支援体制の充実、これでは今、申し上げた5点に対する説明にはなり得ないです。

ですから、取りあえず説明をされたというその答弁にあった事実関係は、これはなかったんじゃないかという
ことで、その確認を私は改めていたしますが、いかがですか。

○議長（角田秀明君） もう一回。止めているから大丈夫ですから。今の発言、再度。

○11番（青山英樹君） 再度お聞きします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

文化振興審議会の中でお配りした資料の中では、民間委託の基本方針にのっとった5項目に対して、詳細に
分類した上での資料の提示は行っておりませんが、その項目については全て網羅した形で資料を配付して
おりますので、そちらで説明はできているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問しますか。あと10秒です。

○11番（青山英樹君） 10秒ですか。

○議長（角田秀明君） 10秒だよ。

○11番（青山英樹君） 独り言で終わりにたくないですね。

では、分かりました。これはまた後日。失礼いたしました。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結をいたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたしたいと思います。

お諮りをいたします。議案第18号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第
17号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号については、6名の委員をもって構成する第二予
算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、私、議長において指名をしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたしたいと思います。

お手元に配付しました第437回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたしたいと思
います。

お諮りをいたします。議案第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、
第14号、第15号及び第16号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託する
ことにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、3月1日までに受理しました陳情は8件であります。会議規則第92条及び第95条の規定により、お手
元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

本日は、誠にご苦労さまでございました。

（午後 4時00分）

令和5年3月22日（水曜日）

（第4号）

令和5年第437回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年3月22日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第4号・第5号・第8号・第9号・第10号・第11号・第15号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第6号・第12号・第13号・第14号・第16号
陳情第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第18号
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第17号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 8 発議第 2号 矢吹町議会の個人情報の保護に関する条例(案)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	三 村 正 一 君	8番	安 井 敬 博 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	富 永 創 造 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭 君	副 町 長	小 松 健 太 郎 君
教 育 長	大 杉 和 規 君	企 画 総 務 課 長	佐 藤 豊 君
危 機 管 理 監 兼 企 画 ・ デ ジ タ ル 推 進 室 担 当	阿 部 正 人 君	ま ち づ く り 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君
会 計 管 理 者 兼 総 合 窓 口 課 長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保 健 福 祉 課 長	正 木 孝 也 君	農 業 振 興 課 遊 水 地 対 策 室 長	角 田 良 次 君
商 工 推 進 課 長	柏 村 秀 一 君	都 市 整 備 課 長	福 田 和 也 君
上 下 水 道 課 長	有 松 泰 史 君	教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	国 井 淳 一 君
子 育 て 支 援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 氏 家 康 孝 副 局 長 神 山 義 久

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎発言の訂正

○議長（角田秀明君） 日程に入る前に、過日行いました一般質問において、町長より答弁の誤りがあり、一部訂正したい旨の申出がありました。議長において申出内容を確認し、会議規則第64条の規定に基づき訂正を許可することにいたしました。

なお、訂正箇所について町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。

3月10日から開会いたしました定例会におきまして、議員の皆様には本会議並びに委員会を通じ、慎重審議いただきましたご労苦に対し、心より敬意と感謝申し上げます。

第437回矢吹町議会定例会第5日目の青山議員の一般質問において、企画総務課長が答弁申し上げました内容について、一部誤りがありました。最終日の日程に入る前に発言の機会をいただき、感謝申し上げます。

それでは、ご説明をさせていただきます。

訂正箇所につきましては、青山議員の再質問に対し、「令和4年度入札において低入札となった件数は3件」と答弁いたしましたが、誤認による答弁内容であり、「令和4年度入札において低入札となった件数は4件」と発言の訂正をお願いするものであります。

なお、今後、簡潔で明瞭な答弁に努めるとともに、町民本位のまちづくりを進めてまいります。議員の皆様には、引き続きのご支援とご教示を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る3月14日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第11号、第15号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第15号

を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴席にお越しいただいた皆様、お忙しい中、誠にありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会の審査を報告いたします。

第437回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第11号、第15号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第4号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、軽自動車税の減免手続を簡単にし、申請者の負担を軽減する条例改正案であり、具体的には、軽自動車税の減免申請において、前年度に減免を受けた納税義務者が継続して申請を行う際に、所有している軽自動車や障害者手帳等の内容に変更がない場合は、記入事項や提出物の一部を省略することができるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、児童クラブの利用希望者数が定員を超えた場合に、児童1人につき必要な面積や職員体制等が基準を満たしており、児童の健全育成に支障がない環境が確保できると認められた場合に、定員を超えて入所させることができるよう新たな規定を加え、また、利用者数が増加傾向にある三神小学校児童クラブの受入れ定員を増やすためのものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、国家公務員の定年引上げと同様に地方公務員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられること、組織の活性化を促すため、管理監督職上限年齢を60歳とする役職定年制度の導入、60歳到達後の最初の4月1日以降、給与月額が7割水準となる等の改正があります。

本町におかれましても、改正法に対応するため、12月定例議会において定年延長に係る条例改正を行いました。給与月額7割水準となる改正に対応する条例5つについて、条例中に規定、引用する法令等の条項改正、再任用短時間勤務職員と再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める改正、60歳到達後の最初の4月1日以後、給与月額が7割水準とする改正等を行う条例を制定し、また、昨年10月の県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等による職員の通勤手当支給上限額の変更及び矢吹土地改良区へ職員の派遣を可能にする

改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定を、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加え、懲戒権に関する規定を削除するため、関係する3件の条例について一括して所要の改正を行うため、条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町個人情報保護法施行条例。

本案は、国の行政機関や各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定・運用の相違により生じていた施策上の不均衡・不整合の是正等を目的として、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、令和5年4月1日からは、それぞれの条例に代わり、法による規定が一元的に適用されることとなったことで、法において条例で規定することとされている事項等を定めるために、令和5年度から現行条例を廃止し、本条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町情報公開・個人情報保護審査会条例。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるため、現在、規則で定めている矢吹町情報公開・個人情報保護審査会を条例に規定するため、本条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号 第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の一部変更について。

本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想の中で、総合計画を中心としたまちづくりを目指すとしており、この理念は、総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策・施策・事務事業を明らかにすることで、開かれた役場の実現を目指すとともに、事務事業については追加・変更・廃止を行い、より計画性が高い基本計画として洗練するものであり、この基本計画には、計画期間中の事務事業を全て掲載し、これらを追加・変更・廃止する場合は、議会の議決案件とすることで議会との政策形成の合意を図り、その内容を町民に公表しながら、町民・議会・役場が一体となったまちづくりを推進することが総合計画を中心としたまちづくりの基本的な考え方であるため、令和5年度事業実施計画の策定に当たり基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求められているものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまです。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第4号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 矢吹町個人情報保護法施行条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 矢吹町情報公開・個人情報保護審査会条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第6号、第12号、第13号、第14号、第16号、陳情第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第6号、第12号、第13号、第14号、第16号、陳情第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆様、改めておはようございます。また、傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。

産業民生常任委員会審査報告書。

第437回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から8までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

9、審査結果。

当委員会に付託されました議案第6号、第12号、第13号、第14号、第16号及び陳情第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第6号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日より出産育児一時金の金額が引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町太陽光発電設置事業と地域の調和に関する条例。

本案は、本町において、地域と共生し調和の取れた太陽光発電事業を促進するために、太陽光発電設備の適正な設置等の推進に関して必要な事項を定めることにより、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全と災害の防止を図ることを目的に、本条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町犯罪被害者等支援条例。

本案は、本町における犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、または軽減及び生活の再建を図ることを目的とし、見舞金及び転居費用助成金を支給するため、新たに条例を定めるものであります。

主な事業の内容としては、犯罪被害者またはその遺族への見舞金、犯罪被害により転居を必要とする者への転居費用の助成を実施し、犯罪被害者等が早急に被害等から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、事業の実施を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町中小企業・小規模企業振興基本条例。

本案は、中小企業者及び小規模企業者が本町において果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務及び中小企業者等の努力等について明らかにするとともに、中小企業者等の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その振興に関する施策を総合的に、かつ計画的に推進し、もって地域内経済の循環をはじめとした本町経済の活性化及び住民生活の向上に寄与することで、持続可能な地域社会の形成を図ることを目的として制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 権利の放棄について。

本案は、矢吹町水道事業給水条例に基づく水道料金債権について、債務者の所在が不明であり債権の消滅時効期間を経過していることや、債務者が破産している等のことから、債権回収が著しく困難であり今後の徴収が見込めないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、これらの債権を放棄するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する支援制度を求める陳情。

本件は、加齢性難聴者の補聴器購入について支援制度を創設するよう求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

本件は、政府関係機関並びに福島労働局に対し、福島県の最低賃金の引上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第3号 北町地区生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、北町地区生活道路の舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 一本木地区内の生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、一本木地区生活道路の舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第5号 町道東郷15号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道東郷15号線の舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第6号 町道田町5号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道田町5号線の舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第7号 三城目横石地区生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、三城目横石地区生活道路の舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第8号 南沢地区生活道路の舗装に関する陳情書。

本件は、南沢地区生活道路の舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第6号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 矢吹町太陽光発電設置事業と地域の調和に関する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第13号 矢吹町犯罪被害者等支援条例を採決いたします。
お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第14号 矢吹町中小企業・小規模企業振興基本条例を採決いたします。
お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第16号 権利の放棄についてを採決いたします。
お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、陳情第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する支援制度を求める陳情についてを採決いたします。
お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。
次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第3号 北町地区生活道路の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第4号 一本木地区内の生活道路の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第5号 町道東郷15号線の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第6号 町道田町5号線の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第7号 三城目横石地区生活道路の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第8号 南沢地区生活道路の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第18号を議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） それでは、第一予算特別委員会審査結果報告。

第437回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第18号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第18号 令和5年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。令和4年度当初予算と比較して2.3%の増となっております。

討論に入り、青山委員から、西道路の舗装に関して、一部の限られた人たちの利益と考えられる、エリア計画を明確に立て、改めて町民全体の利益を踏まえた上で舗装となるよう方策を取るべきとの考え、また、あゆり温泉について、指定管理料が上がっており、コロナや震災等により休館が多く、また食堂等が運営されていないなど、町民の利益よりも負担が増えていることから、令和5年度予算に関して、一部、あゆり温泉の部分に反対すること、図書館についても、業務委託料、運営費用が指定管理料よりも1,000万円ほど上がっており、その中で住民サービスが明確に打ち出されていない点、文化センターに関して、企画を重視した運営が打ち出されておらず、ただ単にハード面、施設整備だけの運営に偏っているなど、住民サービスに関する議論を踏まえたほうがいいとの観点から反対する討論があり、一方、芳賀委員からは、各課からの説明を受け、特に第6次矢吹町まちづくり後期計画の中で、重点プロジェクトであるデジタル田園タウン構想事業、DXの推進において企画デジタル推進課をつくり、町を挙げてデジタル推進をすること、遊水地整備事業も始まっており、力を入れて取り組んでほしいとのこと、また、教育関係において、GIGAスクール構想による子供たちのタブレット学習が始まっており、ICT支援員を2名から4名に増員する計画や電子黒板を導入すること、PTAからの要望を吸い上げた予算であること、そして、全体的に町民の福祉による予算であると見られることから賛成する討論がありました。

挙手採決の結果、可否同数となったため、委員長採決により可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、議案第18号 令和5年度矢吹町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

ただいまの委員長の報告にもございましたが、改めて付け加えたいこともありますけれども、まず新町西道路の整備に関してであります。残り、舗装等を残しておりますけれども、一般的に道路自体が使い勝手があまりよくない。いわゆる南から北に行った場合においては、郡山方面の4号国道への出方が非常に不便であり、危険性が伴っている、そういったところ。

また、開発という点については非常に賛成するところがございますが、やはり町民全体の利益を考えた全体の奉仕者という立場から、改めて、いわゆる土地所有者の方々もおられますけれども、やはり町全体の利益に資するような方向の下に、町がもう少し全体的に利益を生み出すような方策、例えばエリアをひっくるめて、早期に開発の計画を立てる等によって、そういったことが解決されるものと思います。

そういう点において、今のままでもって道路を舗装にしまうと、一部の者の便宜というような観点のほうが強くなってしまいうために、私としては、全体の奉仕者という立場、また全体の町民皆さんの利益になるように、エリアとして有効な発展を願いつつ、この予算に反対いたします。

また、あゆり温泉、健康センターに関しましても、今日この資料を頂きましたけれども、令和5年度におきましては、単純に見ますと、歳入等におきましては1.3、つまり3割程度の増額、3割5分、6分、3割2分、ゲートボールは3割2分ですね。健康センター、あゆり温泉においては3割6分、温水プールについても3割6分ほど、基本協定よりも多く見込んでいるところがございますが、いわゆる歳出面は今申し上げた数値で多く見込みます。歳出は多く見込んでおりますが、歳入自体は1.1倍というふうな見込みでございまして、当然これはマイナスしてくるのは当たり前と。このような予算になっております。その指定管理としての持ち出し分が5,866万ということで、年々指定管理料イコール町の持ち出しが増えてきている。十数年前には、当初は2,500万ぐらいでもって終わっていたものが、年々増えていっているということにおいて、事業を行う、あるいは拡大していくと1億5,500万という総額になってくる、そのような内容でございます。

これは、次年度以降、義務費として債務を負担されるわけですから、必ず出ていく負担分なんです。そういったことを考えると、やはり今見直しをしていかなければならない時期じゃないのかというふうに思うわけです。

当然、町民の方からは、かえって共同浴場形式にして、施設等に関しての一部部分は飲食店等に貸借でもってお貸しするようなことも考えられるんじゃないかといった意見もございますので、そういう意味も踏まえて、改めて考える余地があるものとの判断で、この点を踏まえ、反対をいたします。

また、業務委託等の点がございます。本当に民間委託というものは、民間にできることは民間にという観点で進めていかねばと思いますけれども、実質的に民間にできることが何で官ができないのかというようなこともございます。やはり、町民の皆様方の利益を考えつつ、改めて皆様で協議を、改めて自分も含めお願いしたいという思いでもって、反対をいたします。

以上でございます。皆様のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 次に、賛成の討論がある方、ありますか。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、議案第18号 令和5年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度当初予算につきましては、施政方針においてデジタル田園タウン構想事業を核とし、行政DX、地域DXが連動する取組を実行し、町民の皆さんの利便性向上や業務の効率化を目指すデジタル化、オンライン化の推進に取り組んでいくものとしております。

また、子育て世帯に選ばれるまちを目指した人口減少の対策に関わる各種事業の推進、国の大規模プロジェクトの推進として遊水地対策、国道4号4車線拡幅事業の推進、さらに農業政策、移住促進、企業誘致、子育て支援、高齢者等支援、防災・減災の6つを重要施策として位置づけ、将来に希望の持てる活力のあるまちづくりを目指した調整運営に取り組んでいるものとしております。

これらは、町民本位のまちづくりを目指すため、町民目線を重視した行政サービスを第一に考え、生活の安全、福祉の充実に努めていくものと認識しております。

教育面でも、ICT教育の推進に力を入れていくことがよく分かる内容となっております、子供たちのためによく考えられた内容となっていることがうかがわれます。

特に、社会資本整備総合交付金を活用し来年度実施する新町西線舗装工事は、町と地権者会が緊密に連携してきた結果であり、町道が供用開始されることにより、当該エリアの一体的な開発が促進されるものと期待しております。

国道4号4車線化の整備が進められる中、その隣接地となる町道新町西線が完成することは、当該エリアだけでなく町全体の発展に寄与できると認識しており、町政発展のため、最も大事な事業であると思います。矢吹町に企業が増えれば雇用の機会も広がり、若者の定住促進、移住者の増加も見込まれることから、仕事の場の確保は必要不可欠な条件であると思います。

子育て世帯に選ばれるまちを目指す矢吹町の政策に疑いなく合致した道路整備であり、地権者の皆様はもとより、多くの町民の皆さんも早期開通を望んでおり、本案に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。反対討論でございますか。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） それでは、議案第18号 令和5年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論をさせてい

たきます。

青山議員からの反対の意見ありましたが、それに加えさせていただく形で討論させていただきますので、青山議員からの意見と同じものについては省略させていただきます。

私から加えたい点は2点あります。

まず、1点目につきましては、今回の予算の中で、学校給食費の無料化の点について、これまで半額助成がされてきておまして、保護者の方等からは大変喜ばれているところではあるんですが、今、この学校給食費については、全国的にもこの給食費の無料化を進めている自治体も増えてきております。

また、県内においても、昨今のコロナ禍による不況、また賃金が上がらないなどの不況等によって、学校に保護者が支払うお金の中でも大きな部分を占めております学校給食費、これについての無料化を、全額無償化を進めている自治体も多くなってきている。また半額補助、またそれ以上の補助なんかもやっている自治体も増えていっているということで、やはりこの保護者世代の負担軽減を図ること、また、子供が親の収入なども気にしないで十分な栄養を取ることができる、そのことは大事ではないかなと考えます。

この間の基金等も増やしていることや、また財政状況も少しずつよくなっている中で、やはり子育て世代に選ばれる自治体を目指すためには、給食費の無料化、やるべきではないかなと思います。その点がなされていない点で、1点目は反対。

そして、2点目でありますけれども、今回の予算の中で、昨年11月より行われてきました図書館の民間への業務委託、それがまた継続される予算が組まれている。文化センターにつきましても民間委託がされるということでもあります。この文化センター、そして図書館、どちらも教育施設であります。1つは、町民の文化の向上によって文化的な生活を営むための権利を保障する場所が文化センターであり、そして図書館は、町民が様々なことに対して知ること、そのための権利を保障する場所でもあります。

そのためには、教育施設に関して、この文化センターと図書館に関しては、年間計画を町民の意見なども十分取り入れながら、その運営方針、そして図書の購入方針などを立てる必要があると考えますが、民間への委託ではなかなかそれが難しいのではないかなと考える点であります。

その2点につきまして付け加えさせていただく形で、反対の討論とさせていただきます。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 次に、賛成の立場での討論がありましたら。

ありますか。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） では、議案第18号 令和5年度矢吹町一般会計予算について、賛成討論をさせていただきます。

令和5年度の当初予算総額は81億円であります。大きな額です。今年度と比べ、性質別歳出予算状況からほぼ同じ配分比率の歳出予算内容であります。町民の福祉向上と幸せを最大限に考慮されたもので、適切な予算配分になっております。

この当初予算を見ますと、町の政策的動向を知ることができますが、とりわけ町の基幹産業であります農業

政策に斬新さと変革につながるものが、すなわち日本食農連携機構との連携、遊水地残土利用による農業団地構想、農業担い手育成総合支援事業の拡充等であり、矢吹町の力ある農業政策の黎明を予感するものである政策が盛り込まれております。

このように、令和5年度の当初予算は、未来を見据えた本町の発展を図る予算配分であると判断し、議案第18号に賛成するものとして、議員皆様の賛同をお求めいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

討論ないですね。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認めて、これにて討論を終結いたします。

議案第18号 令和5年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。この議案第18号の採決に対しては起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 結構です。ご苦労さまです。

起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第17号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第17号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、2番、関根貴将君。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 改めまして、議場の皆様、おはようございます。また、傍聴にお越しくございました皆様、ありがとうございます。

第二予算特別委員会審査報告書。

第437回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第17号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の審査結果は、次のとおりです。

議案第17号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,931万1,000円を追加し、総額を92億3,851万円とするとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入予算の主な内容は、町税3,722万6,000円、地方交付税4,985万3,000円、国庫支出金4,165万2,000円、繰入金1億3,577万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出予算の主な内容は、総務費が特別交付税の精算による過年度精算金等により1億5,270万8,000円の増額、農林水産業費が、ため池整備事業等により3,137万円の増額、災害復旧費が福島県沖地震に係る住宅災害復旧工事の事業費精査等により3,238万円の減額、公債費を繰上償還金等により4,751万円増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきまして、健康センター管理運営事業等の5事業について、年度内完了が困難なことから総額9,931万1,000円を設定するものであります。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、矢吹町健康センター及び矢吹町ふれあい農園指定管理料について2,700万円、矢吹町屋内外運動場指定管理料について200万円、それぞれ増額し限度額を変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債1,000万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,881万4,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して0.7%の減額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億6,225万7,000円、県支出金11億7,187万3,000円、繰入金1億3,136万4,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,560万2,000円、保険給付費11億4,913万8,000円、国民健康保険事業費納付金4億3,783万6,000円、保健事業費3,786万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、土地造成事業の予算を定めるもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較しまして同額であります。

歳入予算の内容といたしましては、繰越金37万3,000円であります。

歳出予算の内容といたしましては、一般管理費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,079万2,000円とし、一時借入金及び歳出予算流用について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して約1.1%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億2,700万円、国庫支出金3億5,810万円、支払基金交付金4億1,688万7,000円、県支出金2億2,985万2,000円、繰入金2億7,808万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,510万5,000円、保険給付費14億6,998万3,000円、地域支援事業費1億40万円あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,825万5,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和4年度当初予算と比較して3.0%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億4,226万4,000円、繰入金5,543万2,000円、諸収入55万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費850万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,919万5,000円、諸支出金55万1,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和5年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入につきましては、総額4億1,390万円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益4億221万5,000円、他会計補助金を主とする営業外収益1,168万3,000円であります。

収益的支出につきましては、総額4億2,872万4,000円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用3億9,959万3,000円、企業債利息を主とする営業外費用2,708万1,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、企業債7,700万円など総額9,131万6,000円に対して、支出総額は1億7,072万7,000円となり、差引き不足額7,941万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費7,940万円、企業債償還金9,032万7,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和5年度矢吹町下水道事業会計予算。

本案は、収益的収入につきましては、総額6億8,397万7,000円を計上し、主な内容は、公共下水道及び農業集落排水使用料を主とする営業収益1億6,244万7,000円、他会計負担金を主とする営業外収益5億702万8,000円であります。

収益的支出につきましては、総額6億3,533万円を計上し、主な内容は、流域下水道維持管理負担金や処理場費を主とする営業費用5億8,811万1,000円、企業債利息を主とする営業外費用4,590万4,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、企業債1億9,910万円など総額3億1,854万8,000円に対して、支出総額は5億1,897万3,000円となり、差引き不足額2億42万5,000円は当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費1億3,380万円、企業債償還金3億8,517万3,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、議案第17号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）について質疑をさせていただきます。

まず、この中での議案と申しますか、債務負担行為の変更についてでございます。

2,900万ほど増えていくかと思いますが、1億二千幾らから1億5,000万を超える数字かと思いますが、債務負担行為です。これに関して、委員会のほうでどれだけ審議したかというのがお尋ねするところなんですよ。

今日私は、初めて議場に入ってからこの資料を見たんですけども、もうおよそ数日前、5日ぐらい前には予算委員会で話されている内容かなとは思いますが、この点について、債務負担行為というのは一体どういうものであり、なおかつ、今回の令和4年度でもってのおよそ3,000万ほど指定管理を上げて1億五千数百万にするということに対して、今申しあげました1点目は、債務負担行為というものに対する説明と申しますか内容、そしてもう一つは今日頂いた資料についてのもの……

○議長（角田秀明君） 青山君、1個ずつにして、1個ずつ。1つずつ。

○11番（青山英樹君） 大分責められちゃうな。

質疑ですから、一問一答でなくてもよろしいんじゃないですか。

○議長（角田秀明君） 3つだから、3回だから。

○11番（青山英樹君） 質疑は3回しかやりません。ただ、1点目でもって聞きたいのは、3点、3回です。

3回やりますけれども、1回目で聞きたいのは2点だけです。今申しあげましたように、債務負担行為に対する説明があったのかと、もう一点は、数字的にどのような歳入歳出があって、その債務負担行為を上げる理由となったのかという点について、具体的な数字があったのかについてお尋ねいたします。2点です。

○議長（角田秀明君） ルールですから、1つずつにしてください。

委員長、そういうことがあったかどうかを聞かれているので。答弁をよろしくお願いします。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 1つ目の質問ですけども、債務負担行為についてですが、そちらは後ほど……

○議長（角田秀明君） あったかないかでいい。

○2番（関根貴将君） 債務負担行為の補正及び……

○議長（角田秀明君） それに対して委員の中から質問があったかどうかでいい、委員長さんは。審議されたかどうか。

○2番（関根貴将君） そういうことですね。

こちらの件に関しましては、審議はされておりません。

○議長（角田秀明君） それでいいです。

〔「もう一点」と呼ぶ者あり〕

○2番（関根貴将君） 質疑はございませんでした。申し訳ないです、質疑はございませんでした。

○議長（角田秀明君） あと、じゃ2つ目の質問をしてください。

○11番（青山英樹君） ちょっと議長、私、今2点言ったんですけども、数字に関しての具体的な説明等もなかったということによろしいでしょうか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 分かりました。

じゃ、2点目、よろしいですか。

○議長（角田秀明君） はい。

○11番（青山英樹君） 2回目、すみません。

○議長（角田秀明君） 11番。

○11番（青山英樹君） それでは、例えば数字がなかったとすると、具体的な、いわゆる数字的な説明がなかったとすると、何をもちょうそ3,000万もの債務負担行為額を増やして1億5,000万とするのか、その根拠というのは一体どのように判断されたのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 判断はおかしい。

○11番（青山英樹君） じゃ、分かりました。じゃ、訂正します。

中身として今年、温泉での宅配がありましたけれども、例えばそれでもってどれぐらい、いわゆる休業している中であつてもどれぐらいの、いわゆる回収といいますか、いわゆる収入的なプラスが、およそ4月から11月まで休んでいたわけですけども、温泉宅配によってどれぐらいの収益が増えてきたかというか、そういったことも数字がなかったということで、説明も一切なく分からなかったということによろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 委員長、答弁をお願いします。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 温泉に関しての質疑はございまして、詳しい数字はそのときは出ていなかったの、後ほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○11番（青山英樹君） じゃ、3回目。

○議長（角田秀明君） 3回目。

○11番（青山英樹君） 温泉についての説明があつたというようなお話、今ございましたが、そこではどのような説明があつたのかお示しいただきたいと思ひます。いわゆるこれ、私聞いているのは債務負担行為でもって3,000万増えて1億5,500万ぐらいになるという点についての説明です。お願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

委員長。

ただ、委員長、あつたかないかだけでいいんだよ。

質問がなければ、あなたは仕切っていただけだから、委員会の中でそういう質問があつたかどうか。債務負担行為に対して。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 先ほどと同じなんですけれども、温泉に関しての質疑はあつたんですけども、債務負担行為に関しての討論とか、そのようなものはございませんでした。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 以上です。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

それでは、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議案第17号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論いたします。

今、質疑をいたしました。矢吹町健康センター指定管理料に関する債務負担行為につきまして反対するものでございます。その1点について反対をさせていただきます。

理由としましては、まず債務負担行為というものは、次年度以降において経費の支出を伴うものがほとんどでありまして、予算を議会の議決に関わらせしめることによって財務統制を全うするのが予算制度の原則です。こうした予算制度の趣旨から、当該年度の歳出と直結しない行為であっても、当該年度もしくは後年度における支出を義務づける行為については、何らかの議会による統制が必要であるということは言うまでもないところでありまして、昭和38年の地方自治法改正以前にも債務負担行為は予算外義務負担と称されて、議会の単行議決を必要としていたものです。

債務を負担する行為に関し議会が審議する場合、現実の歳入歳出と将来の財政負担とを併せて審議するほうが便宜であること、債務負担行為を予算の内容に加えて一覧にすることにより、住民や議員、その他関係者の理解に便宜であることが債務負担行為を予算で定めるとした理由であります。

これらの原則に鑑みつつ、健康センターに関する債務負担行為の限度額増額については、健康センター運営に関しての事業計画、決算などの精査が正しく行われ、義務費である債務負担行為額、健康センター指定管理料が妥当な増額となっているのか、今回におきましては疑義が生じるものと判断されます。

つまりは、具体的な数字が示されることなく、歳入歳出等におきましても、その必要性は、3,000万円あるというものも全く、非常に抽象的であるのかなというふうに疑義が生じております。

審議におきまして、具体的に申し上げれば、今年、令和4年度に温泉宅配が始まりましたが、経費等はかさんでいまして、トラック等の借り上げとか、あるいは売上げからいっても130万ぐらいが赤字になっているのかな。これが将来の令和5年度を見ますと、ごめんなさい、訂正します、令和4年度ではなくて令和5年度におきましてのを見ると、大体130万ぐらいの赤字になるのかなというような試算がされるところでございます。

その点におきまして、債務負担行為は将来におけるの支払額の義務を負うわけでございますから、当然今申

上げましたような歳入等、歳出等の動向等を見ながら、それを勘案しながら次年度以降の計画を立てていくというのは、これは当然必要なものではないのかと思います。

例年で見えていきますと、債務負担額が増えている。令和4年度の場合には、休業している期間が3年の3分の2あって、令和5年度になりますと、それがないとすれば、通年で営業した場合においても債務負担料が増えていくというような、つまり町民の負担が増えていくというようなことになるわけですね。債務負担行為額、指定管理料が増えるということは町民負担が増えていくという、数字上は単純にそのようなことも言えるわけでありまして、それらについては審議をもう少し具体的にすべきであり、なおかつ、皆さん町民にとっての改めてその必要性というものも考える時期に来ているものと思いき、その点から、その機会であったという観点から、この議案第17号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算に反対をすることでございます。

議員の皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか、賛成の立場の。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第17号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、質疑の中で、質疑はなかったのかと、ありませんでしたということでしたが、説明が全くなかったわけではなく、内訳として2つ説明があって、燃料費がどうのこうので一千何百万、もう一つがその残りというような説明がありました。全く審議していなかったようなことを今、同僚議員の反対討論でありましたが、しっかり説明があって審議をして、結果としてそういう結論が出たということでもあります。

なかなかいろいろな意見があって、おっしゃるとおりの内容もなるほどなというふうに討論の中、伺わせていただきましたが、これは今後の執行部としても貴重な意見と受け止めて、先ほどの一般会計の新年度予算もそうですが、討論の中にあつたようなことはご提案として受け止めて今後を生かしていくというふうにして、みんなでいいまちをつくっていけばいいんじゃないかというふうに思います。

余談ですが、先ほど一般会計の討論の中でも子育て支援をしていいまちをつくっていき、選ばれる自治体というようなことがありました。現に、町長がよくおっしゃいますように、大東建託でしたか、順位が発表されていますが、具体的な数値として固定資産税が増えてきています。これは皆さん家を建てて住み始めているということが証明されています。その方向性としては、町長の方向性は合っているということだと思うので、それをしっかり前に進める、軌道修正しながら進めるために貴重な意見をいただいたということで、反対討論のご提案をお聞きしながら、執行部が慎重に進めていくということをお願いして、討論とちよつとずれてしまいましたが、執行部と議会としてしっかり進んでいくというふうに、いいふうに受け取って、みんなでいいまちつくっていければありがたいなと思います。討論の趣旨とずれてごめんなさい。

以上です。

○議長（角田秀明君） 賛成ですよ、熊田議員。

○12番（熊田 宏君） 冒頭で賛成と申し上げました。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） これで討論は終結をさせていただきたいと思います。

これより議案第17号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度矢吹町下水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を11時45分から行います。引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。

（午前11時45分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 零時02分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、三村正一君。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会からご報告をいたします。

会期中に、町長から提出のありました諮問2件、議員からの提出のありました発議2件について、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定をしました。

なお、追加日程につきましては、お手元の配付資料のとおりでございます。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和5年6月30日をもって任期が満了となります矢吹町八幡町277番地5、薄葉一子氏を再度、同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

薄葉氏は、令和2年7月より人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組まれ、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任にふさわしい方であることから提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和5年6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町中町242番地、北村篤史氏を再度、同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

北村氏は、令和2年7月より人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組まれ、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任にふさわしい方であることから提案するものであります。皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

諮問第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。ここで、同意されました薄葉一子様、北村篤史様を紹介するため、暫時休議をいたします。

（午後 零時08分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 零時10分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） それでは、説明に入ります。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について説明いたします。

現在の福島県最低賃金は時給858円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には程遠い金額であり、その水準は全国でも低い位置にあります。

よって、本矢吹町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関して、記載の事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長宛てに意見書を提出し、強く要望するものであります。

以上の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより発議第2号 矢吹町議会の個人情報の保護に関する条例（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） それでは、発議第2号 矢吹町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第2号 矢吹町議会の個人情報の保護に関する条例（案）は、これを可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

続きまして、私から、本定例会を最後にこの3月31日で退職される町管理職の方が議場におられますので、一言御礼を申し上げたいと思います。

都市整備課課長福田和也さんにおかれましては、長年、町政の進展に尽力されるとともに、議会運営及び審議に多大なご協力、ご指導をいただき、心から感謝申し上げます。福田さんの在職中の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信をしております。今後は、健康に十分留意され、ご自分の生活を楽しんでいただきたいと思っております。

また、退職後も長い行政経験を生かされ、町政、議会活動に温かいご指導、ご協力をいただけますようお願いを申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。長きにわたり、誠にありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉じます。

なお、1時20分より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いしたいと思います。

これにて第437回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 零時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 7 月 31 日

議 長 角田 秀明

署 名 議 員 芳賀 慎也

署 名 議 員 関根 貴将